

第4期市川市地域福祉計画

【平成30～35年度】

(2018～2023年度)

平成30年3月



市川市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉とは	2
3	地域福祉計画とは	3
4	計画の位置付け	6
5	計画の特徴	8
6	計画期間	10
第2章	これまでの取組の成果と課題	11
1	行政施策の進捗状況	11
2	地区別計画の進捗状況	21
3	市民等意向調査からの課題	27
4	主要課題	33
第3章	第3期計画の総括を踏まえた今後の展開	36
第4章	第4期計画の基本的考え方	38
1	第4期計画の基本的考え方	38
2	基本目標	39
3	施策の展開	41
4	計画事業の選定にあたって	42
第5章	施策の展開	43
基本目標Ⅰ	安心と信頼のあるまちづくり	43
基本目標Ⅱ	参加と交流のまちづくり	53
基本目標Ⅲ	安全とおいしいのあるまちづくり	61
基本目標Ⅳ	自立と生きがいづくり	66
基本目標Ⅴ	地域福祉推進の基盤づくり	74

第6章 計画の推進のために.....	84
1 地域福祉推進体制の充実.....	84
2 計画の進行管理.....	87
3 市川市社会福祉協議会との連携強化.....	88
資料編.....	89
1 本市の人口.....	89
2 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）.....	90
3 計画の策定体制.....	92
4 市川市社会福祉審議会委員名簿.....	94
5 市川市社会福祉審議会等の開催状況（平成29年度）.....	96
6 市民等意向調査の概要.....	98
7 地域懇談会の概要.....	138
8 パブリックコメントの概要.....	138
9 わかちあいプランの概要.....	139
10 用語解説.....	141

1 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和26年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成12年には同法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、公的福祉のさらなる充実とともに「共助」といった地域福祉の概念が取り入れられました。

さらに、3・11の東日本大震災等に見られるように、地域住民による互助活動や災害時における地域での支援活動の重要性が再認識されるようになりました。また、平常時においても、産業構造の変化の中での生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。

個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会*」が求められています。こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本市では、平成13年度から福祉コミュニティ*の充実を図るため、地域ケアシステム*の構築に取り組んできました。地域住民それぞれが主役となり地域の活性化に向けた様々な活動によって、地域の支えあい助け合いは、確実に広がってきています。

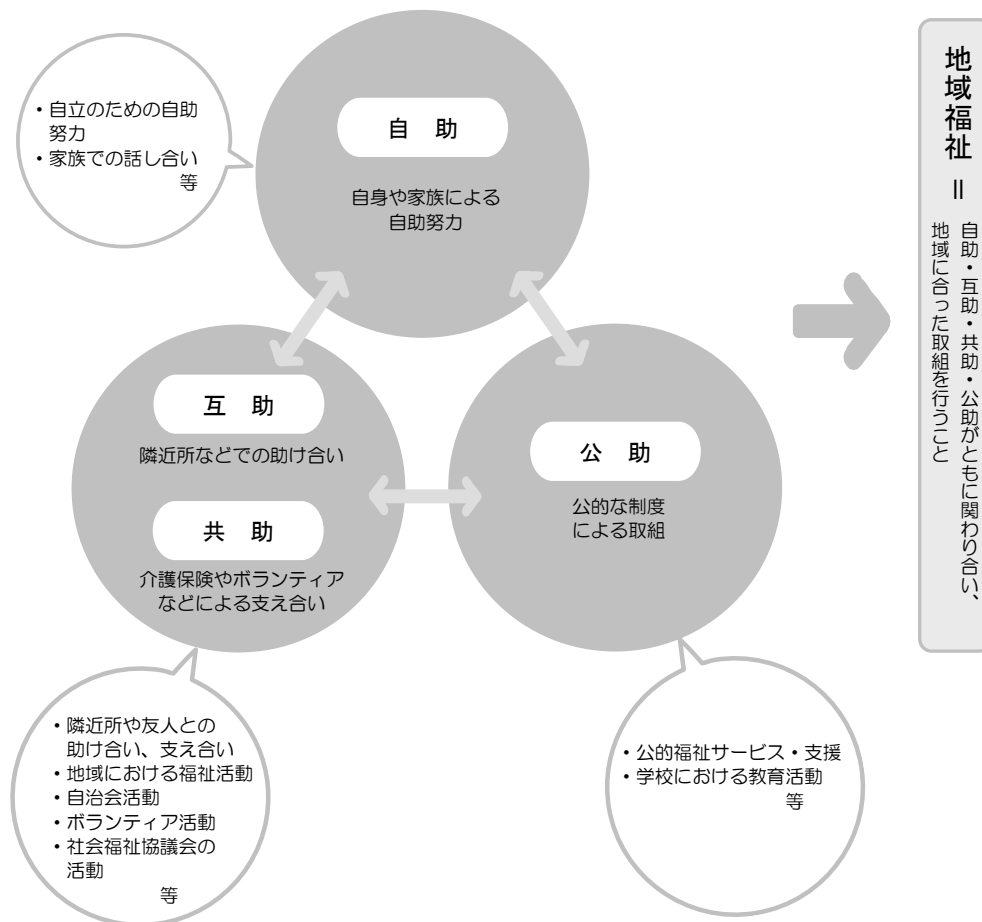
今後ますます加速する少子高齢化に対して、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第4期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステム*に係る資料においては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分で示されていますが、「互助」も「共助」も相互に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、本計画では「互助・共助」として記載しています。



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。その中では、高齢者や障害者、子ども等の福祉課題が主要な課題となっています。また、地域社会とつながりが薄い世帯等が増えつつあることについても、地域社会を維持し生活の秩序を保つための福祉課題として捉えています。それらの課題に対応するための仕組みを市民や団体と行政とが協働してつくりあげるとともに、市民が「サービスの受け手」にとどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画することで、よりよい地域社会に変えていくことを目指して地域福祉計画を策定してきました。

このような取組を市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するため、平成14年度策定の「市川市地域福祉計画（基本計画）」では次のとおり基本理念を定めました。

市川市地域福祉計画の基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、
自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



第4期市川市地域福祉計画においても、市川市地域福祉計画（基本計画）に掲げた基本理念の実現を目指し、これまでの取組を引き続き発展させながら、地域福祉の推進を目指します。

また、第3期計画の策定以降、以下の概要のとおり、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のための社会福祉法の改正、生活困窮者自立支援*方策に係る厚生労働省社会・援護局長通知の発出がなされており、第4期計画の策定においては、これらを踏まえた計画を策定します。

法改正、通知の概要

(1) 社会福祉法の改正（平成29年6月2日公布）

ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。（第106条の3関係）

＜具体的な事業の例示＞

○地域活動への参加促進支援 ○地域活動拠点の整備

○地域住民等に対する研修の実施 ○身近な相談支援体制の整備

○地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が2項目追加された。（第107条関係）

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 厚生労働省社会・援護局長通知（平成26年3月27日付）

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととされた。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置付け

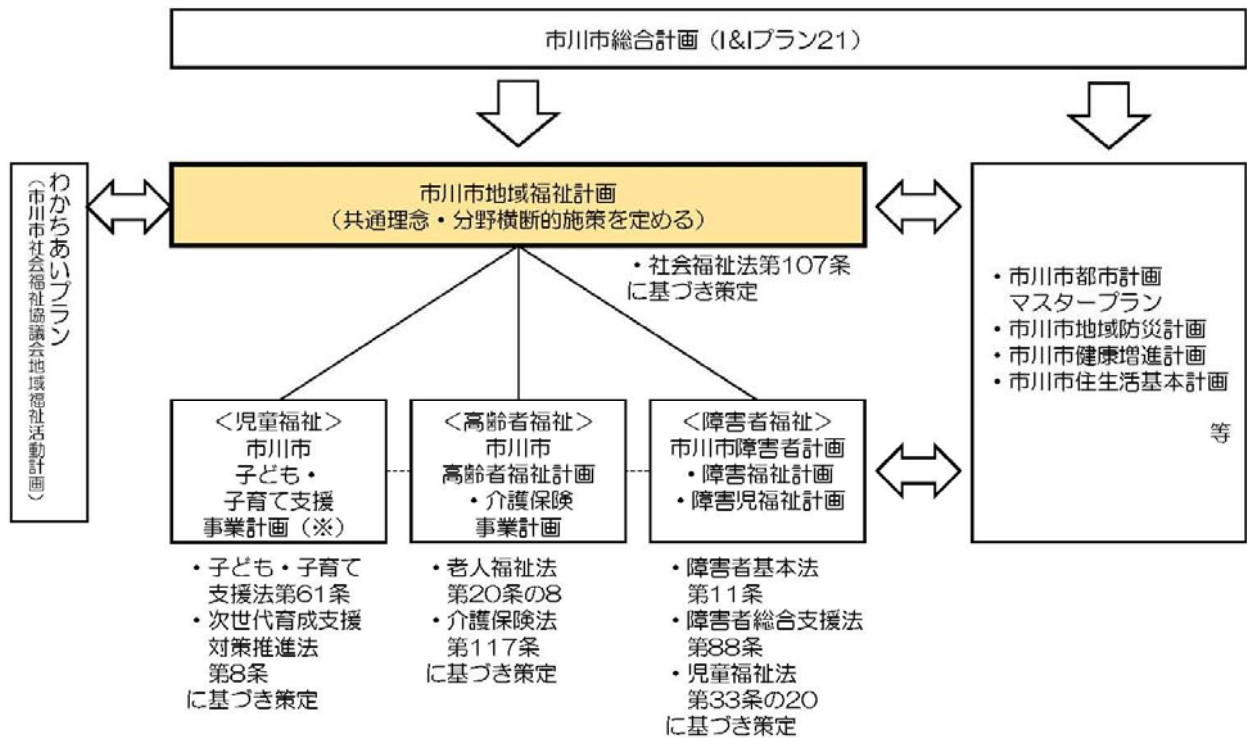
「第4期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（I&Iプラン21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、福祉分野横断的な施策を定める計画として機能することが期待されています。あわせて、「市川市都市計画マスタープラン」「市川市地域防災計画」等、他の部門で策定された個別計画で捉えられている課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画です。

いずれの個別計画も「市川市総合計画（I&Iプラン21）」の実現に向けた基本理念は一致していますので、本市の地域福祉向上のため、各計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。

なお、個別計画が策定されている単独の分野に係る事業については、目標設定や進行管理等は当該個別計画に委ねることとします。

地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ



※市川市子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉分野だけではなく、幼児教育等も含めた「子ども・子育て支援」の取り組みを定めているため、市川市地域福祉計画の範囲を超える部分もあります。

◆市川市総合計画（I & I プラン 21）

「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、本市の目指すべき将来都市像と基本目標及び施策の基本的な方向を定める計画です。目標年度は、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：平成37年）としています。

◆市川市子ども・子育て支援事業計画

地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくり」を目指す計画です。

◆市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「個人としての尊厳が保たれ、その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ」を基本理念とし、本市の地域包括ケアシステムを推進する計画です。

◆市川市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するため、「このまちで共に生きる」を理念として定める計画です。

◆市川市都市計画マスタープラン

市川市総合計画に示された将来都市像「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ」を具体化していくための基本的な方針を定める計画です。

◆市川市地域防災計画

市川市域に係る災害に対し、市・防災関係機関・市民・事業者が、それぞれに持つ力を出し合って、地域及び市民の生命・身体・財産を守ることを目的として、市川市防災会議が作成する計画です。

◆市川市健康増進計画

高齢化が進む中、生活習慣病の特性や、運動、食事、禁煙など生活習慣改善の重要性を理解し、子どもの時から生涯を通じ、健やかで心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」をつくるための取組を定める計画です。

◆市川市住生活基本計画

「安全で安心して住みつけられる いちかわの住まい」を基本理念とする、市川市の住まいづくりの指針となる計画です。

5 計画の特徴

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「互助・共助」「公助」の連携、協働のもと、地域課題の解決に向け、取組を進めていくことが重要です。

本計画は、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した地区別計画との連携のもと、地域課題を把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ」形式の計画としています。そして、福祉分野の各個別計画をつなぎ分野横断的な施策を一体的に進めるという役割と合わせ、国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方と合致するものとなっています。

本市では、地域課題を把握し、解決に向けた検討を行う場として「地区推進会議*」を設置していますが、今期より、この「地区推進会議」を、これまで設定されていた3つの基幹福祉圏*から、実際の地域活動の単位である小域福祉圏*（14地区）に直接焦点を当てるものに変更します。より地域特性を踏まえた取組が行えるよう、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題を、本市が行政課題として受けとめ、地域住民と共有したうえで、ともに解決に向けた取組を進めることとしており、機能強化を図っています。

コラム 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

社会福祉協議会は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉協議会の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会*、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力のもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

コラム わかちあいプランとは

わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会が地域福祉を推進するために策定する計画であり、各地区社会福祉協議会の活動を基盤として、すべての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。本市の地域福祉計画が、地域福祉を推進する上での自助、互助・共助、公助の役割を明確化しているのに対して、わかちあいプランは、地域における新たな支え合いである互助・共助を基調にすえて住民自らが目標を定めています。

※資料編「4. わかちあいプランの概要」(139~140 ページ) 参照

6 計画期間

第3期市川市地域福祉計画の計画期間は5年間としていましたが、関連性が大きい第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第3次いちかわハートフルプランの計画期間がいずれも3年間となっていることから、

- ・両計画と周期をそろえPDCA サイクルを合わせることが望ましいこと
- ・福祉分野の各計画の上位計画としての位置づけや、地域づくり・住民の意識醸成といった短期間では効果がでにくい施策が中心的なテーマになっていること

を勘案し、第4期市川市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
市川市総合計画	基本構想（13年度～37年度）															
	基本計画 (13年度～37年度)			基本計画（23年度～32年度）												
市川市地域福祉計画	第2期地域福祉計画 (20年度～24年度)				第3期地域福祉計画 (25年度～29年度)				第4期地域福祉計画 (30年度～35年度)							
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第3期	第4期	第5期		第6期		第7期									
市川市子ども・子育て支援事業計画									第1期							
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	第1次								第2次							
市川市障害者計画 (基本計画)											第3次いちかわハートフルプラン					
市川市障害者計画 (実施計画)			いちかわハートフルプラン		第2次		第3次		第2次いちかわハートフルプラン							
市川市障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期		第5期										
市川市障害児福祉計画											第1期					
【参考】 わかちあいプラン (市川市社会福祉協議会地域福祉活動計画)	第1期	第2期	第3期				第4期									

第2章

これまでの取組の成果と課題

1 行政施策の進捗状況

(1) 行政施策の評価

第3期計画における5つの基本目標に対応する進行管理事業について、事業計画及び目標値を設定し、その進捗を基に評価し、基本目標ごとの総合評価をまとめます。

- ・項目別評価は、担当所管が行った自己評価です。
- ・総合評価は、項目別評価の合算を基に評価しています。

評価基準

- | | |
|--------------|------------|
| A：達成できた | B：概ね達成できた |
| C：一部達成できなかった | D：達成できなかった |

※評価は平成28年度の実績に対するものです。

(2) 基本目標ごとの整理（主要な成果：平成28年度目標と実績）

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

重点事業名〔所管〕	地域福祉に関する情報発信（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕		
指標	目標	実績	進捗率
市公式Webサイト閲覧者数	1,800	3,187	177.1%
広報等掲載回数	2	2	100.0%
しおり発行部数 (保健福祉のしおり)	3,000	2,000	66.7%
評価 B	成果：市公式Webサイトや広報紙への掲載は、地域ケアシステムに関する理解や啓発に繋がった。		
	課題：福祉に関する情報発信としては市内各地区の高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）*や地域ケアの拠点などでの地域に特化したPRも必要。		

重点事業名 [所管]		地域包括支援センター事業	
		[介護福祉課]	
指 標	目 標	実 績	進捗率
相談件数	33,500	49,591	148.0%
認知症サポーター* 養成講座回数	20	51	255.0%
介護予防教室開催数	65	127	195.4%
評価 A	成果： 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を増設したことで、地域の相談窓口として高齢者やその家族が利用できるようになり相談件数が伸びた。		
	課題： 相談内容により関係機関との連携・調整のためのネットワークの構築が必要である。また、周知活動を継続し高齢者だけではなく、他世代にも周知していく必要がある。		

重点事業名 [所管]		関係機関・事業者との連携・ネットワーク事業	
		[地域支えあい課]	
指 標		進捗率	
高齢者等の生活を包括的に支えていくためのネットワークが構築され、保健・医療・福祉・介護の連携がスムーズに行われている。 （平成29年度）		—	
評価 B	成果： 医療・介護関係者の研修会や会議の開催により相互の理解や情報共有を図ることができた。		
	課題： 今後も継続し、連携を深めていくことが大切である。		

重点事業名 [所管]		医療との連携事業	
		[地域支えあい課]	
指 標	目 標	実 績	進捗率
医師との連絡会議数	7	4	57.1%
評価 B	成果： 医療・介護関係者が参加する多職種の会議を開催し、地域包括ケアシステム推進に向けて課題の抽出や対応の検討を行なった。また、医師会との会議は日程がとれず1回のみで開催であったが、在宅医療*推進に向けた課題の共有を図ることができた。		
	課題： 今後も継続して連携に向けた会議を開催していく必要がある。		

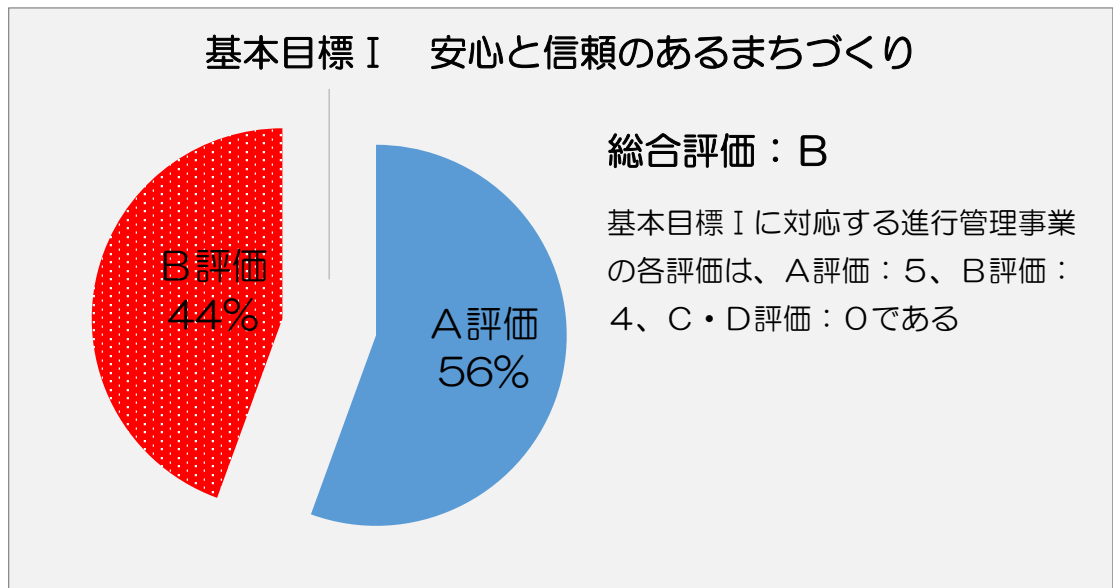
重点事業名 [所管]		認知症*を理解するための啓発活動事業 [介護福祉課]	
指 標	目 標	実 績	進捗率
介護予防教室開催数	60	127	216.7%
介護予防教室参加者数	600	1,797	299.5%
評価 A	成果： 介護予防教室の開催及び参加者ともに目標を上まわり、高齢者の心身の健康維持の啓発・理解が広まった。 課題： 関係機関とのネットワークの構築。さらなる周知・啓発活動を継続していく。		

重点事業名 [所管]		認知症を支えるための事業 [介護福祉課・地域支えあい課]	
指 標	目 標	実 績	進捗率
ケアマネジャー 研修開催数	30	51	170.0%
ケアマネジャー 研修参加者数	1,022	1,094	107.0%
介護家族交流会開催回数	8	16	200.0%
介護家族交流会参加者数	80	125	156.3%
認知症サポーター 養成講座開催回数	20	51	255.0%
認知症サポーター 養成講座参加者数	500	2,004	400.8%
評価 A	成果： 目標値を上回る認知症サポーターを養成することができた。 課題： 認知症サポーターの養成を進め、認知症の人を地域全体で支える地域づくりにつなげていく。		

重点事業名 [所管]		成年後見制度*利用支援事業 [介護福祉課]	
指 標	目 標	実 績	進捗率
パンフレット作成部数	3,000	0	0.0%
相談件数	500	1,316	263.2%
評価 B	成果： パンフレットの作成の実績が無かったためB評価となったが、前回作成したものを使用している。相談件数は相談窓口の増により目標を大きく上回った。 課題： 平成28年度より開始した市民後見人*の活用のための支援体制の構築等が必要となる。また制度の周知・啓発を継続していく。		

重点事業名 [所管]	日常生活自立支援事業* (地域福祉活動推進事業) [地域支えあい課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
利用件数	80	65	81.3%
評価 A	成果： 利用件数は目標に達していないが、新規受け入れに向けて体制を整えている。 課題： 新規受け入れに向けて生活支援員の確保が必要。		

重点事業名 [所管]	高齢者虐待相談窓口事業 [介護福祉課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
利用件数	260	2,332	896.9%
評価 A	成果： 相談窓口を増やし、高齢者虐待を未然に防止するための意識強化と体制整備を図った。 課題： 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）職員の資質の向上を図るための研修の開催。		



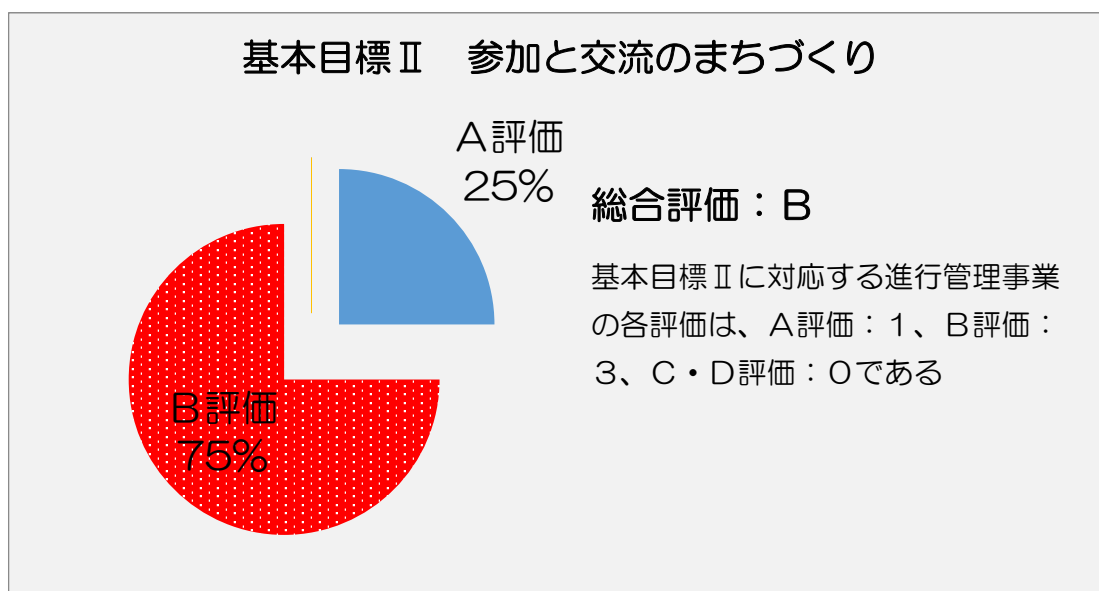
基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

重点事業名 [所管]		地域ケアシステム推進事業 [地域支えあい課]		
指 標		目 標	実 績	進捗率
地域ケアの会議等(拠点・サロン*・相談員会議)開催数		4,800	5,933	123.6%
庁内推進連絡会開催数		2	2	100.0%
広報等掲載回数		2	2	100.0%
評価 A	成果： 地域ケアシステムの会議に関しては活発化している。新規事業やそれに伴う会議も増加傾向で、年々活発な活動を行なっている。 課題： PRについては、地区行事やサロンへの新規参加者の獲得。			

重点事業名 [所管]		コミュニティワーカー*事業 [地域支えあい課]	
指 標		進捗率	
「コミュニティワーカーのあり方検討報告書」(平成19年9月)の検証が行なわれ、地域の強い増員要請に対する対応策が明らかになっている。(平成29年度)		—	
評価 B	成果： 住民主体のサロン活動や介護予防活動について、徐々に広がりを見せている。 課題： 生活支援といった支え合い活動の創出や人材の育成。		

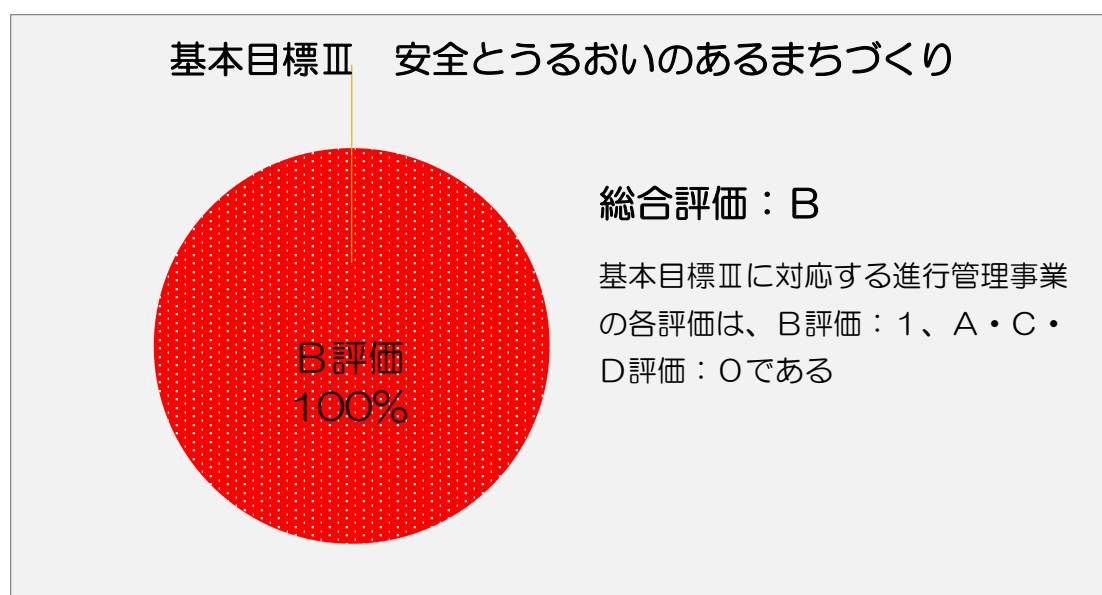
重点事業名 [所管]		緊急通報装置*設置事業 [介護福祉課]		
指 標		目 標	実 績	進捗率
設置数(累計数)		1,800	1,427	79.3%
広報等掲載回数		2	0	0.0%
評価 B	成果： 広報等への掲載をしておらず、目標に対して実績が下回った。 課題： 緊急通報装置が必要な方へ設置助成ができるように情報の発信を継続して行う。			

重点事業名 [所管]	火災警報器の設置事業		
			[介護福祉課]
指 標	目 標	実 績	進捗率
新規設置者数	78	65	83.3%
広報等掲載回数	2	1	50.0%
評価 B	成果：広報に掲載し、事業の周知を行った。		
	課題：警報器設置が義務付けられていること、高齢者で非課税世帯には設置助成があることの情報の発信を継続して行う。		



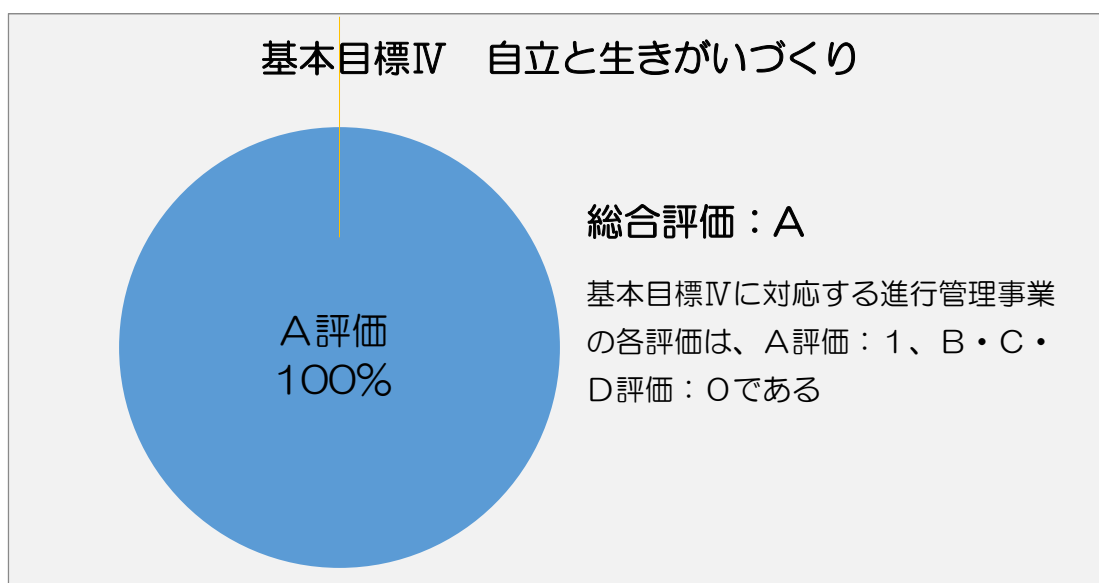
基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちづくり

重点事業名 [所管]	住宅改修費の助成事業		
			[介護福祉課]
指 標	目 標	実 績	進捗率
利用件数	87	46	52.9%
広報等掲載回数	2	1	50.0%
評価 B	成果：広報に掲載し、事業の周知を行った。		
	課題：助成対象になる方が、住宅改修を行う際に助成制度が利用できるように情報の発信を継続して行う。		



基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

重点事業名 [所管]	移動サービスの支援事業 [福祉政策課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
福祉有償運送 [※] 運営事業者数 (累計)	10	8	80.0%
評価 A	成果： 第3期市川市地域福祉計画策定当初と比べ、福祉有償運送実施団体が2事業者増えた。 課題： 福祉有償運送運転者講習受講料補助金の周知。		



基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり

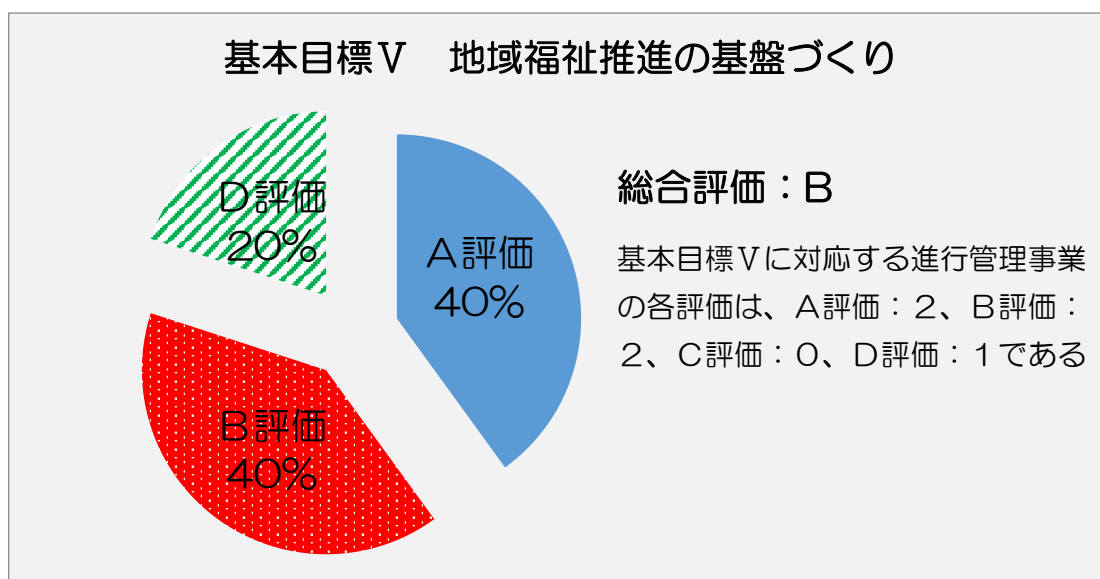
重点事業名 [所管]	地域福祉の啓発（地域ケアシステム推進事業） [地域支えあい課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
講座等の開催数	42	193	459.5%
評価 A	<p>成果：認知症予防や在宅医療の理解、地域リハビリテーション活動支援、介護予防のための「市川みんな体操」*など啓発のための講演会や研修会などを開催。</p> <p>課題：講演会や研修受講者の活用。</p>		

重点事業名 [所管]	仮称「市川コミュニティ塾」モデル事業 [地域支えあい課]	
指 標	進捗率	
仮称「市川コミュニティ塾」創設に関する検討委員会での企画案がまとめ、庁内合意により新規事業として承認されている。（平成26年度）	—	
評価 B	<p>成果：市川市自治会連合協議会及び地域振興課と共催し、市域全体を対象とする地域活動への入門を意識した講座を開催。</p> <p>課題：普及啓発の側面が大きく、その後の活動につなげる必要がある。</p>	

重点事業名 [所管]	地域活動拠点の再整備（地域ケアシステム推進事業） [地域支えあい課]	
指 標	進捗率	
既存拠点の改善、新たな活動の場のニーズが把握され、緊急性・実現性を勘案し、順次要望に答えられている。（平成29年度）	—	
評価 A	<p>成果：既存拠点の施設修繕を行い環境整備にあたった。</p> <p>課題：広域な地域や手狭な拠点を改善するための研究。</p>	

重点事業名 [所管]	個人情報適正活用支援（地域ケアシステム推進事業） [地域支えあい課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
研修会実施回数	3	0	0.0%
評価 D	<p>成果：福祉委員*全体を対象とした研修会は実施できなかったが、地域福祉活動と個人情報保護について、福祉活動に携わる方々に向けたマニュアルを作成し、福祉委員に配布し、説明を行った。</p> <p>課題：地域活動充実により、個人情報を取り扱う機会が増えることを想定したリーフレットの作成を支援する。</p>		

重点事業名 [所管]	地域活動情報管理（地域ケアシステム推進事業） [地域支えあい課]	
	指 標	進捗率
	地域活動情報を共有化する趣旨が関係機関・組織で合意され、情報の収集・活用の仕方を明確にした管理システムが形成され、地域活動に活かされている。（平成27年度）	—
評価 B	<p>成果：地域ケアシステム推進連絡会*や相談員会議などを開催し、地域活動の情報を地域福祉関係者間で共有できるようにした。</p> <p>課題：地域ケアシステムの各拠点に整備したパソコンが、情報収集などに有効に活用されるよう、研修を実施する。</p>	



2 地区別計画の進捗状況

第3期計画における地区別計画（北部圏域・中部圏域・南部圏域）の進捗状況については、地区推進会議で評価を行ってきました。

平成29年度時点の各方向性に関する地域・コミュニティワーカー（CW）・行政・社会福祉協議会（社協）の取組状況は下記のとおりです。

■北部圏域

方向性1 活動の場の確保・充実	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点入口に掲示板を設置し、気軽に情報が入手できるようになった。（大柏地区） ○活動の場が宮久保地区に多く、下貝塚地区からの参加者にとって遠いと感じるため、下貝塚地区での事業の開催に向け、検討を行った。（宮久保・下貝塚地区） ○拠点の改修により、外から中の様子が分かるようになった。また、個人宅でのサロンも開所した。（国分地区） ○拠点周知のため、イベントの際に、拠点のチラシの配布や説明などを実施。また、自宅を開放したサロンなども開催している。（曾谷地区） ○拠点で開催できるサロン活動に向けて検討している。（国府台地区）
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな会合などの場面で、公的施設以外に地域に開放可能な場がないか検討し、児童施設を新たなサロン会場として支援した。 ○個人宅開放などについて関係者へ提案。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン及び各種イベントの会場の優先的な予約を実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点やサロンが充実するために行政職員とCW、地区担当者が支援に取り組んだ。 ○CWと共に地区社協拠点整備、サロンを利用する方々に行事などのPRに努めた。

方向性2 地域住民のつながりの強化と情報の共有化	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の再発見と介護予防・健康増進を目的としたウォーキングを開催し、多くの方の参加があった。(大柏地区) ○協力員の集いを年2回開催し、地域活動への理解、協力者を増やしている。(宮久保・下貝塚地区) ○事業部会・広報部会・サロン部会と3つの部会制をとり、それぞれ会合を開催している。また、サロン活動の理解や参加促進、サロン同士の交流を目的とした「てるぼサロンまつり」を開催した。(曾谷地区) ○拠点が広がったことで地域の交流の場として開放し、地域住民へPRをしている。(国分地区) ○拠点を認知してもらえよう十分なPRを行いたい。(国府台地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○負担軽減のため、役割の細分化を支援した。 ○地区社協事業PRの為に掲示物の作成、イベントでの周知活動の実施。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会・町会と民生委員の連携に努めた。 ○介護予防・日常生活支援総合事業*の改正を受けて市民説明会を開催し、制度の共通理解、社会参加、地域づくりの意識を高めた。 ○「市川みんなで体操」の周知を実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動などに、より多くの方や団体が参画できるよう関係各所に働きかける。

方向性3 活動内容の充実	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい会食会など、地区社協と自治会や民生委員の連携を意識した取組を行っている。(大柏地区) ○拠点PRのため、まだ来たことのない人を対象に、また、子どもを対象にした企画を実施。(宮久保・下貝塚地区) ○サロン活動の参加促進・周知のために「曾谷てるぼサロンまつり」を開催した。また、ふれあいの集いなど3ヶ所で開催しているが、担い手に男性が少ないため、重いものを運ぶのに苦慮している。(曾谷地区) ○多世代の方との交流を楽しく実施できるよう。新規事業としてグラウンドゴルフ大会を開催する。(国分地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなサロン立ち上げに向けて、相談・支援を行った。 ○地区社協事業周知のためのチラシの作成及びイベントでの紹介。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○活動充実のために研修用バスの確保に努めた。 ○各種講座・講演会を開催した。(家族介護教室・認知症サポーター養成講座、介護予防に関する講座等) ○介護予防・日常生活支援総合事業の説明をし、社会参加・地域づくりや地域ケアシステムが行なっているサロン活動の意識を高めた。 ○「市川みんなで体操」の周知を実施した。 ○地域住民に対し、地域包括ケアシステムを含む地域共生社会に関する知識や課題の共有について研修会を実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動のPRを兼ねて地区社協の登り旗を購入し、各地区へ配布した。

■中部

方向性1 活動の場の確保・充実	
地域	<p>○地域ケア拠点*の場所について、のぼり旗や看板等で周知を図っている。(市川第一地区)</p> <p>○地域ケア拠点まで歩けない人のために、更に身近な活動の場の確保が課題。(真間地区)</p> <p>○地域ケア拠点の壁面をギャラリーにし、地域の人々の作品展示を行うなど工夫を図っている。(真間地区)</p> <p>○地域ケア拠点の来所者が少ない。(八幡地区)</p> <p>○広く明るい拠点のため、多世代が集える場所となっている。(市川東部地区)</p> <p>○買い物の行き帰りに寄れる場所のため常連の方も多い。(信篤・二俣地区)</p>
CW	<p>○地域ケア拠点の所在や取組について、まだまだ知られていない。</p> <p>○相談等をきっかけに地域ケア拠点に通うようになったり、サロンに通うことが生活のハリになるなど、活動の成果が多く地区で見受けられる。</p>
行政	<p>○サロン及び各種イベントの会場の優先的な予約を実施した。</p>
社協	<p>○拠点やサロンが充実するために行政職員とCW、地区担当者が支援に取り組んだ。</p> <p>○CWと共に地区社協拠点整備、サロンを利用する方々に行事などのPRに努めた。</p>

方向性2 さらに人材の確保・育成	
地域	<p>○どこの地区においても相談員や福祉委員の高齢化が進んでおり、人材の確保や育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>○サロン等のイベントに参加された方を今後の支え手側としてつなぐため、登録制度を導入。(真間地区)</p> <p>○地域の担い手不足が課題となっている。(菅野・須和田地区)</p>
CW	<p>○地区社協事業、サロン事業、相談員など、地域活動の担い手不足や高齢化の問題が顕著となる地区が多い。</p> <p>○福祉関係機関やボランティア団体等との関係づくりに取り組み、地域との橋渡しを目指す。</p>
行政	<p>○各種講座・講演会を開催した。(家族介護教室、認知症サポーター養成講座、介護予防に関する講座等)</p> <p>○地域住民に対し、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明などを実施した。</p>
社協	<p>○社協登録ボランティアの地区社協への登録について意思確認を行った。</p> <p>○ボランティア活動登録に来所された方に、地区の活動やてるぼサロンの案内を行った。</p>

方向性3 活動内容の充実	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○男性も参加しやすいカラオケサロンがスタートした。(市川第一地区) ○個別の見守りや相談事例について、様々な専門機関と密に連携し、解決へとつながっている。(真間地区) ○多世代を意識した新たな取組として軽スポーツ大会を実施した。(菅野・須和田地区) ○ふれあい演芸会では、地域関係者をはじめ学校・福祉事業所・警察・高齢者サポートセンターなどが参加し、地区内の連携を図った。(信篤・二俣地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○特に地区社協事業等に関し、社協・行政の地区担当職員と連携し、活動の更なる充実を目指す。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○活動充実のために研修用バスの確保に努めた。 ○各種講座・講演会を開催した。(家族介護教室、認知症サポーター養成講座、介護予防に関する講座等) ○介護予防・日常生活支援総合事業の説明をし、社会参加・地域づくりや地域ケアシステムが行なっているサロン活動の意識を高めた。 ○「市川みんな体操」の周知を実施した。 ○地域住民に対し、地域包括ケアシステムを含む地域共生社会に関する知識や課題の共有について研修会を実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動のPRを兼ねて地区社協の登り旗を購入し、各地区へ配布した。

方向性4 団体間の連携・情報の共有化	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア推進連絡会にて情報共有は行っている。(市川第一地区) ○「ふれあい七社めぐり」では新規パンフレットを作成。定例的な行事として毎回大盛況となっている。(市川第二地区) ○各会議にて情報の共有化を行っている。また、自治会・学校・地域防災協議会等と共催したイベントの開催など、連携の充実に努めている。(真間地区) ○「ふれあい会食会」については、開催場所の課題などがあり、地区内の情報共有や連携が必要と感じる。(菅野・須和田地区) ○「ふれあい会食会」は場所の確保や交通手段などに工夫をしながら開催している。(八幡地区) ○地区内の洪水ハザードマップを作成し、幼稚園や学校を含め全世帯へ配布をし、防災についての意識を高めた。(信篤・二俣地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者サポートセンターをはじめとした福祉関係各団体との関係づくりを行い、課題解決に向けての基盤をつくる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○活動充実のために研修用バスの確保に努めた。 ○各種講座・講演会を開催した。(家族介護教室、認知症サポーター養成講座、介護予防に関する講座等) ○地域住民に対し、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明などを実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動などに、より多くの方や団体が参画できるよう関係各所に働きかける。

■南部

方向性1 身近な場所での活動の場の確保・充実	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○新規サロン立上げに向け、会場の確保を行政にお願いしている。(南沖公園事務所) ○ハイタウン塩浜内に南行徳地区社協の第2拠点開設に向け要望を提出し、平成28年6月より開設。(南行徳地区) ○地元自治会協力のもと、会館を使用したサロンが行われている。(行徳地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○新規サロン立上げに向け支援を行った。 ○ハイタウン塩浜の第2拠点開設に向け、地域と行政の調整を行った。(南行徳地区)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン及び各種イベントの会場の優先的な予約を実施した。 ○新たな拠点の機能拡充に努めた。〔地域ケア南行徳第二〕
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○各拠点の事務機器の充実を図った。(印刷機等)

方向性2 担い手の確保・育成	
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○各ブロック活動を行う上で担い手の確保が課題となっている。(行徳地区) ○新規第2拠点の開設に伴い、相談員を多数選出した。(南行徳地区)
CW	<ul style="list-style-type: none"> ○新規サロンの開設に向け、講師の調整を行った。 ○既存のサロンの充実を図るため、講師情報の提供を行った。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座・講演会を開催した。(家族介護教室、認知症サポーター養成講座、介護予防に関する講座等) ○地域住民に対し、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明などを実施した。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○社協登録ボランティアの地区社協への登録について意思確認を行った。 ○ボランティア活動登録に来所された方に、地区の活動やてるぼサロンの案内を行った。

方向性3 地域のつながり・ネットワークの充実	
地域	○地区内の医療機関と連携してサロンや福祉まつり等の行事を開催し、ネットワークづくりを推進した。(行徳地区) ○地域ケアシステム推進連絡会を定期的で開催している。
CW	○地域ケアシステム推進連絡会のプラットフォーム*化に向け、関係機関と調整を図った。
行政	○自治会・町会と民生委員の連携に努めた。 ○介護予防・日常生活支援総合事業の改正を受けて市民説明会を開催し、制度の共通理解、社会参加、地域づくりの意識を高めた。 ○「市川みんなで体操」の周知を実施した。
社協	○地区社協活動などに、より多くの方や団体が参画できるよう関係各所に働きかける。

方向性4 PR活動の充実	
地域	○行徳ふれあいサロンでは、地区の医療機関との連携が充実している。過去に参加された方へご案内を出すなどPRに工夫が見られた。(行徳地区) ○各拠点に地区社協の登り旗を出すなどしてPRしている。(南行徳地区)
CW	○地域でチラシ等の作成・印刷ができるよう、支援を行った。
行政	○「広報いちかわ」の特集面で地域ケアシステムを掲載し、地区社協が行なっているサロン活動等のPRを実施した。 ○介護予防・日常生活支援総合事業の説明をし、社会参加・地域づくりや地域ケアシステムが行なっているサロン活動の意識を高めた。
社協	○地区社協活動のPRを兼ねて登り旗を購入し各地区へ配付した。 ○社協会報等に地区社協の事業を掲載するなど広報・PRに努める。

3 市民等意向調査からの課題

市民等意向調査の結果から、以下のとおり、課題整理をしました。なお、調査の概要は資料編に記載してあります。

(1) 自治（町）会の加入状況

課 題

地区によって加入率に大きな差があるうえ、若い世代の加入率も低くなっています。

支え合いの地域づくりにとって、自治（町）会は重要な役割を担っており、今後も、その活動内容の周知や必要性について、地域の住民に広く周知し、加入率の向上を図っていくことが重要です。

(2) 活動状況

課 題

ボランティア団体・NPO法人では、どのように人材を確保し、世代交代を図るのが、民生委員・児童委員、福祉委員では、個人のプライバシーに配慮しつつ、どのように支援を求める人に寄り添っていくことがよいのか、というそれぞれの課題が浮かび上がっています。

ボランティア団体・NPO法人に対して、活動のPRや人材の養成・確保への支援をしていくとともに、民生委員・児童福祉委員に対しては、個人情報の保護に留意しつつも、支援を必要とする住民1人ひとりについての的確な情報が得られるような仕組みを構築していくことが重要です。

(3) 地域との関わり

課 題

現状では、近所づきあいの希薄化が進んでおり、地域の住民同士の支え合いが進んでいるとはいええない状況にあります。

その一方、市民、高齢者とも、地域の住民同士の支え合いの必要性については認識している人が多く、その背景には、災害時における地域の住民の支援の大切さや、超高齢化社会における孤独死への不安があることがわかります。

地域住民の支え合いの必要性への意識を高めていき、実際の人と人とのつながりへと結びつけていくには、調査結果からも分かるように、様々な住民自身が日頃から積極的に地域に関わっていくようにすること、地域団体や行政が地域住民の交流を支援していくことが重要です。

(4) 支え合いの地域づくり

課 題

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）についての、市民、高齢者の認知度は徐々に増加しているものの、まだ市民全体にまで浸透しているとはいえない状況にあります。

地域福祉を推進するうえで、支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）は中核的な役割を担っていることから、福祉関係者の指摘するように、「活動の見学」や「広報・市公式 web サイトの充実」等の様々な手段の活用や団体の交流を通じて、その活動内容を地区内で配布する広報紙などで周知を図ることが必要です。

また、コミュニティワーカーの認知度は、民生委員・児童委員では高いものの、ボランティア団体・NPO法人では5割に満たないことから、その活動内容の周知を図ることが重要です。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）に対する期待としては、相談機能の強化や関係機関のネットワーク化が求められていることから、こうした取組に対して、一層力を入れていくことが重要です。

また、調査結果からも分るように、地域住民の間で、ひとり暮らし高齢者の支援や防犯への取組の必要性が認識されているとともに、住民の参加が期待できる状況があります。

しかしながら、実際には、現在、地域福祉活動に参加している人は、市民、高齢者とも低く、無関心な層も少なくありません。今後は、地域福祉活動に参加意欲のある人に対し、実際の福祉活動の担い手となって活躍できるよう支援していくことが重要です。

(5) 地域福祉活動

課 題

福祉関係者の間では、地域における子ども、高齢者、障害者等への支援の必要性が示されており、こうした支援への取組に多くの市民が参加することが期待されます。

子どもから高齢者まで、地域での幅広い活動を促進するため、地域福祉活動に関する具体的情報の提供体制を充実させる等の取組が求められます。

また、福祉関係者をみると、地域の支え合いの仕組みづくりをするために、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員それぞれで、行政に求めることが異なっており、活動に携わる関係者・団体の要望を踏まえて、福祉施策の展開を図っていくことが必要です。

(6) 防災

課 題

地震や災害などが発生した時の不安は、市民、高齢者とも強く、その不安の内容は避難所の環境から、医療面まで幅広い分野に渡っています。

災害発生時や日常生活に支障のある場合、地域の人からの支援を期待する声は高く、避難行動要支援者名簿についても、「最小限の情報」なら掲載してよいとする人が多くを占めています。

また、福祉関係者では、「名簿登録の呼びかけ」への参加意向が高くなっています。個人のプライバシーに十分に配慮しながら、名簿の作成、災害時などにおけるその活用に取り組んでいくことが重要です。

(7) 地域福祉の進捗状況

課 題

福祉関係者をみると、福祉委員、民生委員・児童委員では、ここ数年、本市の地域福祉活動は活発化したと肯定的に評価する意見が多いが、その一方で、「特に変化はない」という認識を示す人も少なくありません。

また、明らかな推進のみられた分野としては、種別によって多少の順位の変動はありますが、支え合い地域づくり（地域ケアシステム）の充実、情報提供体制の充実、相談体制の充実の分野が上位を占めています。一方、依然として遅れている分野としては、人材の育成、地域課題の発見・解決に向けた取組、ひとり暮らし高齢者等の孤立解消などがあげられています。

今後は、市民、福祉関係者、行政が緊密に連携しながら、活動拠点の整備、活動参加者の交流、地域活動の担い手の養成等、幅広い分野にわたって、地域福祉の推進に取り組んでいくことが必要です。

(8) 施策への評価

課 題

支え合いの地域づくりを推進するうえで、地域住民同士の支え合い、活動団体の情報、活動を担う人材の育成と確保は、基本的条件といえます。

市民や福祉関係者の間で、こうした分野について厳しい評価が与えられていることから、支え合いの地域づくりを一層推進させていくために、地域住民同士の支え合いの重要性を広く市民に浸透させていくとともに、活動の担い手に関する情報提供体制や人材育成に力を入れていくことが重要です。

(9) 今後の地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

課 題

超高齢社会の現実を踏まえて、支え合いの地域づくりを推進するため、支え合いの仕組みづくり、相談体制の強化や人材の養成・確保等の取組を充実させていくことが重要です。

4 主要課題

「地区推進会議」「地域ケアシステム推進連絡会」における地域活動をされている方々からの意見、前記の市民等意向調査の結果から、解決すべき課題として以下の項目の優先度が高いと考えられます。

①地域活動の担い手の確保と育成

自治（町）会役員、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域活動の担い手の不足、高齢化の問題が表面化してきています。市民等意向調査では、活動内容の項目によっては2割近い方が担い手になる意向をもっています。こうした方々を活動の場に取り込むための仕組みづくりが必要です。

⇒ 基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向17 地域活動の担い手の確保と育成】

②地域活動の場の確保・充実

地域ケアシステムの活動拠点は地区ごとに整備されていますが、多くの地域住民が気軽に集い、交流するためには、さらなる拠点の充実やより身近な地域での場の確保を目指し取組を進めていくことが重要です。

⇒ 基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向18 地域資源*の有効活用】

③地域ケアシステムのPR

地域ケアシステムについては、広報や市公式 web サイト等さまざまな方法でPRに努めているものの、十分な周知に至っていないのが現状です。本市の地域福祉を推進する上で、中枢的機能を果たすことが期待されている地域ケアシステムが地域住民に身近な存在として広く認知されるためには、これまでのPR方法に加え、効果的な媒体を研究するなどさらなる工夫が必要です。

⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向1 情報の提供】

④地域での連携（自治（町）会・商店会・学校・高齢者サポートセンター等）

地域には、自治（町）会・商店会・子ども会・高齢者クラブなど様々な団体があるほか、学校・幼稚園・保育園・高齢者サポートセンター・各種福祉施設など地域に根ざした様々な施設もあります。こうした団体・施設が相互に情報交換や連携を図ることができるような環境を整備することにより、さらなる地域福祉の推進が期待できます。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑤地域住民同士の交流促進

市民等意向調査では、前回計画策定時よりも近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が示されています。災害時等の緊急対応や高齢者の孤独死を防ぐ観点からも、日頃からの「顔の見える関係」づくりが必要です。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑥生活支援ニーズへの対応

地域では、ごみ出し・買い物などの日常的生活支援の必要性が増してきています。介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことも踏まえ、自助、互助・共助、公助の役割分担も含めた生活支援のあり方について検討していく必要があります。

⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑦自治（町）会の加入促進

自治（町）会の加入状況については、南部の加入率が低く、また、若い世代ほど加入率が低い傾向があります。地域における公共サービスを伝統的に担ってきた自治（町）会の役割・意義についての周知を図り、住民の意識の変化を促す必要があります。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑧身近な相談支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、国からは、課題を「丸ごと」受けとめる包括的相談支援体制の構築を求められています。また、市民等意向調査では、高齢者が特に力を入れてほしい市の施策のトップに「身近な相談支援体制の充実」があげられており、充実に向け取り組む必要があります。

⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑨情報共有・管理の充実

市民等意向調査からは、個人情報を含め、活動に必要な情報を得られていないことが課題として示されています。

地域活動を行いやすい環境づくりのため、地域活動の担い手・団体・行政が必要な情報を共有し、その情報が適切に管理される仕組みを充実させることが必要です。

⇒ 基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向19 情報共有・管理の充実】

1 行政施策の展開に関すること

国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方（1、4ページ参照）、現在の本市の主要課題（33～35ページ参照）を踏まえると、第3期計画で定めている大きな方向性は、既にこれらに対応するものとなっており、継続することが適当であると言えます。

一方、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるという計画の位置づけを踏まえた個別計画との整合性の確保、新たな課題への対応の観点から、施策の方向の見直しを行い、次期計画に反映させていく必要があります。

2 計画管理に関すること

（1）事業の再整理について

第3期計画策定時において、計画に位置づける事業を、進行管理事業と関連事業に区分したことにより、計画の管理は効率化しました。しかし、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられたこと、関連する他の行政計画（関連計画）との役割分担を勘案し、進行管理事業と関連事業の区分をより明確にし、再整理を行う必要があります。

（2）庁内での連携について

第3期計画期間においても、地域課題に関する庁内での連携が十分とは言えない期間がありました。庁内での連携を図りながら地域課題の情報共有と対応する施策の検討を行う仕組みを再度明確にする必要があります。

3 福祉圏域に関すること

第3期計画では、適正な規模とは言い難い小域福祉圏におけるブロック制について、適正な運用を図ることのできる支援のあり方について検討する旨を記載しておりました。南行徳地区においては、エリアが広く、新たな地域ケアシステムの拠点を求める声が大きかったことを踏まえ、第3期計画期間中に、地域住民やコミュニティワーカーとの連携のもと、第2拠点を開設し、支援のあり方の一例を示すことができました。

また、第3期計画においては、小域福祉圏（14地区）、基幹福祉圏（3地区）、市域の3層構造とし、基幹福祉圏ごとの地域課題と役割分担を地区別計画として位置づけていました。しかし、基幹福祉圏ごとの地域課題の検討では、実際の地域活動の単位である小域福祉圏ごとの地域特性や課題が見えづらくなっています。これを踏まえ、小域福祉圏に直接焦点を当て、地域課題の把握・検討を行う仕組みにしていく必要があります。

4 計画期間に関すること

これまでも、地域福祉計画は福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定める位置づけとなっておりましたが、各個別計画と計画期間の周期がそろっておらず、同時期に整合性を確保して計画を策定することが困難となっていました。

次期計画の策定にあたっては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：3年間）、第3次いちかわハートフルプラン（計画期間：3年間）と策定年度がそろっているほか、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての位置づけが明確化されていることから、両計画と周期をそろえPDCAサイクルを合わせることが図るとともに、上位計画としての位置づけを勘案して、計画期間を設定する必要があります。

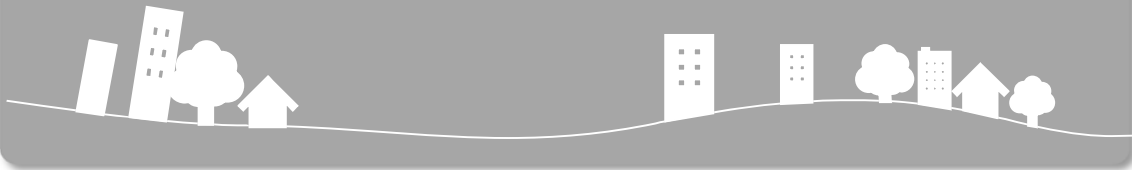
第4期計画の基本的考え方

1 第4期計画の基本的考え方

第4期計画においても、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」と5つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開につなげていきます。

基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



行動指針

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談でき、医療・介護・権利擁護*の取組等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたるため、高齢者・障害者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域活動に参加することのできる仕組みを整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減については、平時から顔のみえる関係づくりなど地域の防災力を高めておくことが必要であり、公助だけではない支援体制の整備も課題となっています。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支え合いを促進します。

基本目標Ⅲ 安全とおいしいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリー*やユニバーサルデザイン*の考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となっており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取組を進める必要があります。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアや NPO の協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。本市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

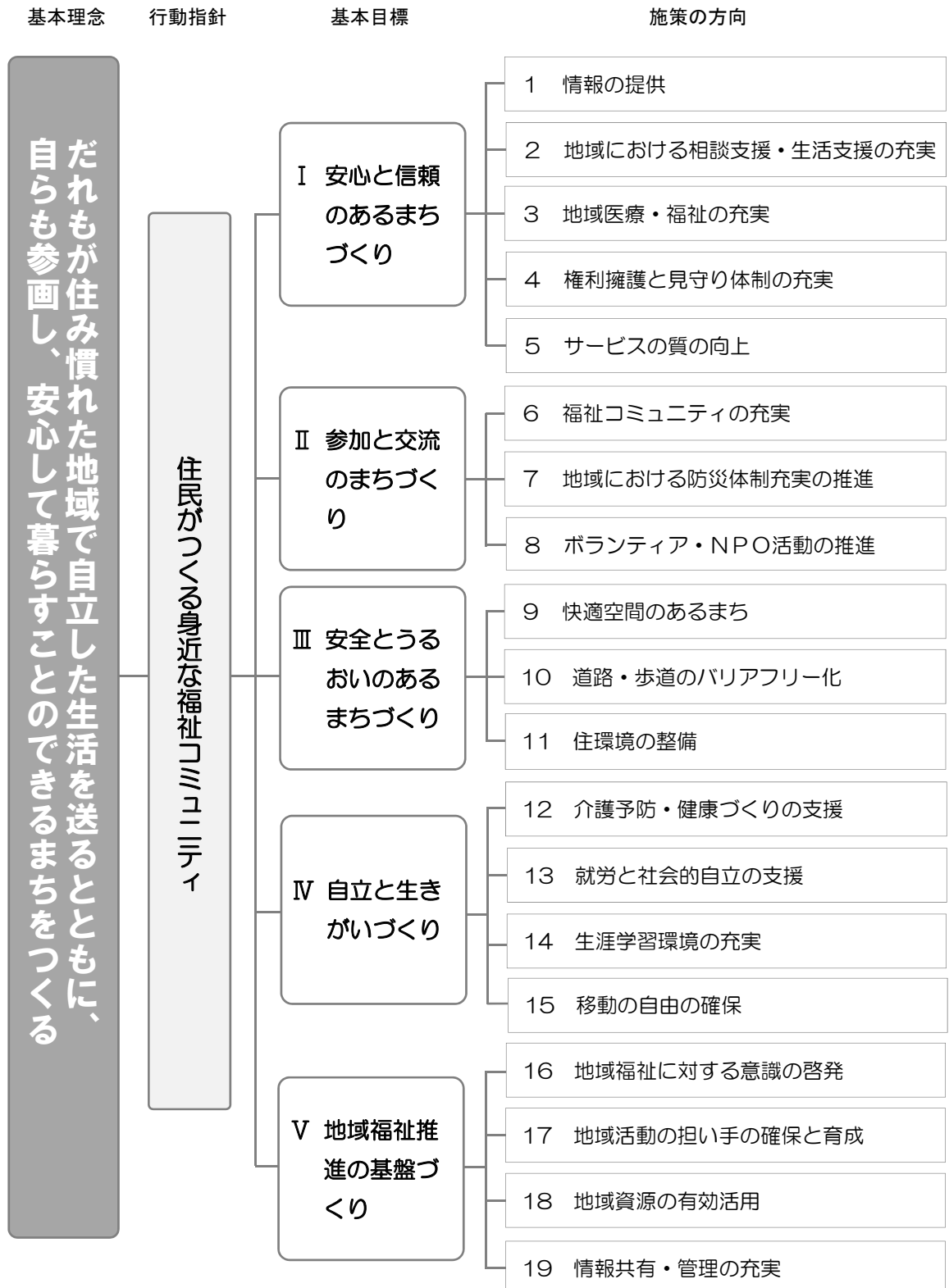
一方、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援や生涯学習環境の充実が必要です。また、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組を効果的に進めることが重要です。そこで、地域を横断する視点で取組を行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

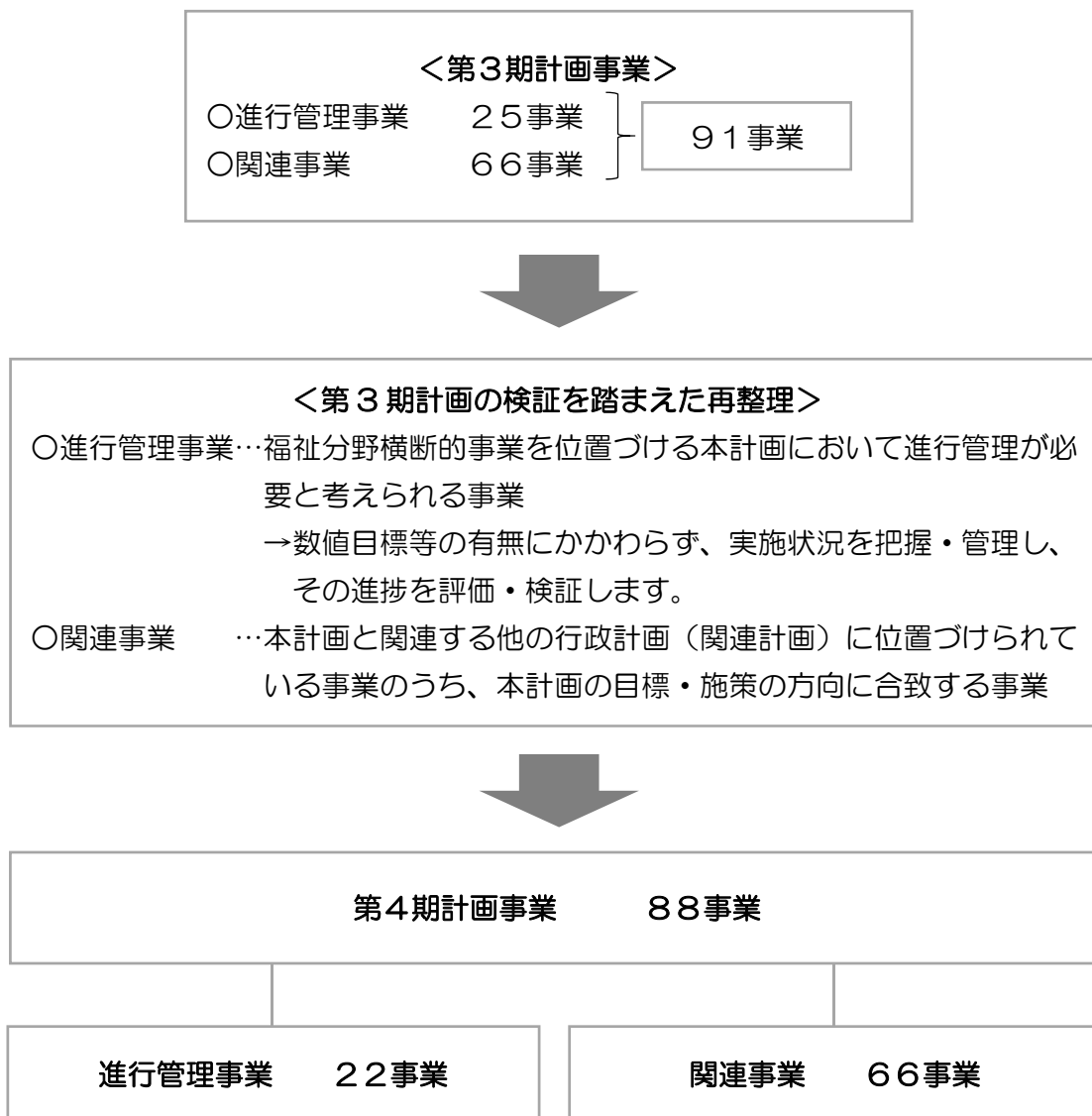
3 施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて19の施策を推進します。



4 計画事業の選定にあたって

第4期計画の事業選定にあたり、第3期計画の検証を踏まえて事業を再整理するとともに、第3期計画策定以降の法改正及び国の通知（4・5ページ）、本市が抱える主要課題（33～35ページ）を踏まえた新規事業を加え、計画事業と位置づけました。



基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

施策の方向1 情報の提供

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人が、自分に適したサービスを自らの意思で選択できるようにするためには、誰でもわかりやすく利用しやすい情報の提供が求められます。本市では、「市民便利帳」や「福祉のしおり」等を作成するとともに、広報いちかわを利用した広報活動、インターネットの活用による福祉情報の提供・啓発を行っています。今後とも、インターネットや広報いちかわ等のさまざまな媒体による情報の提供・啓発を進め、市民が地域福祉に関して必要な情報をいつでも入手し利用できる体制づくりを図ります。

【役割分担】

自 助

- ・地域住民自らが情報を得る努力をする。
- ・情報提供の媒体を知っておく。

互助・共助

- ・自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。
- ・集会やイベント等を通じて情報を提供する。

公 助

- ・様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。
- ・情報の受け手にとって分かりやすい情報提供を実施する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	1. 地域福祉に関する情報発信 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	市公式 Web サイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護保険制度に関する情報の提供 ○介護サービス事業者ガイドブックの作成と市民への配布
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子育てガイドブック ○子育て応援サイト事業

施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実

【施策の方向のポイント】

高齢者・障害者・子育て家庭等、さまざまな人に対し、包括的・総合的な相談支援ができるよう環境づくりをします。また、必要とする方が、日常生活支援を受けることができるよう、体制の充実を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・悩みごとについて、ひとりで悩まず相談する。
- ・最寄りの相談窓口を知るように努める。

互助・共助

- ・地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と積極的に連携して地域の身近な相談窓口の充実を図る。
- ・高齢者・障害者・子育て等の分野の地域の関係機関と連携していく。
- ・「お互いさま事業」*の実施に向け検討を進める。

公 助

- ・地域とのネットワークを強化し、各分野の関係機関がスムーズに対応できるようにする。
- ・対象者別の総合相談窓口があることを周知するとともに、地域との連携を図っていく。
- ・包括的・総合的な相談支援ができるよう体制づくりをする。
- ・多様な担い手による多様なサービスの充実を図っていく。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の整備 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、 障害者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課〕						
事業概要	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
包括的・総合的 相談支援に係る 指針の策定・運用	—	指針の 策定	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施	指針の 見直し	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者サポートセンターの機能強化と 相談窓口の充実
第3次いちかわハートフルプラン	○相談支援グループスーパービジョン ○障害児者相談支援ガイドライン研修
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子ども家庭総合支援センター事業 ○家庭児童相談事業 ○こども発達相談室事業

施策の方向3 地域医療・福祉の充実

【施策の方向のポイント】

一人ひとりの市民が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることを支援するため、医療と福祉の連携による在宅医療の促進を図ります。

また、休日や夜間等、市民が緊急に診察・治療が必要となった場合でも安心して医療サービスを利用できるよう、救急医療知識の普及啓発や身近な地域の急病診療所機能の充実を目指します。

今後、増加が予測されている認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

【役割分担】

自 助

- かかりつけ医を持つ。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
- 人生の最終段階の過ごし方を考える。
- 在宅医療について認識を深める。

互助・共助

- 在宅医療について周知する。
- 医療機関は在宅医療を推進する。
- かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。

公 助

- 在宅医療の普及啓発を図る。
- 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。
- 在宅医療や福祉に関する相談体制を整える。
- 医療と福祉の連携を図る。
- 認知症に対する理解が深まるよう、市民に啓発する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	<ul style="list-style-type: none"> ○急病診療所等運営事業 ○急病医療情報案内 (あんしんホットダイヤル) 事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討 ○認知症を理解するための啓発活動
第3次いちかわハートフルプラン	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 ○医療的ケアに関する研修

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実

【施策の方向のポイント】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者、子ども等が必要な支援を受けることができず、権利を侵害されることがあります。本市では現在、支援が必要な人への地域での積極的な見守り活動が展開されています。

地域で生活する判断能力が十分ではない人々の権利を擁護し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、見守り活動に関係する職員に対して、専門機関や県などが実施する研修会への参加を促します。また、本市主催の研修も実施し、地域住民及び関係機関の対応能力の向上を図ります。

【役割分担】

自 助

- 地域の見守り活動へ積極的に参加する。
- 隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
- 認知症について理解を深める。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度について知る。
- 市民後見人制度を知る。

互助・共助

- 福祉サービスを必要とする人に制度の案内及び行政への連絡を行う。
- 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させる。
- 介護や子育ての悩みを聞く場を確保する。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する。
- 成年後見制度や市民後見人の認識を深めるための研修を開催する。

公助

- ・緊急通報装置（あんしん電話）の普及に努める。
- ・高齢者、障害者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- ・認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- ・成年後見制度利用支援事業の推進を図る。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- ・成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進する。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行う。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	3. 成年後見制度利用支援事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
①相談件数	1,327	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
②PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	8	10	10	10	12	12	12

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者虐待への対応
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者虐待防止センター ○障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子どもの権利保障啓発事業 ○要保護児童への支援事業 (要保護児童対策地域協議会)

施策の方向5 サービスの質の向上

【施策の方向のポイント】

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組を進め、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供事業者自身による取組に加え、評価の必要性の周知や利用者からの相談に対応するなど、本市としての取組を進めます。

【役割分担】

自 助

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。
- 意見や苦情をきちんと伝える。
- 事業者の選択は慎重に行う。

互助・共助

- 利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。
- 苦情解決のための窓口を設置する。
- 利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。
- 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。

公 助

- 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。
- 市民が安心してサービスを選択して利用できるように、県の第三者評価制度を周知する。
- 事業者の資質向上のための研修会等を実施する。
- 地域密着型サービス等を提供する事業者が、事業の適切な運営や利用しやすいサービス提供ができるよう、指導及び監督を行う。
- 市民等意向調査の実施等により、市民の意向の把握に努め、事業の改善に努める。
- 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	4. 福祉サービス苦情解決事業 〔子育て支援課〕
事業概要	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○ケアマネジメント等の適正化 ○介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取組
第3次いちかわハートフルプラン	○相談支援グループスーパービジョン（再掲）
市川市子ども・子育て支援事業計画	○保育園の第三者機関評価事業 ○発達障害の理解と支援のための研修

施策の方向6 福祉コミュニティの充実

【施策の方向のポイント】

地域福祉の発展のためには、身近な地域で地域住民同士が支え合い、助け合いながら活動を展開することが必要です。本市では、身近な地域における助け合い活動の充実のため、地域ケアシステム推進事業やコミュニティワーカーの配置を中心とした取組を進めており、地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉コミュニティを目指します。

また、身近な地域での住民同士の交流を深め、地域福祉活動を充実させるため、地域住民の自治（町）会への加入促進に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・ 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際に挨拶をする。
- ・ 自治（町）会等に加入し、自分が住む地域の活動に参加する。
- ・ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。

互助・共助

- ・ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- ・ 世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。
- ・ 市民同士で活動・イベント等に誘い合う。
- ・ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
- ・ 地区社会福祉協議会は、市川市社会福祉協議会やコミュニティワーカーを周知する。
- ・ 民生委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。

公 助

- ・ 市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治（町）会活動、地区社会福祉協議会の活動に対する支援を行う。
- ・ 高齢者クラブ等の活動支援を通じて高齢者の交流活動を支援する。
- ・ 市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実する。
- ・ コミュニティワーカーや地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。
- ・ 多世代の地域住民の交流の機会となる総合型地域スポーツクラブの育成を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	5. 地域ケアシステム推進事業 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。

事業名 〔所管課〕	6. コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。

事業名 〔所管課〕	7. 学校と地域の連携推進 〔教育政策課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課〕
事業概要	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。

事業名 〔所管課〕	8. 自治（町）会の加入促進 〔地域振興課〕
事業概要	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者クラブの活性化
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉の店運営支援事業 ○里見祭ハートフルツアー
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
市川市スポーツ振興基本計画	○総合型地域スポーツクラブの育成

***コラム* 地域ケアシステム**

近年、少子高齢化、核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった「向こう三軒両隣」など隣近所との付き合いや隣近所で助け合うといった場面も少なくなってきました。

このため、地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要になり、地域を再生し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みとして、平成13年度から本市独自の事業として「地域ケアシステム」がスタートしました。

地域ケアシステムは、市内14の小域福祉圏において、地域住民が中心となって創設された「地区社会福祉協議会」が活動の主体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という3つの基本的な考え方に基づき、地域課題の話し合い、活動拠点での相談、情報の収集・発信等、地域住民や行政等が協働して福祉コミュニティの充実を図るためさまざまな取組に挑戦しています。

地域ケアシステムの活動が活発になる中で、活動の場や担い手の確保、地域とのつながり・ネットワーク化、さらには引きこもりがちなひとり暮らしの高齢者や障害者への支援、災害時要援護者対策等、さまざまな課題が明らかになってきました。

地域ケアシステムの創設から17年が経過しましたが、その役割は、ますます重要性を増しています。地域の間人間関係が希薄になる中で、高齢者に限らず支援を必要とする人を孤立させないために、「地域の輪の中に受入れ、支え合う仕組み」を地域住民自身でつくるのが地域ケアシステムです。

***コラム* コミュニティワーカー**

コミュニティワーカーとは、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い・助け合い活動を一緒に考え、地域住民の取組を応援する役割を持つ地域福祉の専門職です。市川市では4名を配置しており、14地区を分担しながらそれぞれの担当地区において、地域における担い手の養成、サービスの開発、関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする取組等を実施することで、地域ケアシステムの充実を目指しています。

なお、コミュニティワーカーは介護保険制度の生活支援コーディネーターとして活動していますが、取組の実施は本市が市川市社会福祉協議会に委託しており、市川市社会福祉協議会のわかちあいプランに基づく地域の取組と一体となって、本市の地域福祉の発展に向けた取組を行っています。

【主な活動内容】

- 地域ケアシステムの運営支援
- 地域住民の支え合い、見守りネットワーク構築の支援
- 地域福祉の担い手の発掘や養成
- 地域ニーズの発見システムの構築の支援
- 新たな福祉活動の開発や活動の支援
- 行政や関係機関との連絡調整
- サロン活動づくりの相談、サロン活動の支援

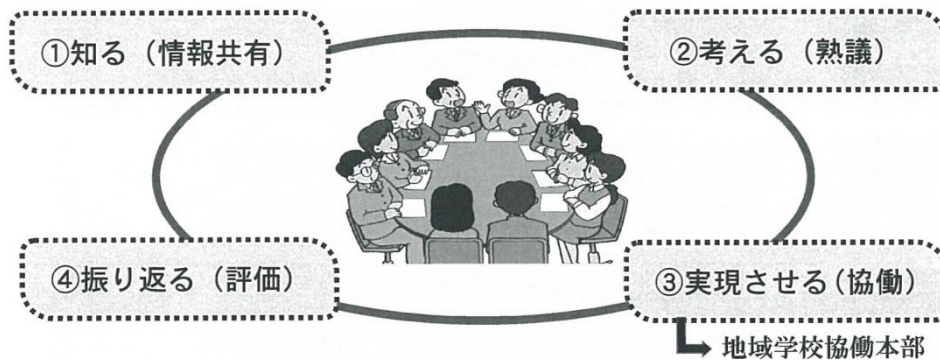
コラム 「地域とともにある学校」づくり

「地域とともにある学校」づくりを目指す仕組みの1つとして、学校運営協議会があります。

学校運営協議会とは、家庭・学校・地域・行政がともに手を携えて学校運営に参画し、一体となって質の高い教育を提供するためのもので、学識経験者・園長及び校長・教職員・保護者・地域住民・学校支援コーディネーターなど15名以内の委員で学校運営に関する協議や意見交換を行います。

そして、地域住民・団体等がネットワーク化した「地域学校協働本部」が、学校と地域の協働活動の実現に取り組みます。

【協議の流れ】



学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」といいます。本市ではモデル校を設置して、コミュニティ・スクール導入に係る研究を進めており、平成29年度のコミュニティ・スクール研究校は下記のとおりです。

- 第一中ブロック〔市川小学校／国府台小学校／中国分小学校／第一中学校〕
- 第四中ブロック〔中山小学校／若宮小学校／第四中学校〕
- 第六中ブロック〔鬼高小学校／稲荷木小学校／第六中学校〕
- 第八中ブロック〔平田小学校／鶴指小学校／大和田小学校／第八中学校〕
- 福栄中ブロック〔南新浜小学校／福栄小学校／福栄中学校〕
- 塩浜学園（平成28年度より継続）

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進

【施策の方向のポイント】

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。

市民等意向において、「地震や災害などが起きた場合の不安感」について9割を超える方が何かしらの不安を感じる中、「ほとんど近所づきあいはない」方の割合が平成23年から増加していることや、「防災訓練への参加」が1割を下回っていることから、市民の防災意識の向上が求められます。

本市は避難行動要支援者名簿、減災マップ・洪水ハザードマップを使用し、市民の防災意識の向上を図るとともに、市総合防災訓練などの防災訓練や小学校区防災拠点協議会*との連携を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・市や地域の防災訓練に参加する。
- ・防災等に関する情報取得手段を確保する。
- ・日頃から安全な避難ルートを確認しておく。
- ・災害時の家族の連絡方法を決めておく。
- ・非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。

互助・共助

- ・日頃から声かけや見守りをする。
- ・避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
- ・防災訓練を実施する。
- ・地域において避難方法や支援方法の情報を共有する。
- ・防災体制づくりにおいて自治（町）会や民生委員に協力する。

公 助

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。
- ・避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。
- ・市総合防災訓練を実施する。
- ・減災マップ、洪水ハザードマップを配布するなど市民の防災意識向上を推進する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	9. 避難行動要支援者対策事業 〔地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
新制度施行後の 名簿登録者数の 増加率 (対平成30年度比)	—	新制度 施行年度 の名簿 登録者数	+3%	+5%	+7%	+9%	+10%

事業名 〔所管課〕	10. 福祉避難所* 〔福祉部〕						
事業概要	<p>災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。</p>						

【この施策の方向の関連計画】

計画名
市川市地域防災計画

施策の方向 8 ボランティア・NPO活動の推進

【施策の方向のポイント】

市内では、社会福祉協議会や自治（町）会といった地縁型の団体に加え、ボランティア団体やNPO団体が地域福祉の担い手として積極的に地域福祉活動を展開しています。福祉コミュニティの強化のため、本市はボランティア・NPO活動に関する市民へのPRを効果的に行います。

【役割分担】

自 助

- ・活動に参加する一人ひとりが主体的に、団体間、活動間のつながりづくりの活動を行う。
- ・地域でのイベントに率先して参加する。
- ・ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどを理解する。
- ・地域の一員として、できる範囲で、ボランティア活動に参加する。
- ・各種講座や研修会に積極的に参加する。

互助・共助

- ・市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動を推進する。
- ・地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。
- ・ボランティアをしている人や団体等の人材育成や困りごとに対する支援を行う。

公 助

- ・地区社会福祉協議会の活動の充実を支援する。
- ・ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。
- ・ボランティアが生まれる環境を整備する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	11. ボランティア・NPO活動に関する情報提供 〔ボランティア・NPO課〕
事業概要	市公式 web サイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○いちかわ子育て支援ボランティア養成事業 ○中高年ボランティア事業（保育園）

施策の方向 9 快適空間のあるまち

【施策の方向のポイント】

地域における犯罪被害の防止のため、防犯教室の開催や自治（町）会による自主的な防犯活動が行われてきましたが、空き巣やひったくりなどの身近な犯罪や、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害は多発しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組などの各種防犯対策を引き続き実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止を目指します。

公園や緑地などの都市空間は、憩いの場や交流の場として地域住民に親しまれてきました。今後はこれらの機能に加え、防災拠点としてのあり方も期待されるため、着実な整備を進めます。

【役割分担】

自 助

- ・ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけ合う。
- ・ 電話や訪問等による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や公的機関等に相談する。

互助・共助

- ・ 防犯パトロール等を行うグループ活動に取り組む。
- ・ 自治（町）会や民生委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行う。
- ・ 詐欺や悪質商法に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。

公 助

- ・ 防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備する。
- ・ 防犯情報の周知を図り、防犯に対する市民の意識を啓発する。
- ・ 「防犯パトロール」等、市民の防犯活動を支援する。
- ・ 消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭った後の解決に向けた相談体制の充実を図る。
- ・ 都市公園の再整備を進める。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市防犯まちづくり基本計画	○防犯に関する講演会等の開催 ○青色防犯パトロール活動団体への支援 ○防犯に関する相談窓口の提供

施策の方向 10 道路・歩道のバリアフリー化

【施策の方向のポイント】

誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関等のバリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者、乳幼児連れの保護者等が安心して安全に外出できる環境整備に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害者、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。
- ・行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。
- ・身近なところで通行障害がある場合は行政に相談する。
- ・違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない。

互助・共助

- ・地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。
- ・ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る。
- ・事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める。

公 助

- ・道路・歩道の整備を行う。
- ・放置自転車等の通行障害を排除する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市交通バリアフリー基本構想	○人にやさしい道づくり重点地区整備事業
市川市総合交通計画	○公共交通バリアフリー化の促進 ○放置自転車対策の推進

施策の方向 11 住環境の整備

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者向けの住まいとして、加齢や障害といった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造で、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅（地域）でいつまでも安心して住み続けられるよう、手すりの取付け工事や段差解消等、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する。
- ・行政や地域が開催するバリアフリーに関する学習の場に積極的に参加する。
- ・家具転倒防止器具を取り付ける。
- ・火災予防条例で義務づけられた火災警報器等を設置する。

互助・共助

- ・高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める。
- ・バリアフリー相談を実施する。
- ・事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。

公 助

- ・住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。
- ・高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。
- ・住宅改修事業者の情報を提供する。
- ・家具転倒防止器具等取付費等の補助を行う。
- ・火災等の災害から高齢者等の身を守るために警報器の普及に努める。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	12. 住宅改修費の助成事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
申請件数	1,217	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260	1,270

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市住生活基本計画	○あんしん住宅助成（バリアフリー改修） ○リフォーム相談窓口開設
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者民間賃貸住宅あっせん制度 ○特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保

施策の方向 12 介護予防・健康づくりの支援

【施策の方向のポイント】

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するために活動を実践することが必要です。本市は、健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、市民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。また、利用しやすい教室等の日時・場所の検討及び関連部署との連携を進め、広報啓発を強化します。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々や、貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組を推進します。

【役割分担】

自 助

- ・自らが健康意識をもつ。
- ・三食規則正しい生活を心がける。
- ・適度な運動で体を動かす。
- ・十分な睡眠をとる。
- ・趣味や楽しみを持つ。
- ・日頃から地域行事などの社会参加を心がける。
- ・健康教室や介護予防教室に参加する。
- ・かかりつけ医を持つ。
- ・自分自身がかけがえのない存在であるという意識をもつ。
- ・悩みごとを相談するという意識をもつ。

互助・共助

- ・地域で健康教室や介護予防教室を開催する。
- ・地域の施設における受動喫煙の防止に努める。
- ・地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。

公助

- ・介護予防活動の重要性を周知する。
- ・地域住民が主体となって行う介護予防活動（市川みんなで体操など）を支援する。
- ・イベント等で健康意識の啓発を実施する。
- ・悩みごとに対する相談体制を整備する。
- ・スポーツ等、体を動かす場所を確保する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	○健康マイレージ事業 ○健康スポーツ教室事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者スポーツ事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ○4か月赤ちゃん講座 ○利用者支援事業（母子保健型）

施策の方向 13 就労と社会的自立の支援

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障害者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組等により、就労支援を行います。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、社会的に自立できるよう支援します。

【役割分担】

自 助

- ・仕事を通じた生きがいづくりを進める。
- ・地域や社会への貢献意識をもつ。
- ・就労意欲をもち、自立できるよう努める。

互助・共助

- ・身近な就業情報を発信する。
- ・事業者は法律を遵守して、高齢者や障害者等の就労を支援する。
- ・高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する。
- ・生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。

公 助

- ・就労相談を実施する。
- ・企業と連携し、高齢者・障害者・ひとり親の就業機会を斡旋する。
- ・高齢者・障害者・ひとり親を対象とした職業訓練の場を提供する。
- ・事業者の高齢者・障害者雇用を促進する。
- ・住民一人ひとりが地域で自立した生活ができるように支援する。
- ・生活困窮者が自立した生活を実現できるように支援する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	13. 生活困窮者自立支援 〔生活支援課〕						
事業概要	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
自立相談支援事業における新規相談受理件数	448	450	460	470	480	490	500

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○シルバー人材センター事業
第3次いちかわハートフルプラン	○優先調達推進事業 ○就労支援に関わる研修 ○チャレンジドオフィスいちかわ ○雇用促進事業（障害者就労支援）
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ひとり親相談事業 ○ひとり親家庭自立支援事業

コラム 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から始まった制度です。

社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている方への支援(第2のセーフティネット)を強化する趣旨のものです。

本市では、南八幡仮設庁舎1階に相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」を設置し、以下の支援を行っています。

事業名	概要
自立相談支援事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる者及びそのおそれのある者(生活困窮者)に対し、生活保護に至る前の段階で困窮状態から早期自立できるよう、包括的・継続的な支援を行う。
住居確保給付金	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備として、基礎能力の形成を目的とした日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して行う。
一時生活支援事業	住居がない者及び日常生活を営むための物資が必要な者を対象として「宿泊場所の供与」「衣服や食料等の貸与・供与」「生活安定後における適切な支援機関への繋ぎ」「一般就労への結びつけ」等のサポートを行うことで自立した生活の再建を図る。
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援、貸付のあっせん等、家計支援計画の作成に基づき総合的に支援を実施し、また、相談者の家計管理意欲を引き出す取組を行う。

施策の方向 14 生涯学習環境の充実

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが、生涯にわたって、多様な人と交流し、心豊かに健康で充実した生活を送ることができるよう、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを通じて生きがいを持つことができる環境の充実を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・各種講座など生涯学習の場に積極的に参加する。
- ・自分の知識や経験を地域で生かす。

互助・共助

- ・生涯学習に関する情報発信や PR 活動を行う。
- ・シニア世代などを対象に、呼びかけ、生涯学習活動への参加を促す。

公 助

- ・生涯学習に関する情報提供を行うとともに、気軽に活動へ参加できる環境を整備する。
- ・シニアカレッジ等の各種講座・イベントの開催など、生涯学習の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを支援する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市生涯学習推進計画	○いちかわ市民アカデミー講座事業 ○公民館主催講座活動事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○生きがい事業 ○シニアカレッジ教養講座
第3次いちかわハートフルプラン	○市主催講座・講演等における合理的配慮の推進 ○図書館の障害者資料製作・収集事業 ○障害者文化講座

施策の方向 15 移動の自由の確保

【施策の方向のポイント】

地域には、加齢や障害によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流が阻害されている人がいます。高齢者や障害者等、自身での移動が困難な人の移動を支援し、地域で自分らしく生き、社会参加の機会を確保することが必要です。移動困難者の移動を支援するための福祉有償運送事業の普及促進を図ることにより、移動の自由を確保します。

【役割分担】

自 助

- ・ 高齢者・障害者の移動に協力する。
- ・ 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する。

互助・共助

- ・ 地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握し、移動困難者の状況を理解する。
- ・ NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービス*の立ち上げをさらに検討する。

公 助

- ・ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。
- ・ 高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	14. 移動サービスの支援事業 〔福祉政策課〕						
事業概要	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。						
数値目標等	現状 (29年度)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
福祉有償運送運 営事業者数	7	8	9	10	11	12	13

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉タクシー事業

施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

【施策の方向のポイント】

「だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくり」という考え方は、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。そのためには、子どもたちを含めた市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場の人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解・尊重することが必要です。本市は、地域福祉に対する市民一人ひとりの意識を高めるための取組を推進します。

【役割分担】

自 助

- ・ イベントに参加する等福祉に対して興味・関心をもつ。
- ・ 自らのもつ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する。
- ・ 高齢者や障害者など、支援を必要としている人に対する理解を深める。

互助・共助

- ・ 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。
- ・ 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
- ・ 地域の既存の団体の地域福祉に対する意識向上に取り組む。
- ・ 地域のイベントで車椅子や目隠し歩行の体験を通じて福祉の重要性を啓発する。

公 助

- ・ 地域福祉に対する啓発を行う。
- ・ 福祉に関する学習会を定期的を開催し、啓発に努める。
- ・ 施設の見学、体験を通じて啓発に努める。
- ・ 子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。
- ・ 総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育に取り組むなど、学校における福祉教育を行う。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	15. 地域福祉の啓発 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式 web サイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害に関する理解啓発事業

コラム 福祉教育

市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えるようにするためには、次代を担う子どもたちが、思いやりの心を育て、助けあいと連携の意識を培えるよう、福祉教育を行っていくことが求められています。

本市では、県と市の福祉教育推進校の指定により、千葉県社会福祉協議会・市川市社会福祉協議会・千葉県教育委員会・市川市教育委員会が協力し、学校における福祉教育を支援しています。また、各学校では、総合的な学習の時間等を通して、それぞれの特徴を生かした福祉教育も行われています。

【各学校における取組例】

- ・ 地域の高齢者との交流（昔遊び・戦争体験のお話等）
- ・ 保育実習（中学生が保育園や幼稚園で読み聞かせ等の活動を行う）
- ・ 福祉体験学習（車椅子・視覚障害・知的障害・高齢者の体験等）
- ・ 地域の介護福祉士をゲストティーチャーに招いての講話
- ・ デイサービスセンター等における交流

また、今後は、学校と地域の連携を推進していくことにより、地域と連携した福祉教育が円滑に行われる環境づくりに取り組んでいきます（54・56ページ参照）。

施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成

【施策の方向のポイント】

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠であり、各地域の共通の課題としても担い手の確保や育成が挙げられています。地域活動に関心をもっている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため地域活動の担い手の確保及び育成に向けて取り組みます。

【役割分担】

自 助

- ・ 市民一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識する。
- ・ 愛着のもてる地域づくり・まちづくりに努める。

互助・共助

- ・ 地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。
- ・ 地域ケアシステムの相談員に対し、適切な研修を実施する。

公 助

- ・ 地域活動の担い手を育成し、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。
- ・ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するため方策も検討する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	16. 地域活動の担い手養成研修 〔地域支えあい課〕						
事業概要	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
研修受講者数	—	100	100	100	100	100	100

事業名 〔所管課〕	17. 相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないように、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。						

施策の方向 18 地域資源の有効活用

【施策の方向のポイント】

地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり、交流することのできる場が必要です。また、地域におけるサークル活動や生涯学習ニーズの高まりに対応することが求められています。これらの取組に対応できる地域の活動拠点等を充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

【役割分担】

自 助

- ・地域で過ごす時間を設けるよう工夫する。
- ・地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。
- ・地域におけるサークル活動や講演会に積極的に参加する。
- ・地域の活動拠点について認識する。

互助・共助

- ・地域住民に愛される地域づくり・まちづくりに努める。
- ・地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。
- ・地域ケアシステムの相談員のスキルアップを図り、地域に周知する。
- ・気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
- ・拠点に関する地域情報の提供・提案を行う。
- ・地域の伝統文化を尊重し、継承に努める。

公助

- ・市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う。
- ・市民参加のまちづくり活動を推進する。
- ・地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。
- ・市民にとって魅力ある公共施設になるよう努める。
- ・学校・公民館等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。
- ・地域の情報や提案について検討・支援する。
- ・地域の活動拠点についての情報を提供する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	18. 地域活動応援制度の創設・実施 〔福祉政策課、地域支えあい課〕						
事業概要	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
提供施設数	—	5	10	15	17	19	20

事業名 〔所管課〕	19. 地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。						

事業名 〔所管課〕	20. 団地集会所の開放 〔市営住宅課〕
事業概要	団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。

事業名 〔所管課〕	21. 地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム） 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

***コラム* プラットフォームとは**

プラットフォームとは、一般的には駅で人が自由に乗り降りする場所のことを指しますが、ここでは関係者が自由に出たり、入ったりして検討・連携していく場を意味しています。

例えば、地域の生活課題や福祉課題を解決するためには、その課題に関係する住民や団体、機関等が集まり（乗る）、解決策を検討することになります。解決が難しい場合、さらに集まる関係者の輪を広げていく（乗る）ことも必要になり、解決につながった場合は出ていく（降りる）ことになります。また新たな課題が生じたときは、その課題の解決に必要な関係者が集まり（乗る）、検討を行うことになります。

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

【施策の方向のポイント】

効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせません。しかし、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や要配慮者*の把握が困難になっています。地域住民や地域の福祉関係者等に対して個人情報保護法制の趣旨と情報の共有化の必要性を周知する必要があります。

また、地域のボランティア・市民活動団体の活動情報を共有し、情報を必要とする人が必要なときに得られる仕組みをつくる必要があります。

ひとり暮らしの高齢者や要配慮者に関わる情報把握・共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域活動組織・団体と行政が適切に共有できる仕組みをつくっていきます。

【役割分担】

自 助

- ・地域活動の推進のために意義のある情報を提供する。
- ・個人情報保護の重要性についての認識をもつ。

互助・共助

- ・地域活動に関わる個人情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルール化を図る。
- ・小域福祉圏における地区ごとの活動情報が共有できる仕組みづくりを行う。

公 助

- ・地域活動の担い手・団体と必要な情報を共有する。
- ・地域活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関するリーフレットを作成する。
- ・要配慮者等の個人情報の保護と情報の共有化の意義について啓発する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	22. 個人情報適正活用支援 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
リーフレットの 作成等	—	作成	配布	見直し	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応

コラム「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するための主な事業

第1章第1節「計画策定の背景」でも記載しましたが、全国的な地域福祉に関わる背景として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

本市においては、平成13年度から開始している地域ケアシステムが、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画して、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる基盤となっており、これまで先進的な取組を行ってきたといえます。

第4期計画期間においては、引き続き地域ケアシステムを中心に据えながら、下表に記載する事業・仕組みを効果的に実施・運用し、相互に連携を図ることにより、本市の「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進していきます。

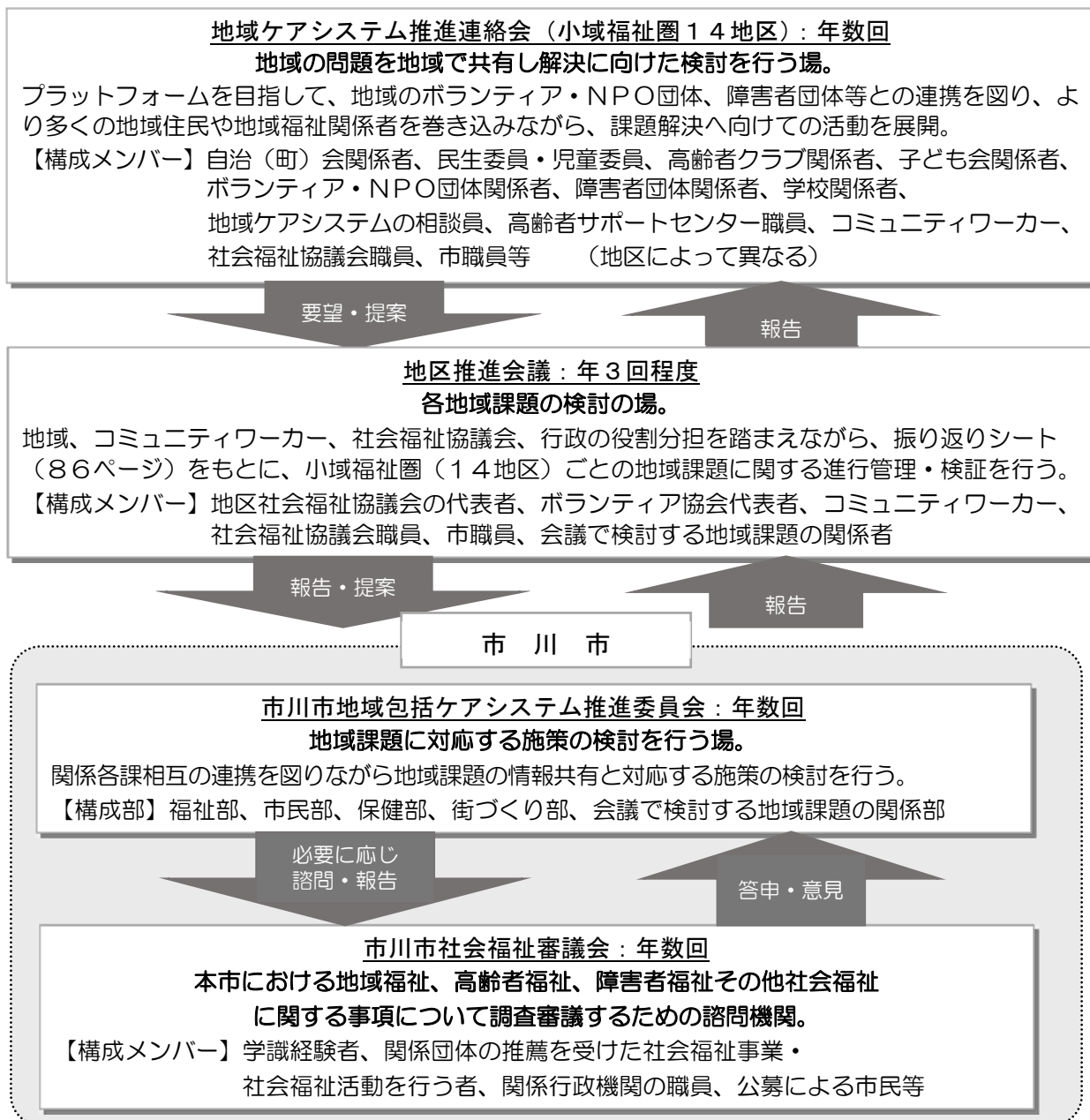
「我が事・丸ごと」の構成要素	対応する主な事業・仕組み (掲載ページ)	備考
地域住民の「我が事」の意識醸成	地域福祉の啓発 (75ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが役割を持ち、支え合う地域社会づくりの必要性等に関する意識啓発 地域ケアシステムの認知度向上に努め、活動を浸透させていく
地域住民の支え合いの促進	地域ケアシステム 〔サロン活動・地区社会福祉協議会の行事等〕 (54・55ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 人と人がつながり、支え合う関係を作る
	地域活動の担い手養成研修 (77ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 支え合うための人材の育成 人材を地域福祉活動につなげる仕組みづくりも行う
	地域活動応援制度の創設・実施 (79ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 支え合うための場の充実 場に関する情報を地区社会福祉協議会等に提供
地域住民による地域課題の検討 地域住民や地域団体のつながり	地域ケアシステム 〔地域ケアシステム推進連絡会〕 (84ページ)	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの機能(80ページ参照)を活かして、様々な地域住民や地域福祉関係者が地域の課題を検討
分野を超えた包括的な相談体制の整備	地域ケアシステム 〔活動拠点での相談等〕 (55ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 身近な相談の場
	相談支援体制の整備 (46ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口の包括化・総合化のための連携強化

計画の推進のために

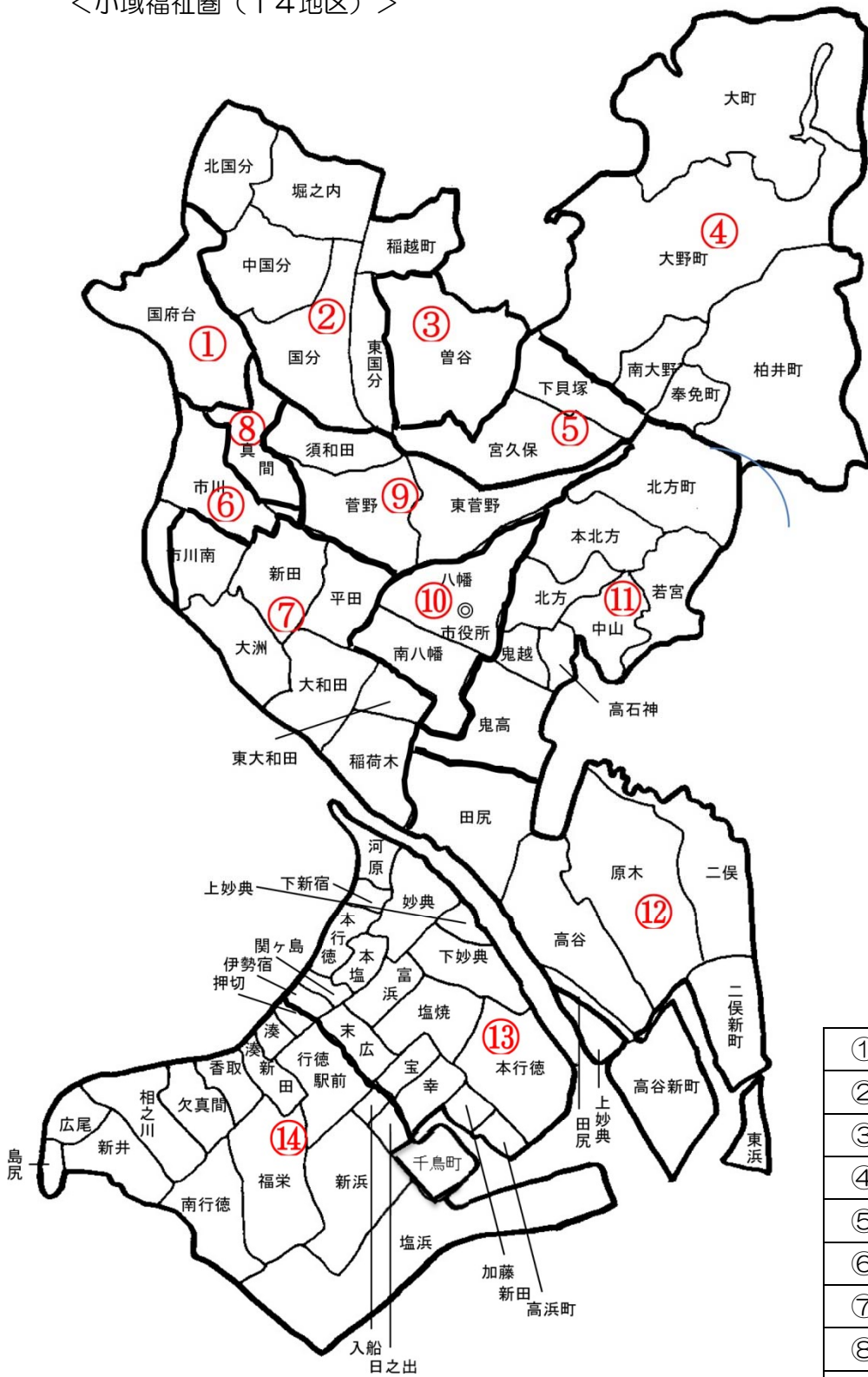
1 地域福祉推進体制の充実

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた地域課題を「地区推進会議」で共有し、課題解決に向けた検討・提案を地域が中心となって進めていきます。

本市は、地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取組につなげて、その結果を地域住民と共有することで、ともに解決に向けた取組をさらに進めていきます。



<小域福祉圏（14地区）>



①	国府台地区
②	国分地区
③	曾谷地区
④	大柏地区
⑤	宮久保・下貝塚地区
⑥	市川第一地区
⑦	市川第二地区
⑧	真間地区
⑨	菅野・須和田地区
⑩	八幡地区
⑪	市川東部地区
⑫	信篤・二俣地区
⑬	行徳地区
⑭	南行徳地区

<振り返りシート>

地域住民、社会福祉協議会、コミュニティワーカー、行政が各地区の地域課題の情報共有を行うとともに、地域課題に関してどのように取り組んだのかを毎年度振り返るためのシートです。本市は、施策の検討にあたっての地域課題の正確な把握と、地域課題に関する適切な進行管理のため、このシートを活用していきます。なお、このシートは市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」との共通フォーマットです。

振り返りシート (平成 年度)		キーワード	地域の取り組み	いちかわ社協の取り組み	社協地区担当C.W、広環C.Wの取り組み	行政（市川市）の取り組み
地区別計画テーマ						
テーマ1 てるぼがロン および 地区社協事業の拡充 ～“ふれあい”や “つながり”を育むために～	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の広報・PR 活動の場の確保 地域の担い手の確保・育成 					
テーマ2 地域連携の強化 ～地域における 福祉課題の把握と対応～	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能の強化 地域ケア拠点の充実 団体間・関係機関との連携・協働 個別ケースの検討 地域における福祉課題の実情把握 (例)「こみ出し」「認知症の徘徊」「孤立死・孤死」「生活困窮」「こみ居統」「防災・防犯」					
テーマ3 「お互いさま事業」の実施 ～身近な地域の変え合い～	<ul style="list-style-type: none"> お互いさま事業の具体化 					
テーマ4 その他	(例) <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱い 攻玉時における対応 					
		地域福祉活動を進めていくうえで市の社協への意見・要望・期待				
		地域福祉活動を進めていくうえで行政への意見・要望・期待				

2 計画の進行管理

地域課題に対応する施策については、市川市地域包括ケアシステム推進委員会において検討し、毎年度、地区推進会議に報告します。また、本計画全体の進捗状況については、下記のとおり2種類の指標で評価を行い、その結果を公表します。

＜アウトプット指標（施策・事業を実施したことにより生じた結果を表す指標）＞

進行管理事業ごとに、数値目標等に対する実績、課題、対応策等について、毎年度評価を行います。

＜アウトカム指標（施策・事業を実施したことにより生じた成果を表す指標）＞

進行管理事業を位置づける施策の方向ごとに、下表の内容について、平成30年度、平成32年度、平成34年度に、それぞれ評価・分析を行います。

施策の方向	測定方法	内容	目標	
1 情報の提供	e-モニターアンケート* ※施策の方向6については、福祉サービス利用者のみを対象	必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	増加	
2 地域における相談支援・生活支援の充実		福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	増加	
4 権利擁護と見守り体制の充実		成年後見制度を知っている割合	増加	
5 サービスの質の向上		福祉サービスの質に満足している割合	増加	
6 福祉コミュニティの充実		地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合	増加	
7 地域における防災体制充実の推進		地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	増加	
8 ボランティア・NPO活動の推進		ボランティア・NPO活動に参加している割合	増加	
11 住環境の整備		バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	減少	
13 就労と社会的自立の支援		就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	増加	
15 移動の自由の確保		移動に関して不自由を感じる割合	減少	
16 地域福祉に対する意識の啓発		支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	増加	
17 地域活動の担い手の確保と育成		福祉委員へのアンケート	地域活動の担い手が確保できていると思う割合	増加
18 地域資源の有効活用			地域活動の場が確保できていると思う割合	増加
19 情報共有・管理の充実			活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	増加

3 市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民による「互助」やボランティア・NPO団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。そして、地域福祉の原点は住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組の方向性、具体的な事業を定めています。

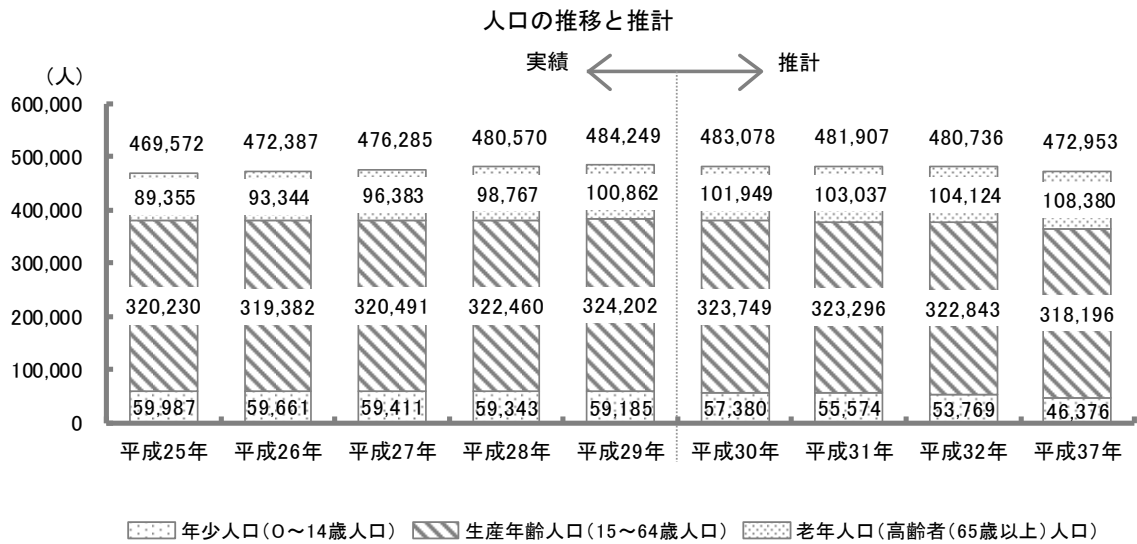
もとより行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の「地域福祉計画」と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠です。

第4期計画より、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマット（「振り返りシート」、86ページ）で行うこととするなど、「地域福祉計画」と「わかちあいプラン」は、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

資料編

1 本市の人口

本市の人口は、平成25年の469,572人から平成29年の484,249人へと増加しています。平成30年以降の推計をみると減少傾向にあり、平成37年には472,953人になると推定されます。



資料：「第7期市川市高齢者計画・介護保険事業計画」から引用

2 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）

（設置）

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条第2項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

一部改正〔平成18年条例35号・25年13号〕

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正〔平成25年条例13号〕

（委員及び臨時委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第3号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第1項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、

前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

一部改正〔平成18年条例1号・20年2号〕

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

2 市川市高齢化社会対策審議会条例(平成4年条例第1号)は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

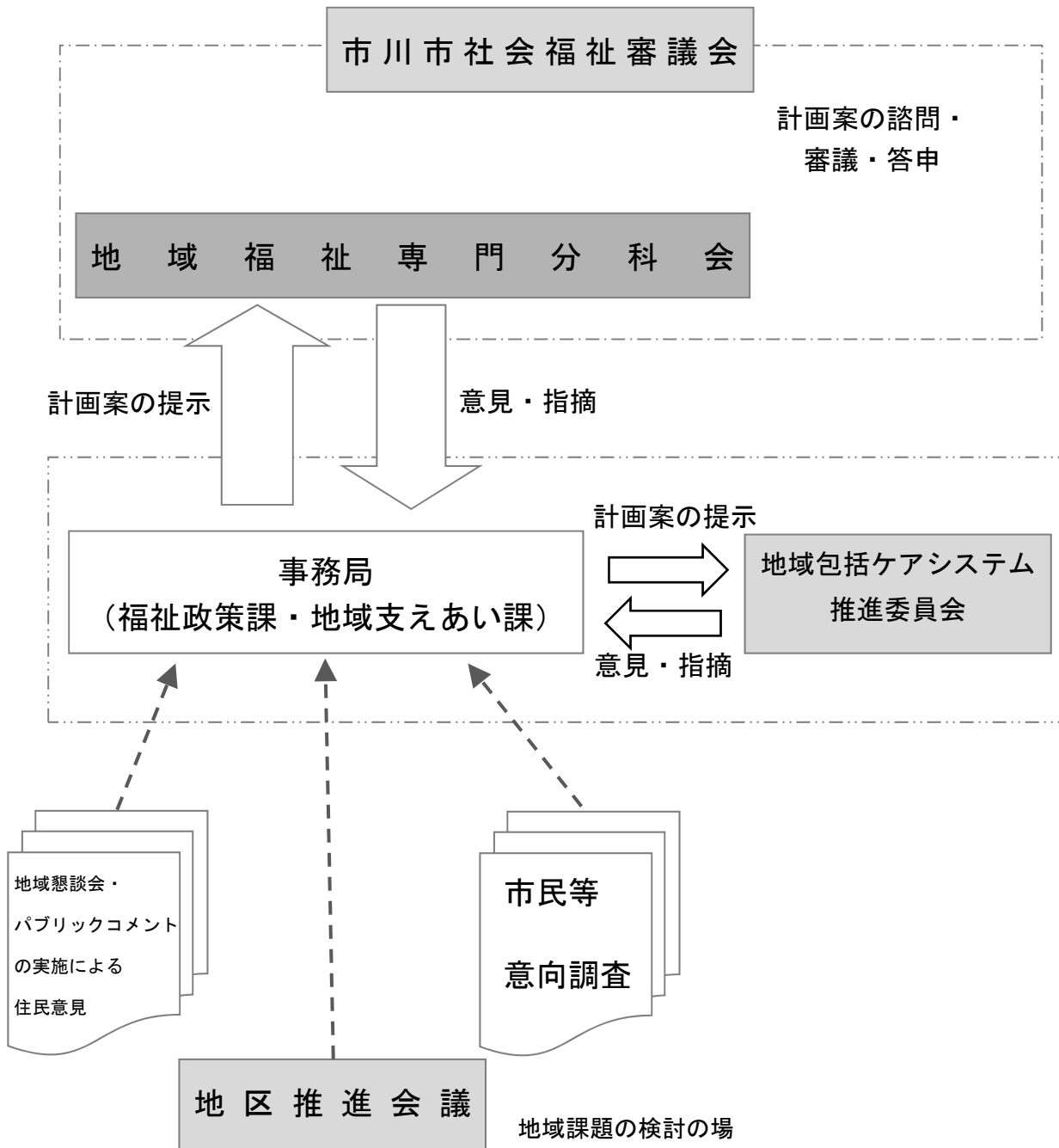
1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 計画の策定体制



(1) 市民等意向調査の実施

市民の視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 庁内計画策定作業部会の設置

庁内の関係所管で構成する、第4期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

(3) 地区推進会議

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

(4) パブリックコメント*の実施

計画（素案）を広報いちかわ・市公式 Web サイトで広報し、広く市民の意見を募り原案に反映させました。

(5) 地域懇談会

北部・中部・南部ごとに懇談会を開催し、計画（素案）の内容について説明した上で、市民から意見を募り、原案に反映させました。

(6) 地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステムの推進のための施策について検討し、原案に反映させました。

(7) 社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定にあたり、平成29年8月23日に、市川市社会福祉審議会に諮問を行いました。

この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

また、地域福祉に関することを調査審議する部会として、地域福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定にあたり、第3期計画策定以降の法改正や国の通知、主要課題を踏まえ、市民等意向調査、本計画に関する地域懇談会、パブリックコメントにより寄せられた、幅広い意見などを参考に、調査審議を行い、平成30年2月14日に「市川市地域福祉計画」について、市川市社会福祉審議会から答申を受けました。

(8) 策定

市川市社会福祉審議会からの答申を踏まえ、本計画を策定しました。

4 市川市社会福祉審議会委員名簿

(1) 市川市社会福祉審議会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

条例上の区分	区分	所属等	氏名
学識 経験者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	学識経験者	淑徳大学	○藤野 達也
	学識経験者	和洋女子大学	庄司 妃佐
	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
	社会福祉施設 経営者	社会福祉法人 慶美会	高田 俊彦
	経済界	市川商工会議所	戸坂 幸二
関係団体の 推薦を 受けた者	公益社団法人 関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	安井 誠一
	障害者団体	特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
	障害者団体	市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
	障害者団体	市川手をつなぐ親の会	村山 園
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	加藤 良雄
	社会福祉法人 関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
	NPO 法人・ ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
関係行政 機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	市民		小野 恒
	市民		古瀬 敏幸
	市民		和田 四郎
臨時委員		基幹相談支援センター えくる	長坂 昌宗

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

（臨時委員の任期：平成29年7月26日～平成30年3月31日）

(2) 地域福祉専門分科会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

所属等	氏名
和洋女子大学	岸田 宏司
社会福祉法人 慶美会	◎高田 俊彦
特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
市川市自治会連合協議会	○加藤 良雄
市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
市川手をつなぐ親の会	村山 園
千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	古瀬 敏幸

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

5 市川市社会福祉審議会等の開催状況（平成29年度）

（1）市川市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会

審議会：社会福祉審議会

分科会：地域福祉専門分科会

開催日	会議名	協議内容
7月12日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画策定について 次期計画策定に向けた市民等意向調査結果報告について
8月9日	第1回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の策定について
8月23日	第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市長から審議会へ諮問 「第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）の策定について」
10月4日	第2回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の素案について
11月13日	第3回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の進捗状況について 次期地域福祉計画の素案について
12月18日	第4回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の答申案について
2月7日	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の答申案報告について

(2) 地区推進会議

開催日		協議内容
第1回	6月30日	・次期計画策定に向けた市民等意向調査結果報告について ・次期地域福祉計画策定について
第2回	8月29日	・次期地域福祉計画策定について (主な地域課題に係る対応の計画への反映等)
第3回	12月5日	・第3期計画の地区別計画検討状況について ・次期地域福祉計画策定について

(3) 市川市地域包括ケアシステム推進委員会

(市川市地域福祉計画を議題とする会議のみ記載)

開催日	会議名	協議内容
11月8日	ワーキンググループ全体会議	・次期地域福祉計画の素案について
11月9日	推進委員会	・次期地域福祉計画の素案について

6 市民等意向調査の概要

第4期計画策定にあたって、以下のとおり、平成28年度市民等意向調査を実施しました。こちらでは、主な回答結果を掲載しています。

なお、回答は、nを100%として百分率で算出してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値とは一致しないことがあります。

調査種別	項目	内容
① 市民	抽出方法	市内在住の20歳以上65歳未満の方から無作為抽出
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	800人
② 高齢者	抽出方法	市内在住の65歳以上の方から無作為抽出
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	700人
③ ボランティア団体 ・NPO法人	抽出方法	市民活動団体支援制度を利用している団体・法人
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	112団体
④ 民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	調査方法	10月に地区民生委員児童委員協議会の各地区の会長に説明し、11月の地区民生委員児童委員協議会で配布し、12月の地区民生委員児童委員協議会の際に回収 【調査時期：平成28年11～12月】
	対象者数	全員
⑤ 福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	調査方法	「地域ケア推進連絡会」において調査票を配布、出席できなかった方については郵送で対応。回収は窓口持参又郵送とした。 【調査時期：平成28年11～12月】
	対象者数	全員

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
① 市民	800	316	39.5%
② 高齢者	700	461	65.9%
③ ボランティア団体・NPO法人	112	59	52.7%
④ 民生委員・児童委員	—	435	—
⑤ 福祉委員	—	565	—

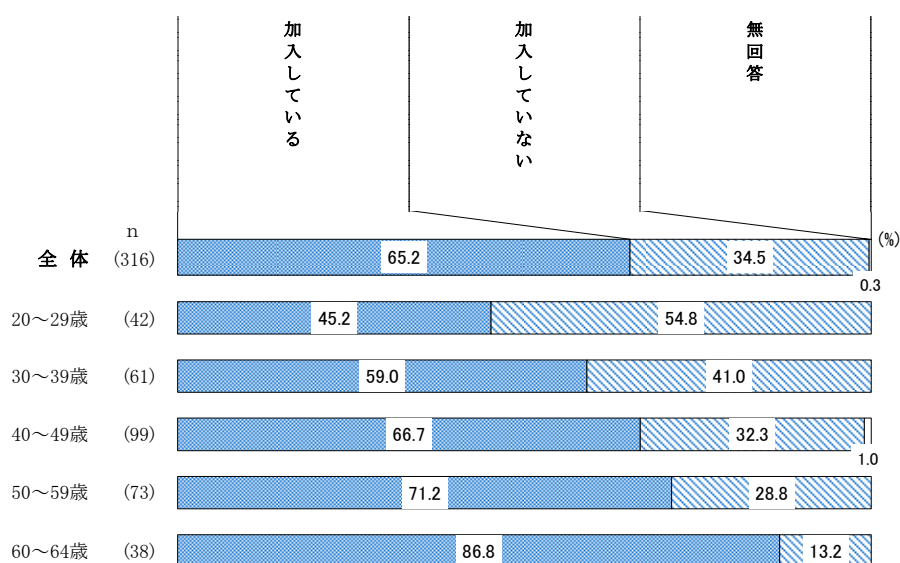
(1) 回答者の属性

① 自治（町）会の加入状況

「加入している」が、市民では65.2%、高齢では76.6%と、高齢者の加入率が高くなっています。

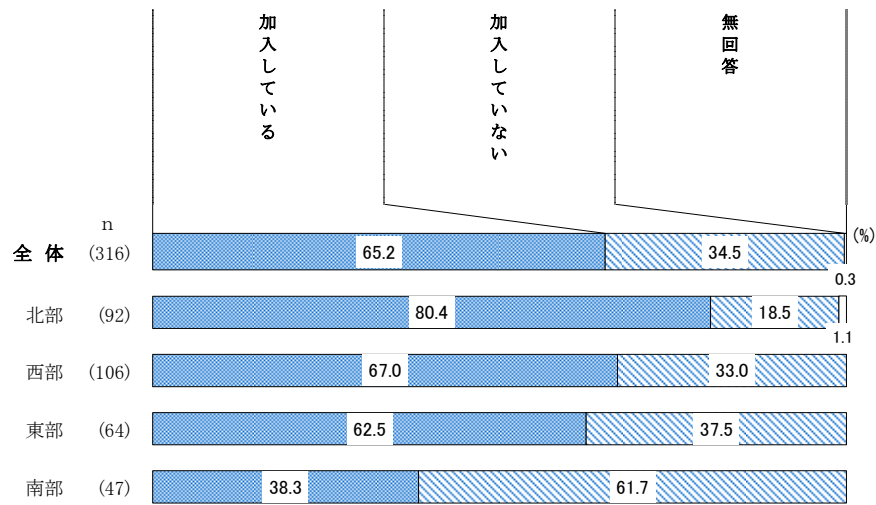
地区別で見ると、市民では「加入している」が北部では80.4%であるのに対して、南部では38.3%と4割以下に留まっています。また、年齢別では、若年層ほど「加入している」が低くなる傾向があり、20～29歳では45.2%となっています。

年齢別の自治（町）会の加入状況（市民）



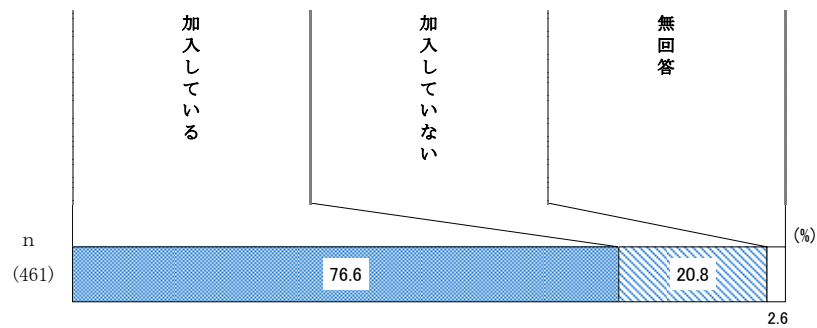
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

居住地区別の自治（町）会の加入状況（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

自治会の加入状況（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(2) 活動状況

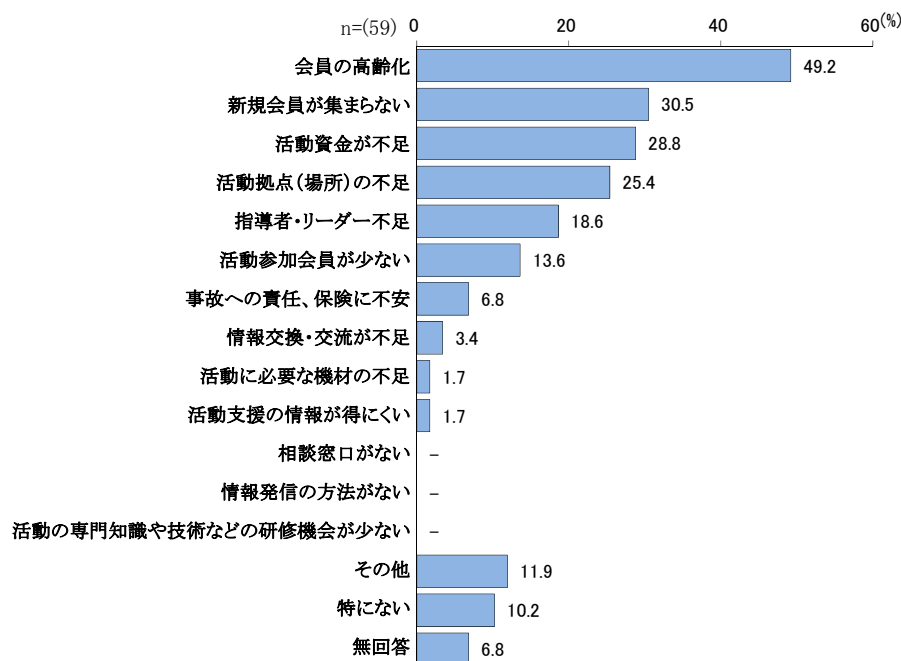
①現在困っていること

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「会員の高齢化」が49.2%で最も多く、次いで「新規会員が集まらない」が30.5%、「活動資金が不足」が28.8%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が46.7%で最も多く、次いで「個人情報の保護により行政から活動に必要な情報が得られない」が40.9%となっています。

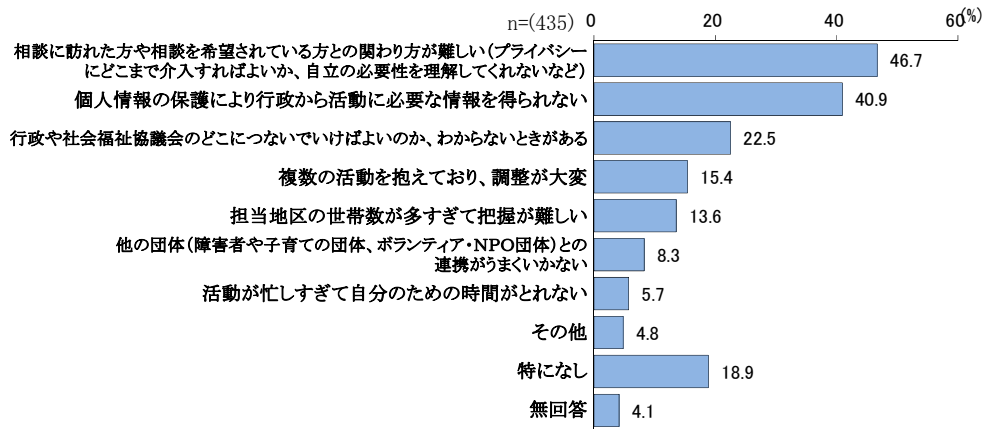
福祉委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が20.7%で最も多く、次いで「活動が忙しすぎて自分のための時間がとれない」が14.7%となっています。

現在困っていること（ボランティア団体・NPO法人）



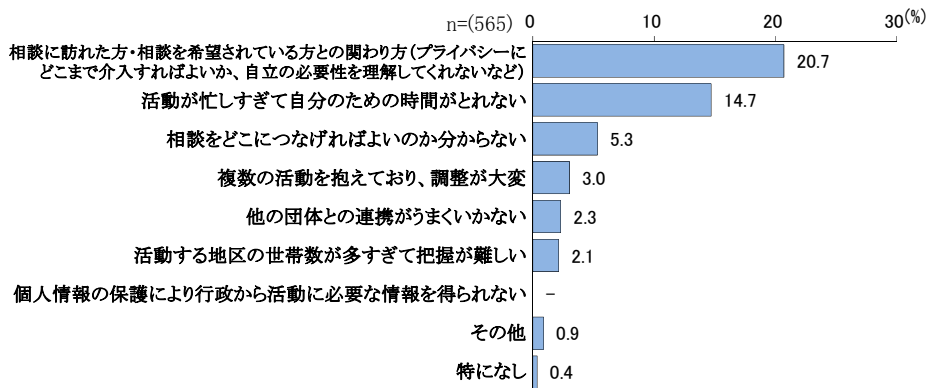
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

現在困っていること（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

現在困っていること（福祉委員）



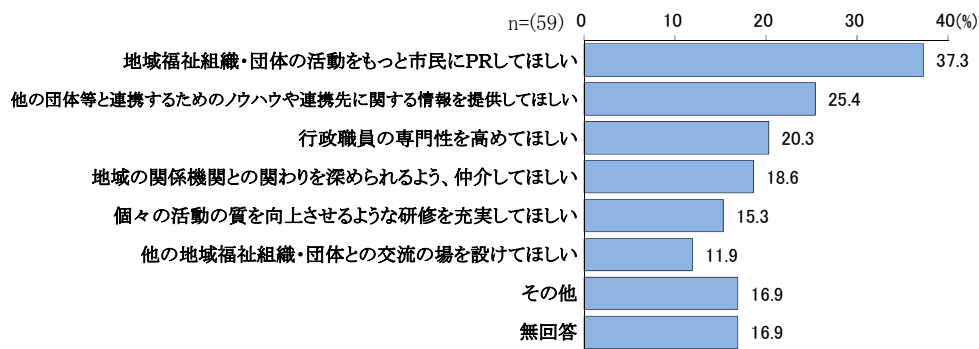
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「地域福祉組織・団体の活動をもっと市民にPRしてほしい」が37.3%で最も多く、次いで「他の団体と連携するためのノウハウや連携先に関する情報を提供してほしい」となっています。

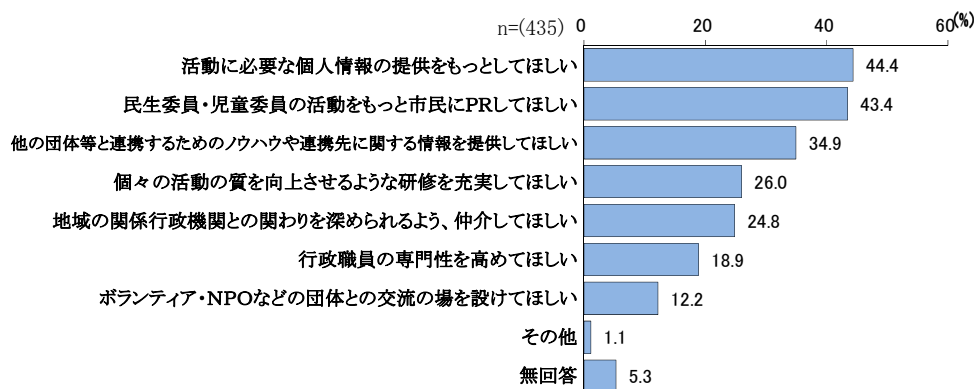
民生委員・児童委員では「活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい」が44.4%、「民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしい」が43.4%と、いずれも4割を超えています。

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

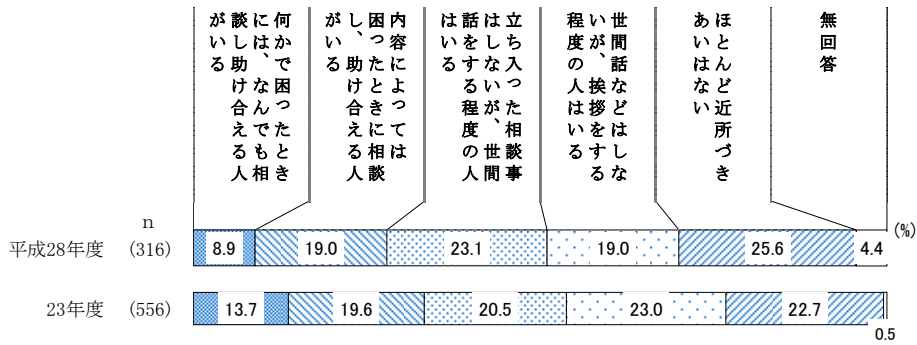
(3) 地域との関わり

① 近所づきあいの程度

「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」は、市民では 8.9%、高齢者では 15.0%と、高齢者が多くなっています。一方、「ほとんど近所づきあいはない」は、市民では 25.6%、高齢者では 7.8%と、市民が多くなっています。

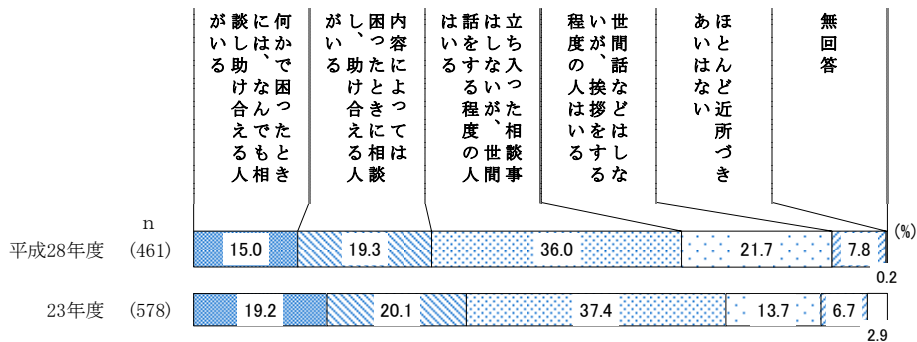
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」が減少する一方、「ほとんど近所づきあいはない」が増加しています。

近所づきあいの程度（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

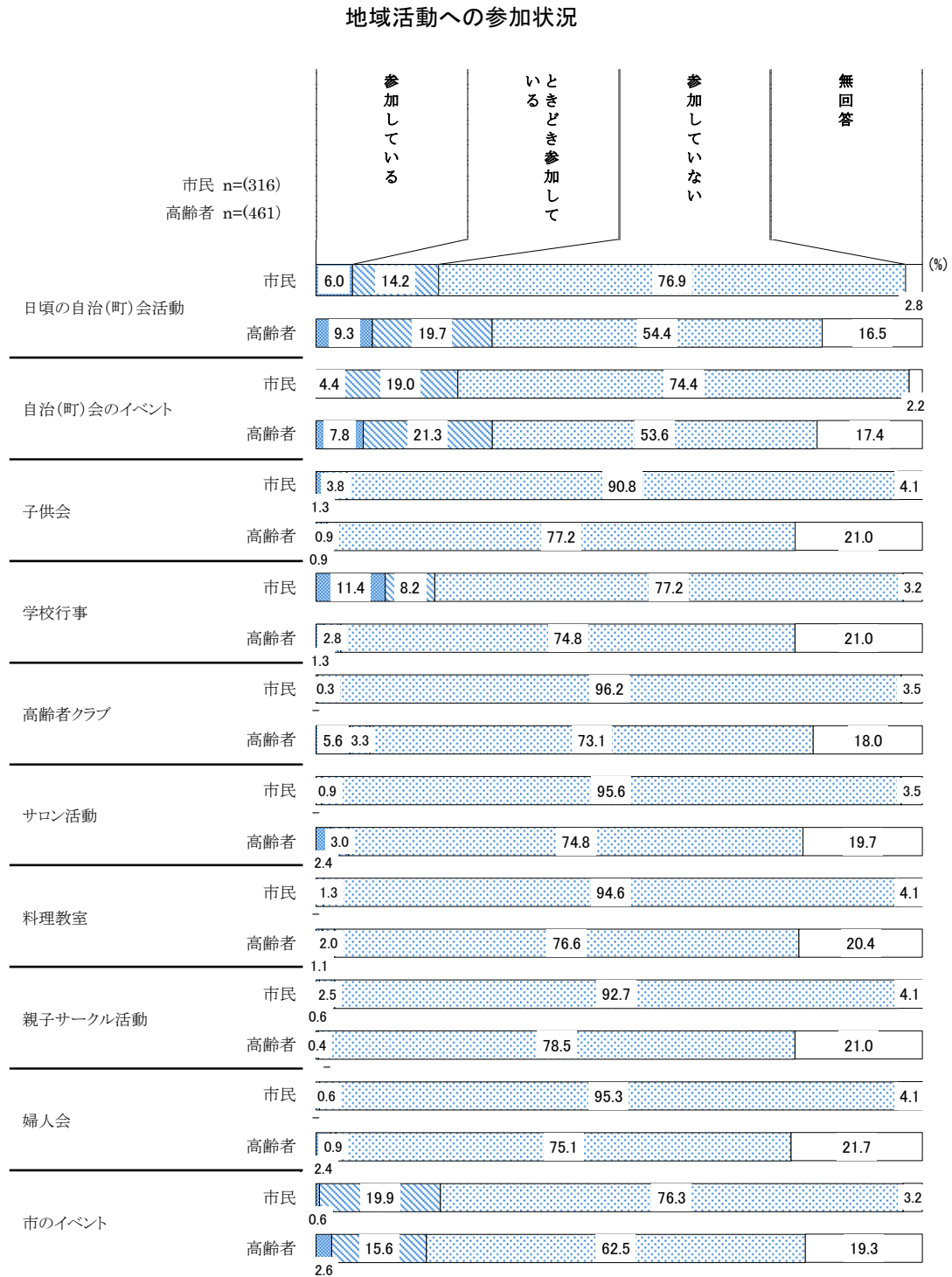
近所づきあいの程度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域活動への参加状況

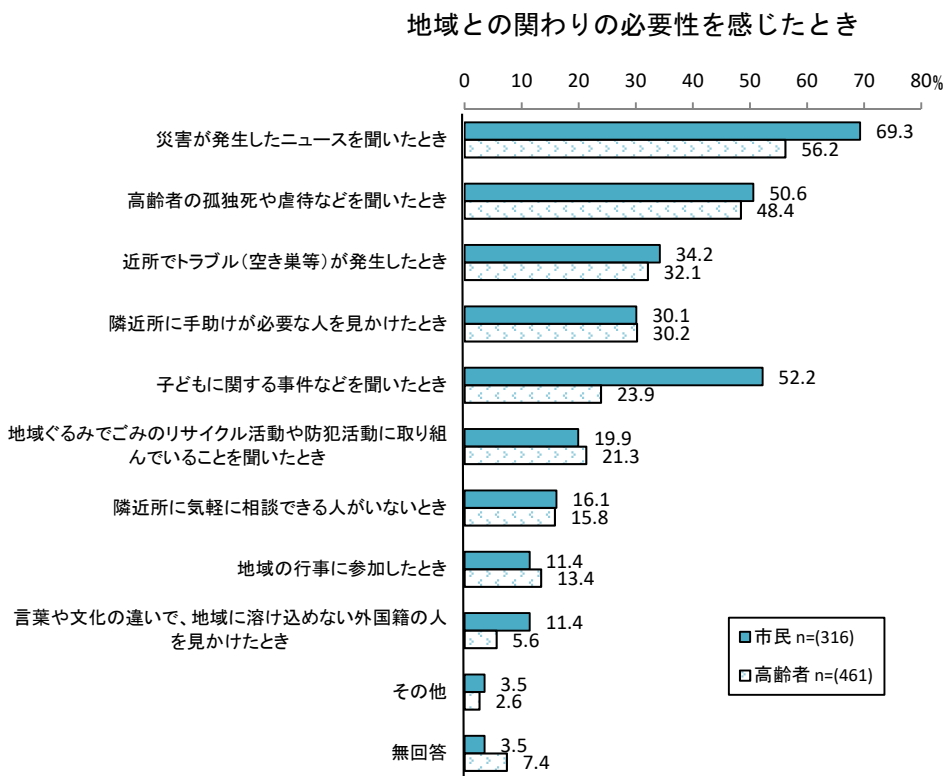
地域活動の参加状況については、『日頃の自治（町）会活動』『自治（町）会のイベント』等は、高齢者の参加率が市民より高くなっています。一方、『学校行事』は、市民の参加率が高齢者を上回っています。



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ 地域との関わりの必要性を感じたとき

「災害が発生したニュースを聞いたとき」が、市民では69.3%、高齢者では56.2%と、いずれも最も多くなっています。市民では「子どもに関する事件などを聞いたとき」が52.2%、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が50.6%と、いずれも5割を超え、高齢者でも「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が48.4%と5割近くを占めています。



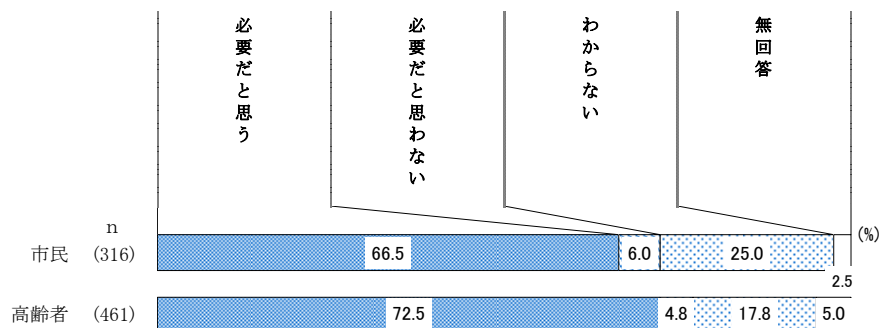
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

④ 地域の生活課題についての住民同士の支え合い

「必要だと思う」が市民は66.5%、高齢者は72.5%と、高齢者が市民より多くなっています。

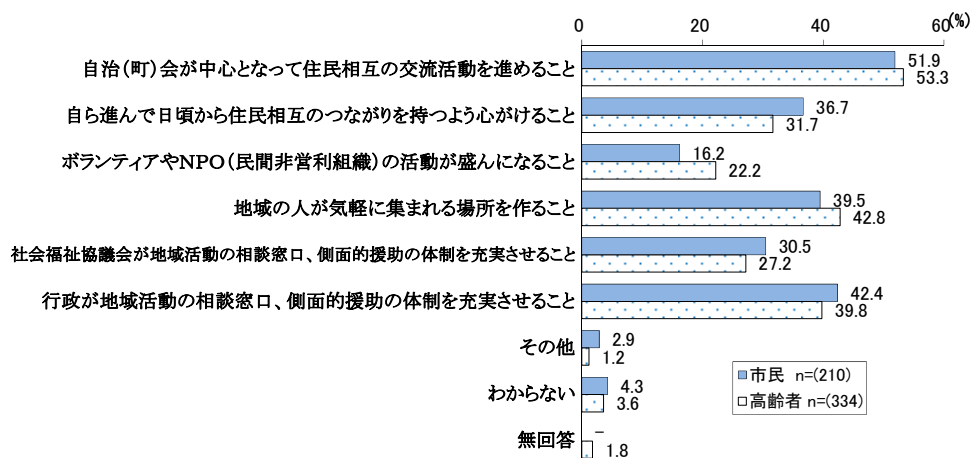
こうした支え合いのために必要なこととしては、市民、高齢者とも「自治（町）会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」が上位を占めています。

地域の生活課題についての住民同士の支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域の生活課題についての住民同士の自主的な支え合いや助け合いに必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

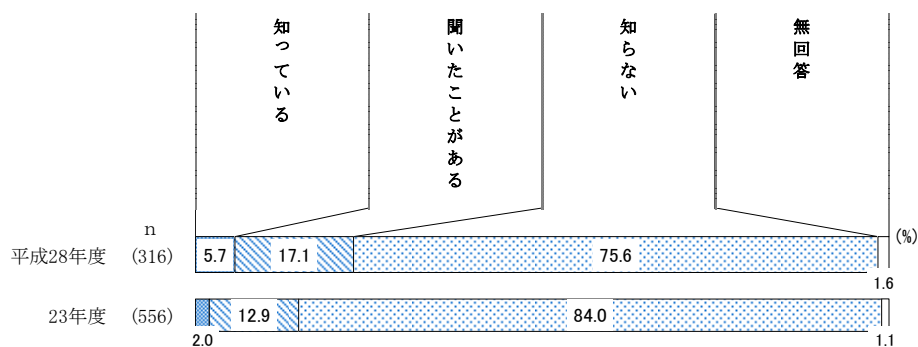
(4) 支え合いの地域づくり

① 地域づくり（地域ケアシステム）の認知度

「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた《認知度》は、市民では 22.8%、高齢者では 43.6%と、高齢者が市民を大きく上回っています。また、福祉関係者についてみると、《認知度》は、ボランティア団体・NPO法人では 64.4%、民生委員・児童委員では 91.0%と、市民、高齢者より高くなっています。

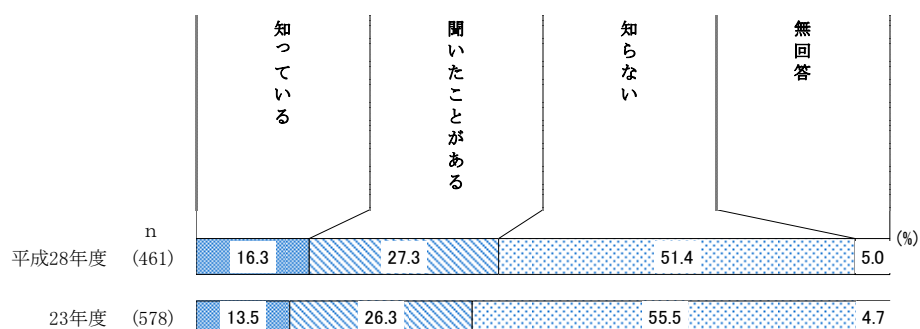
平成23年度の調査結果と比較すると、全体として認知度は上昇しています。

地域ケアシステムの認知度（市民）



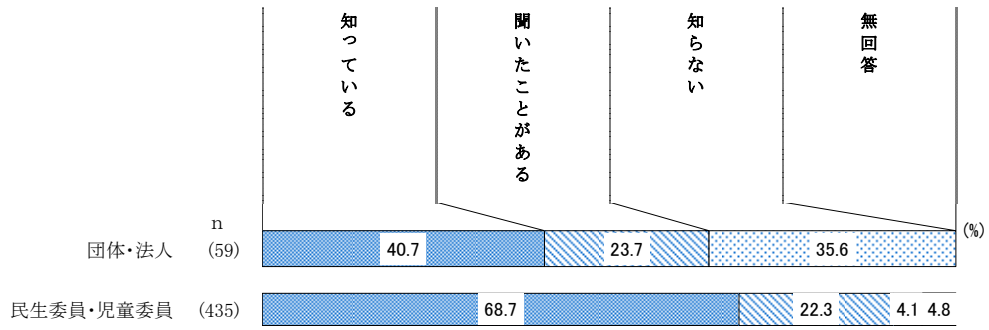
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの認知度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの認知度



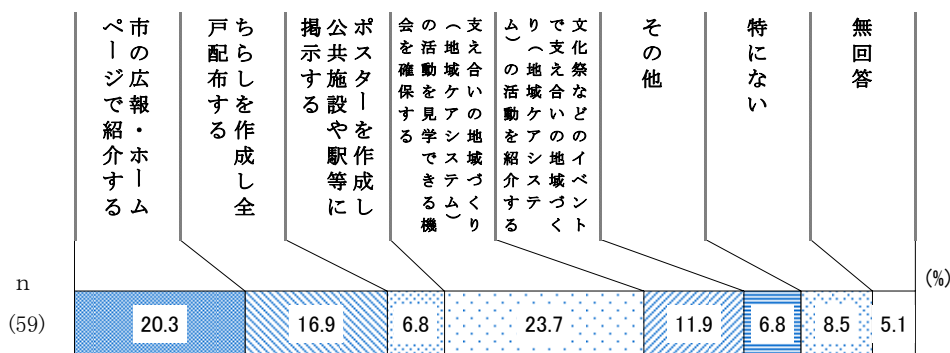
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域ケアシステムの周知に必要な取組

福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の活動を見学できる機会を確保する」が23.7%、「市の広報・公式Webサイトで紹介する」が20.3%と、いずれも2割を超えています。

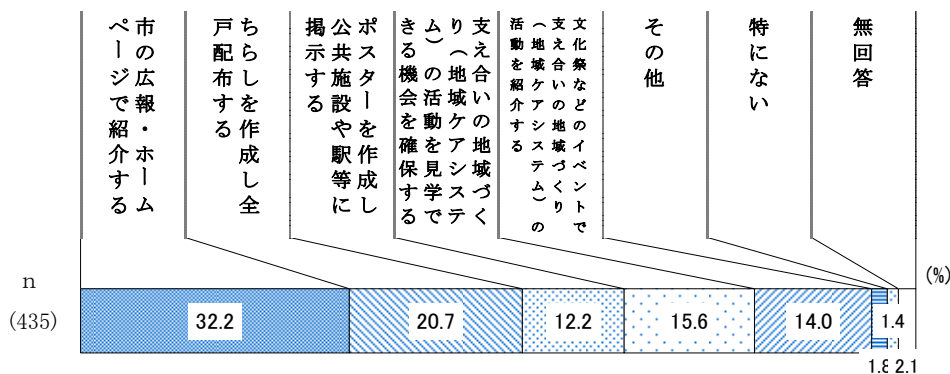
民生委員・児童委員では「市の広報・公式Webサイトで紹介する」が32.2%で最も多く、次いで「ちらしを作成し全戸配布する」が20.7%となっています。

地域ケアシステムの周知に必要な取組（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの周知に必要な取組（民生委員・児童委員）

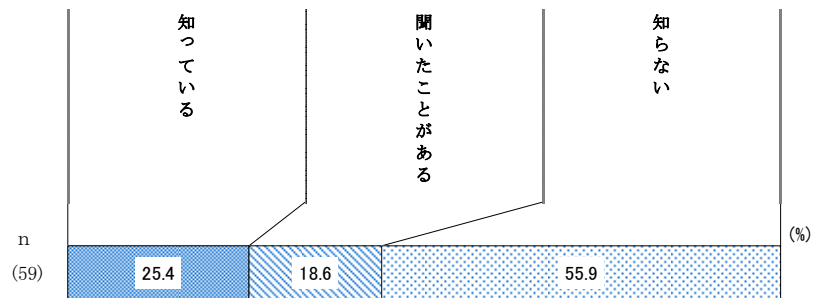


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ コミュニティ・ワーカー配置の認知状況

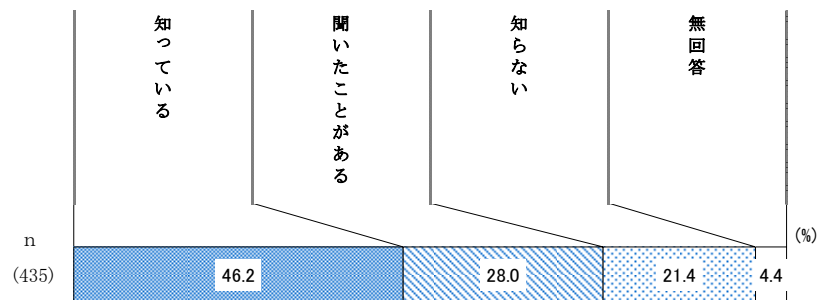
福祉関係者についてみると、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた認知度は、ボランティア団体・NPO法人では44.0%、民生委員・児童委員では74.2%と、民生委員・児童委員の《認知度》がボランティア団体・NPO法人より高くなっています。

コミュニティワーカー配置の認知状況（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

コミュニティワーカー配置の認知状況（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

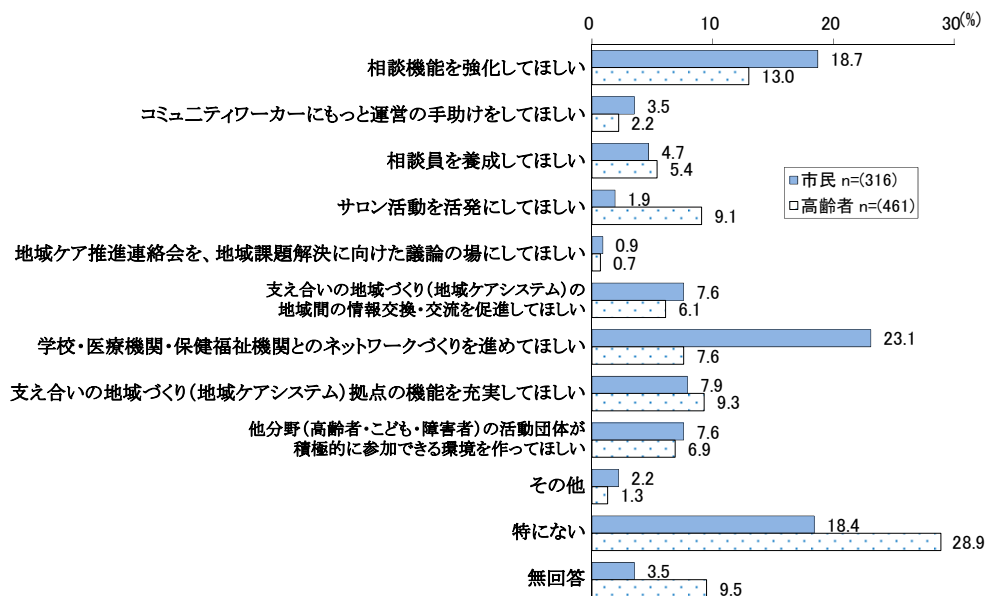
④ 支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）にやってもらいたいこと

「学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくりを進めてほしい」が、市民では23.1%、高齢者では7.6%と、市民が高齢者を上回っています。また、「相談機能を強化してほしい」についても、市民では18.7%、高齢者では13.0%と、市民が多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、市民では「相談機能を強化してほしい」が増加しています。

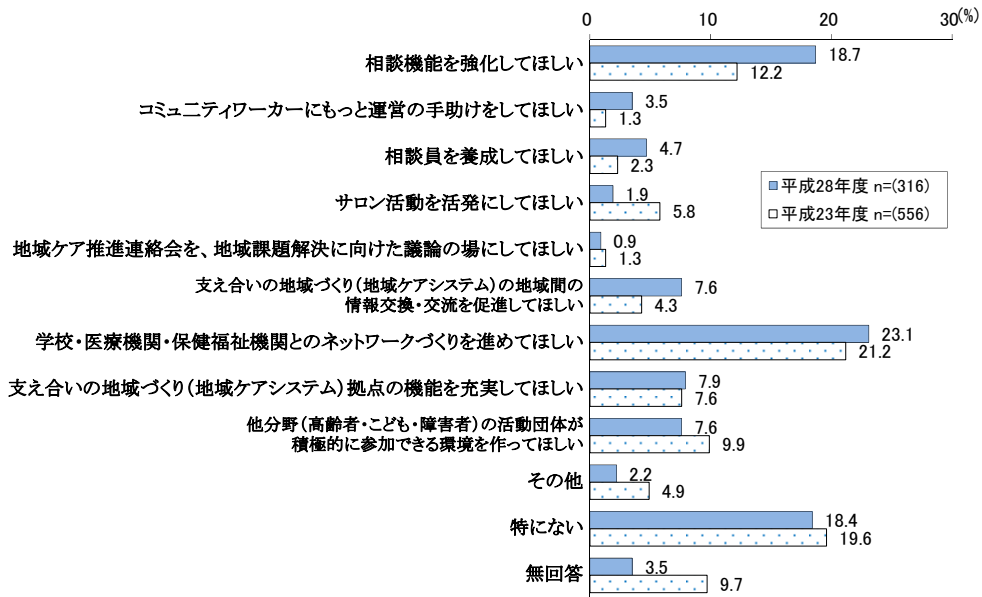
また、福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「他分野（高齢者・子ども・障害者）の活動団体が積極的に参加できる環境を作してほしい」が15.3%で、民生委員・児童委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の地域間の情報交換・交流を促進してほしい」が20.7%で、福祉委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）拠点の機能強化」が17.3%で、それぞれ最も多くなっています。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



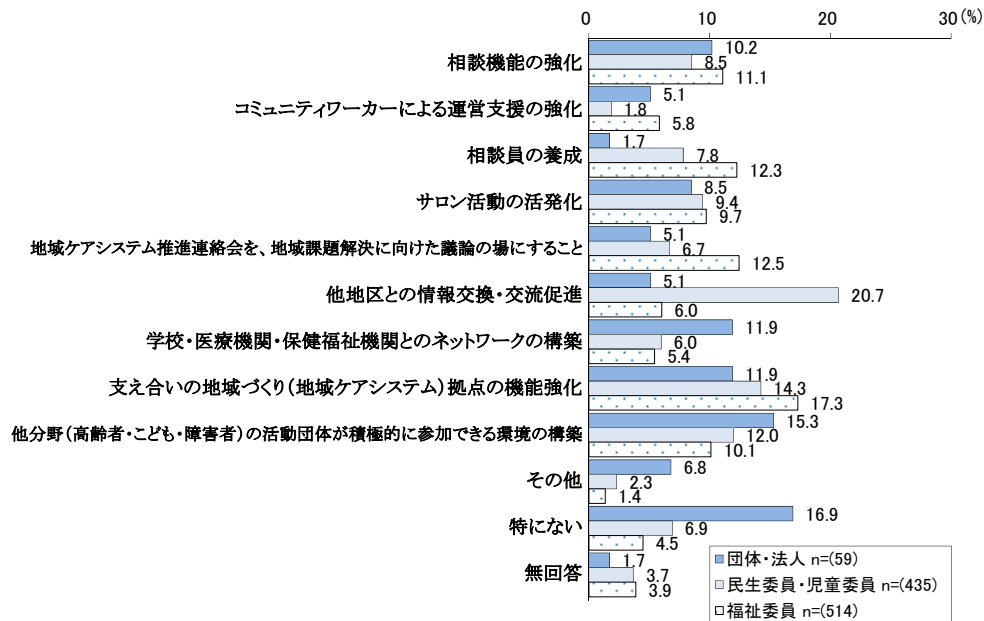
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



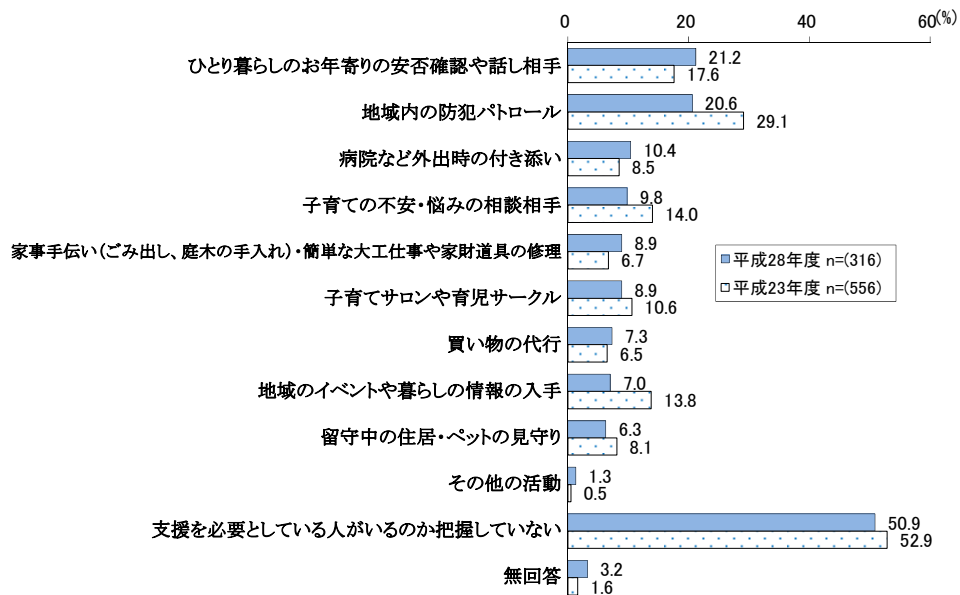
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

⑤ 近所で支援を必要としている人

「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」が、市民では 21.2%、高齢者では 24.5%、「地域内の防犯パトロール」が、市民では 20.6%、高齢者では 20.6%と、いずれも2割を超えています。

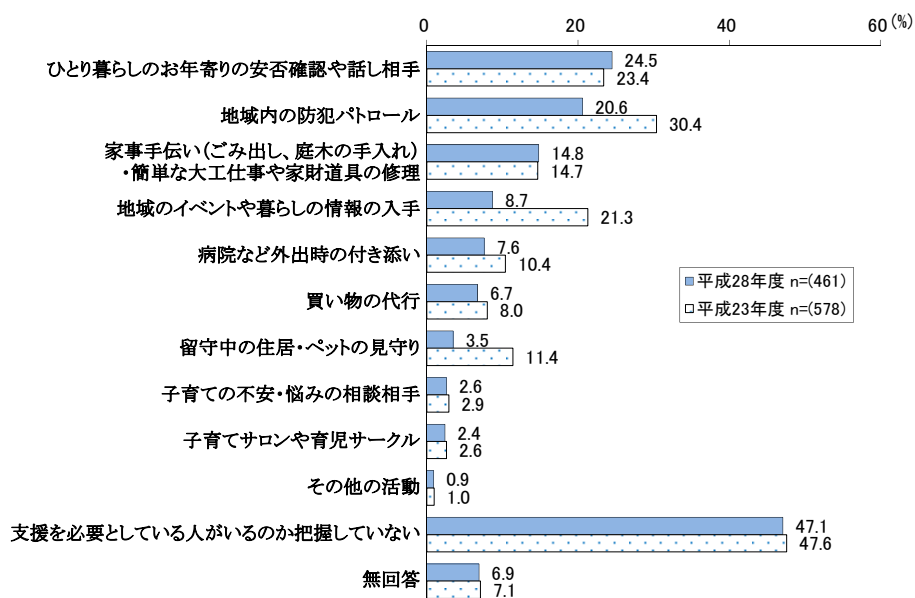
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「地域内の防犯パトロール」は低下したものの、「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」の比率に大きな変化はみられません。

近所で支援を必要としている人（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

近所で支援を必要としている人（高齢者）



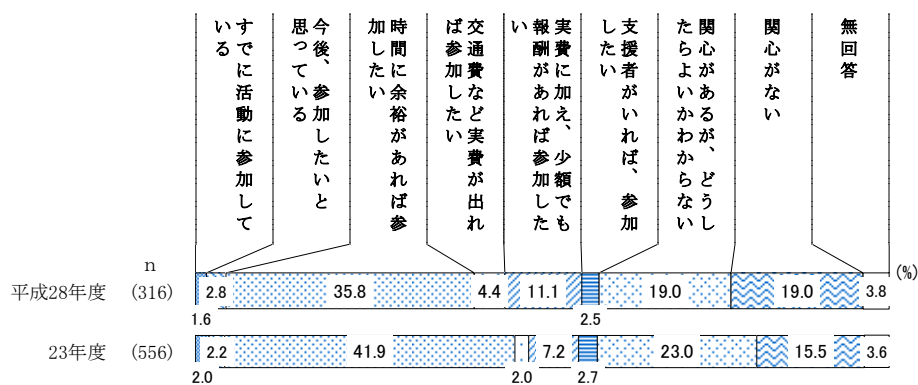
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

⑥ 地域福祉活動への参加

「すでに参加している」は、市民では 1.6%、高齢者では 3.3%に留まっています。一方、「時間に余裕があれば参加したい」が、市民では 35.8%、高齢者では 23.6%と、最も多くなっています。

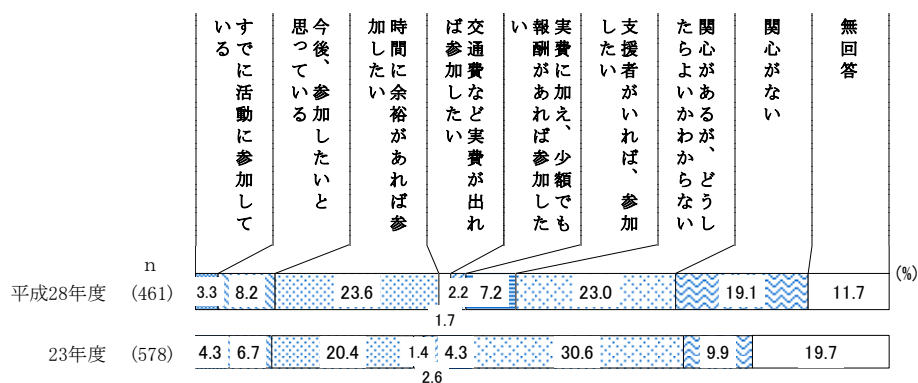
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも「関心はあるが、どうしたらよいかわからない」は減少したものの、「関心がない」は増加しています。

地域福祉活動への参加（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉活動への参加（高齢者）



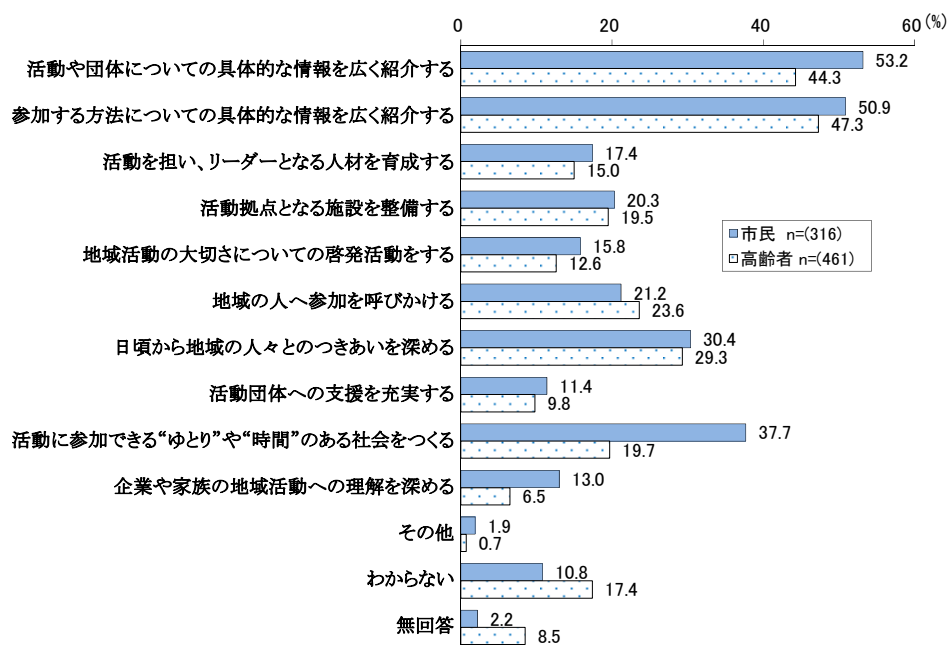
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(5) 地域福祉活動

① 地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと

「活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 53.2%、高齢者では 44.3%、「参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 50.9%、高齢者では 47.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも多くなっています。

地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

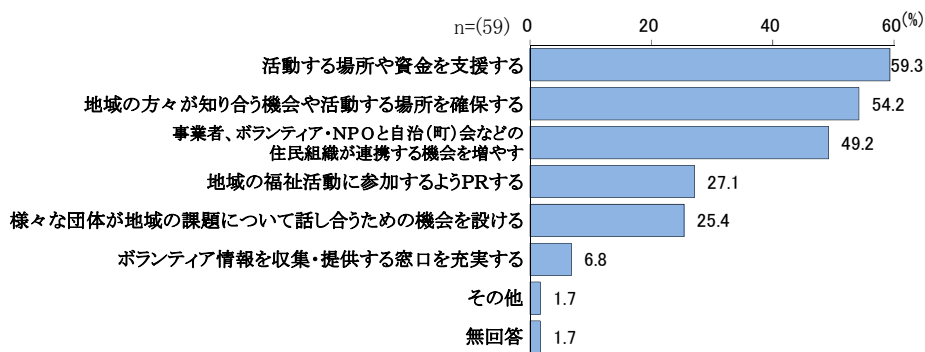
② 行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

ボランティア団体・NPO法人では「活動する場所や資金を支援する」が 59.3%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会や活動する場所を確保する」が54.2%となっています。

民生委員・児童委員では「地域の方々が知り合う機会や活動の場所を確保する」が 59.8%で最も多くなっています。

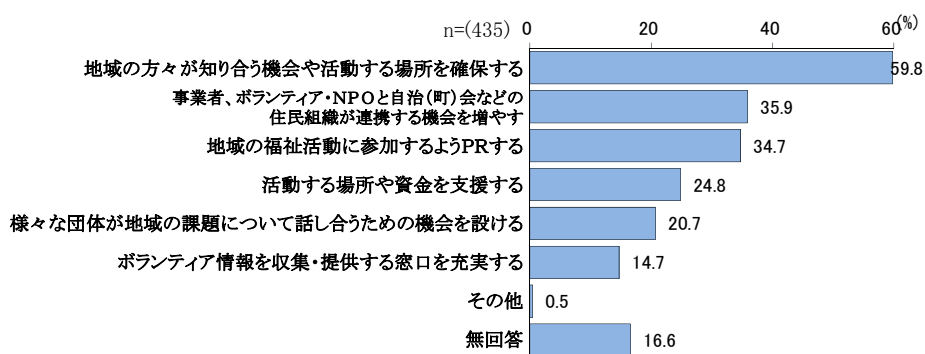
福祉委員では「ボランティア情報を収集・提供する窓口を充実する」が 39.1%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会を増やすための集いの場を確保する」が 32.4%となっています。

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(ボランティア団体・NPO法人)



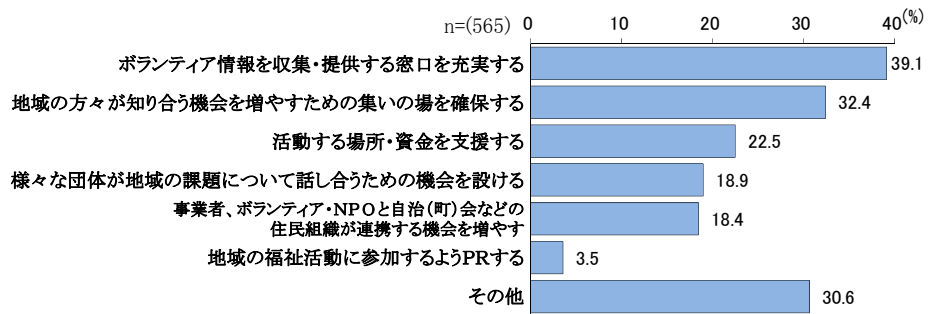
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(民生委員・児童委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
 (福祉委員)



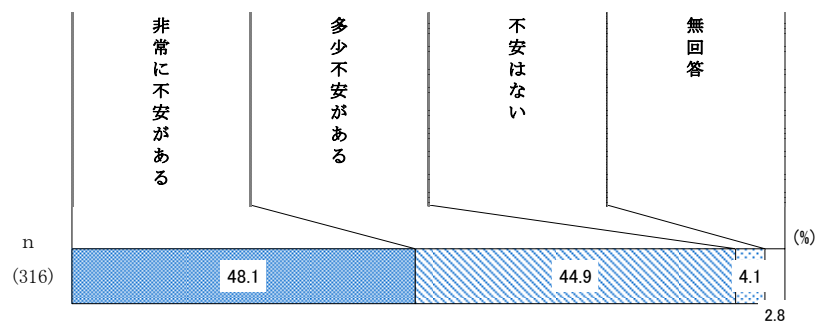
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(6) 防災

① 地震や災害などが起きた場合の不安感とその内容

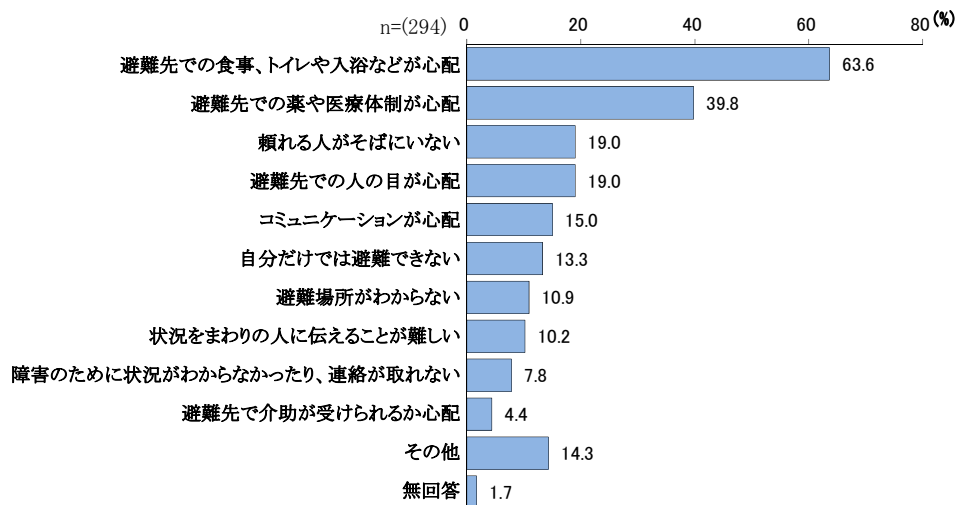
「非常に不安がある」は、市民では 48.1%、高齢者では 39.7%となっています。また、不安の内容としては、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が、市民では 63.6%、高齢者では 62.2%、「避難先での薬や医療体制が心配」が、市民では 39.8%、高齢者では 40.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも上位を占めています。

地震や災害などが起きた場合の不安感（市民）



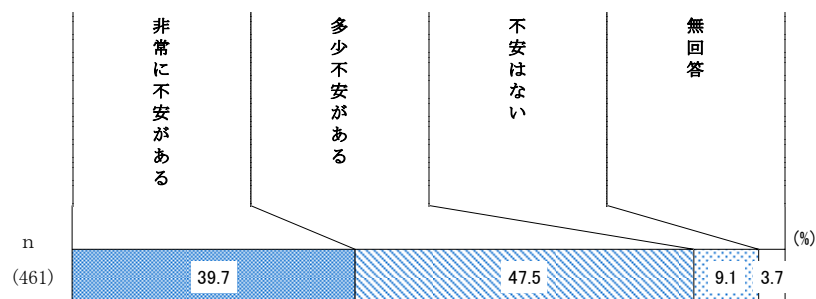
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（市民）



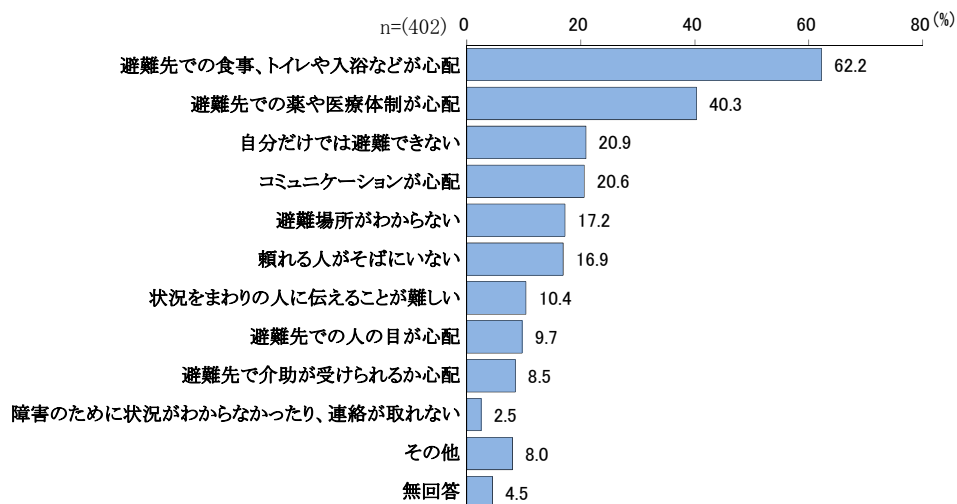
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安感（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（高齢者）

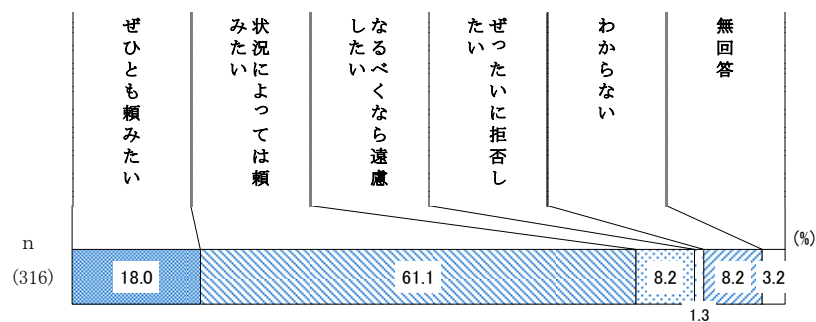


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向と避難行動要支援者*名簿作成への意識

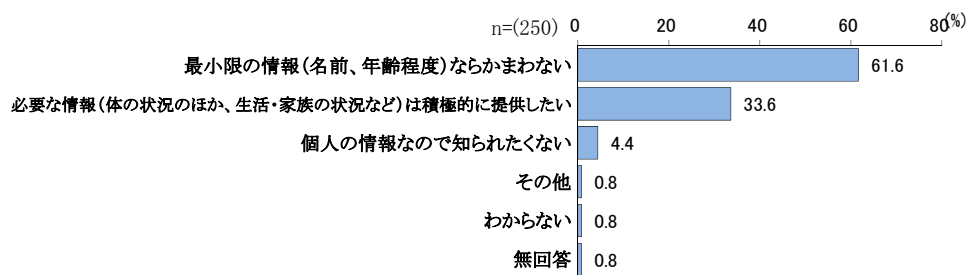
「ぜひとも頼みたい」が、市民では18.0%、高齢者では19.1%、「状況によっては頼みたい」が、市民では61.1%、高齢者では59.9%となっています。また、「頼みたい」という人では、名簿に掲載する情報は「最小限の情報（名前、年齢程度）ならかまわない」が、市民では61.6%、高齢者では66.5%となっています。

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（市民）



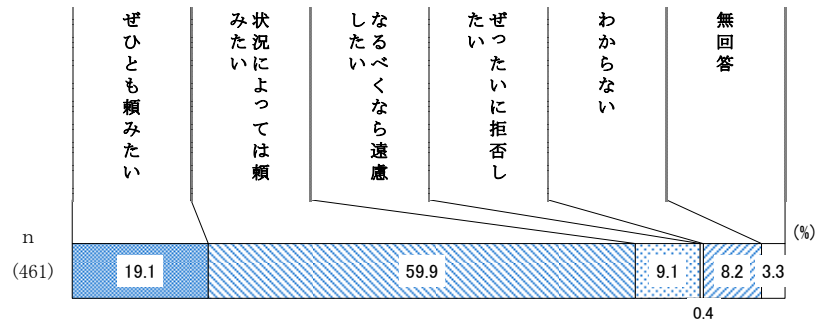
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（市民）



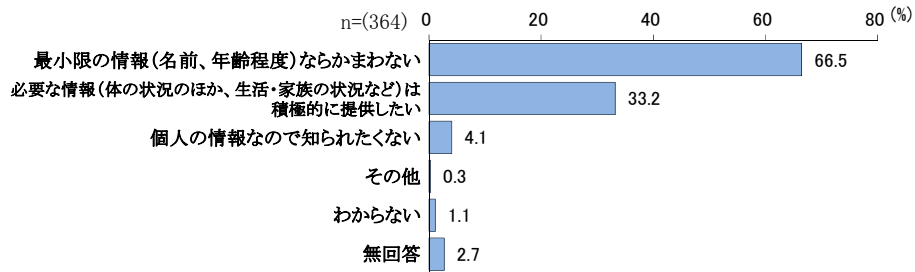
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（高齢者）

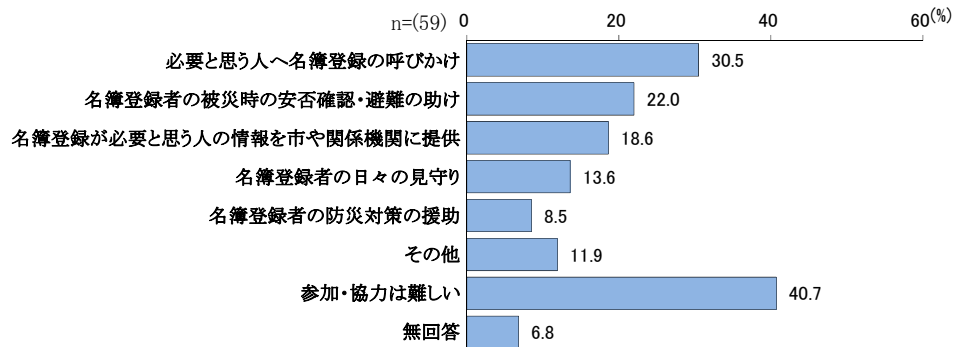


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ 「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力

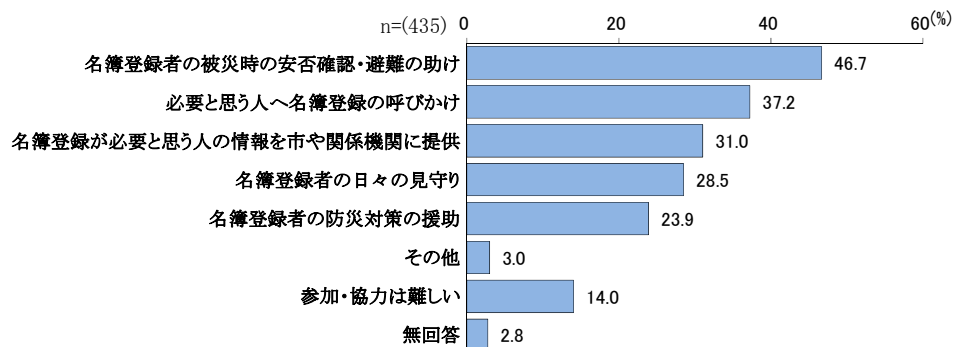
福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、順位、比率は異なるものの、「名簿登録が必要と思う人へ名簿登録の呼びかけ」と「名簿登録者の被災時の安否確認・避難の助け」が上位を占めています。

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（ボランティア団体・NPO法人）



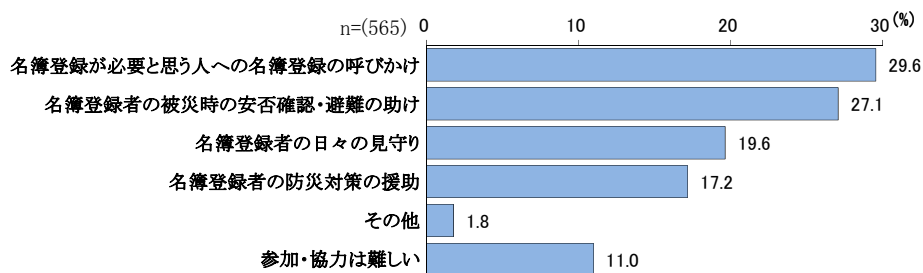
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(7) 地域福祉の進捗状況

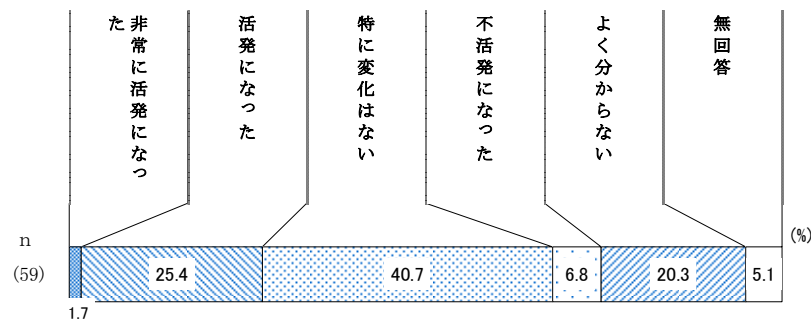
① 以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「非常に活発になった」と「活発になった」を合わせた《活発になった》が27.1%となっています。一方、「特に変化はない」は40.7%を占めています。

民生委員・児童委員では《活発になった》が40.0%、「特に変化はない」が38.4%となっています。

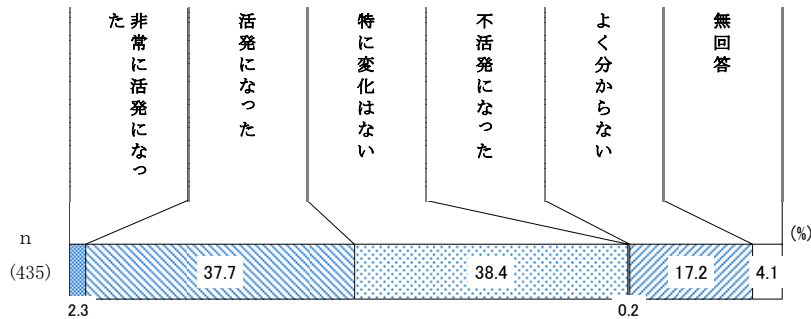
福祉委員では、《活発になった》が48.5%と、「特に変化はない」の30.4%を上回っています。

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（ボランティア団体・NPO法人）



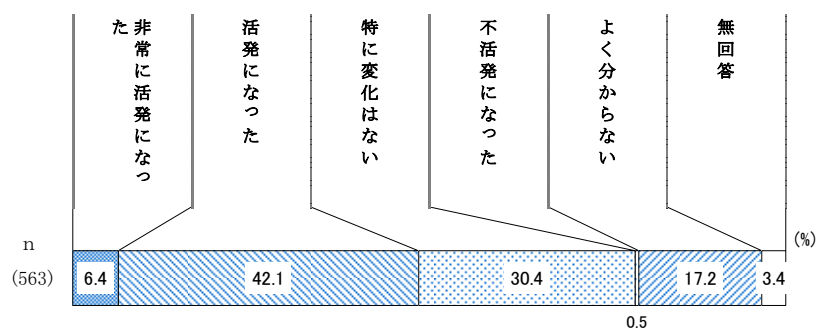
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

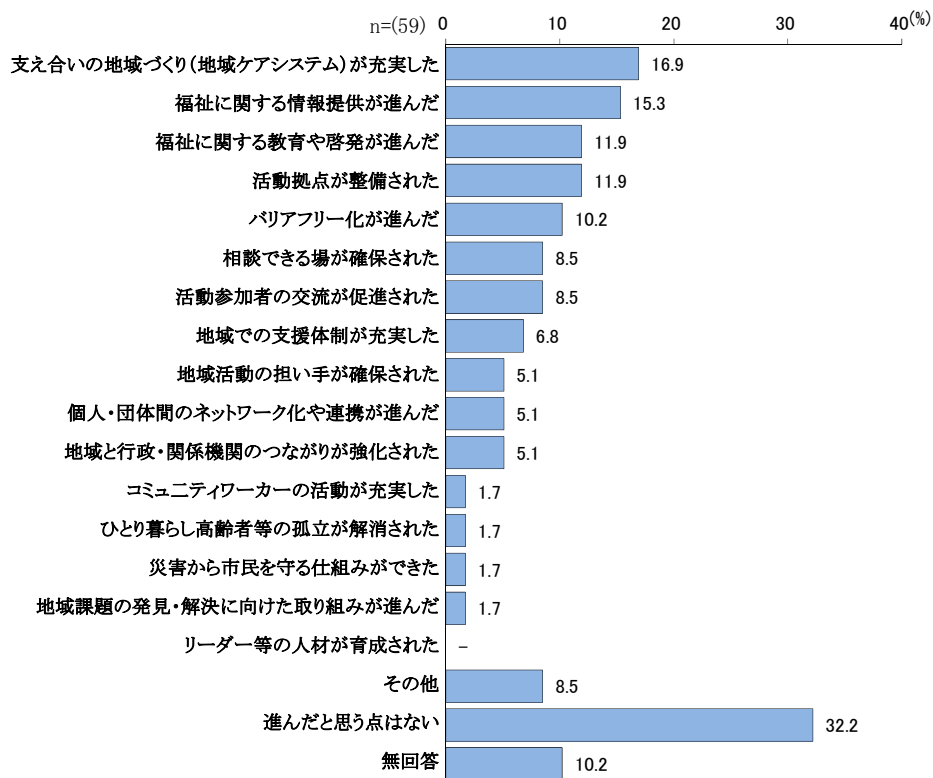
② 以前と比べて活動地域において推進された地域福祉

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が16.9%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が15.3%、「福祉に関する教育や啓発が進んだ」が11.9%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談できる場が確保された」が25.7%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.2%、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が18.9%の順で続いています。

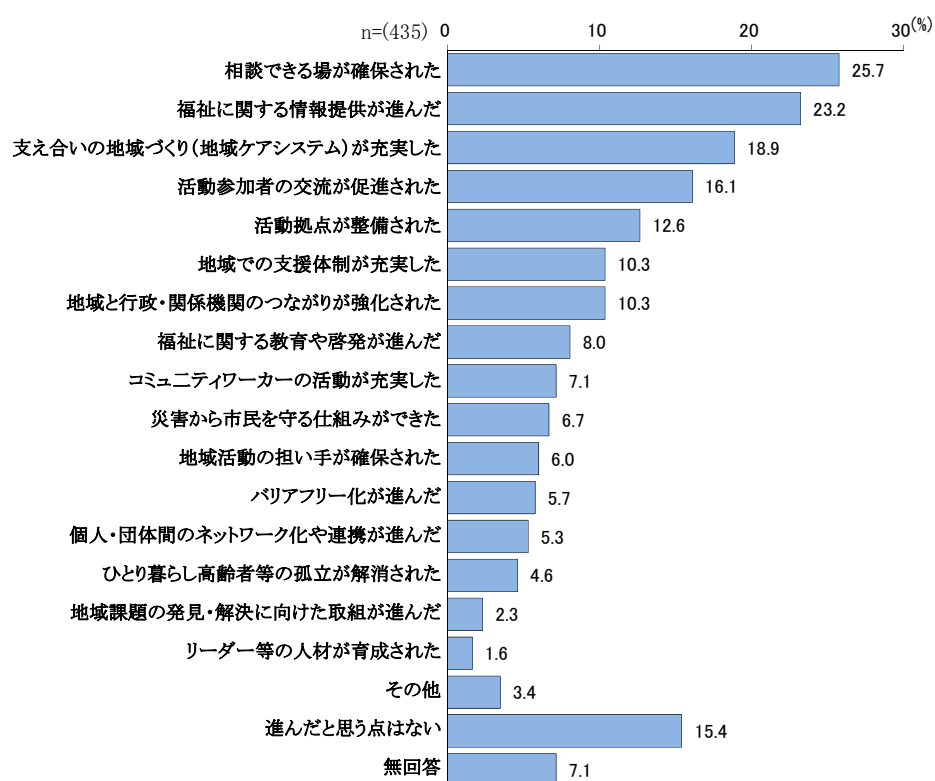
福祉委員では「相談できる場が確保された」が26.0%で最も多く、次いで「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が24.2%、「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.9%の順で続いています。

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（ボランティア団体・NPO法人）



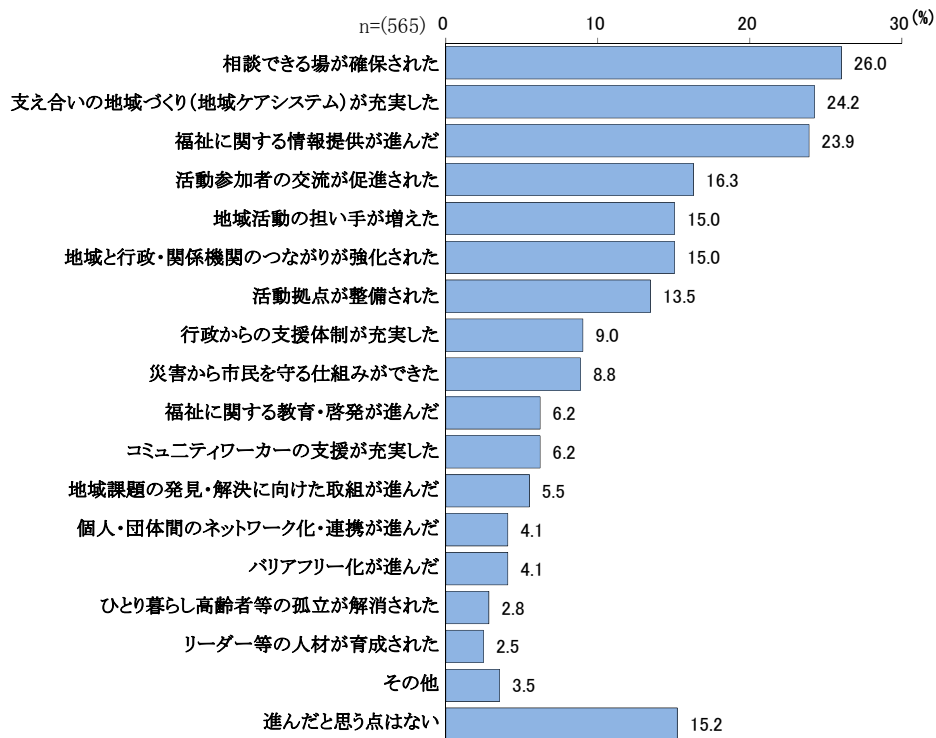
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（福祉委員）

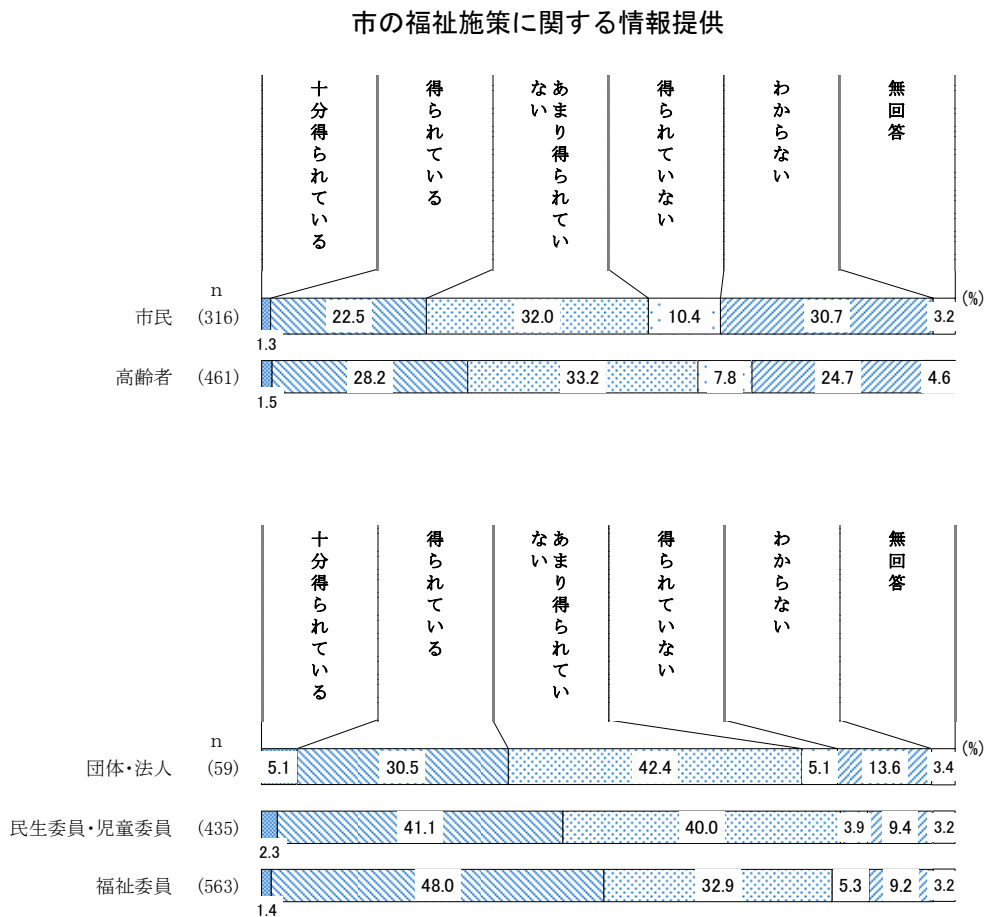


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(8) 施策への評価

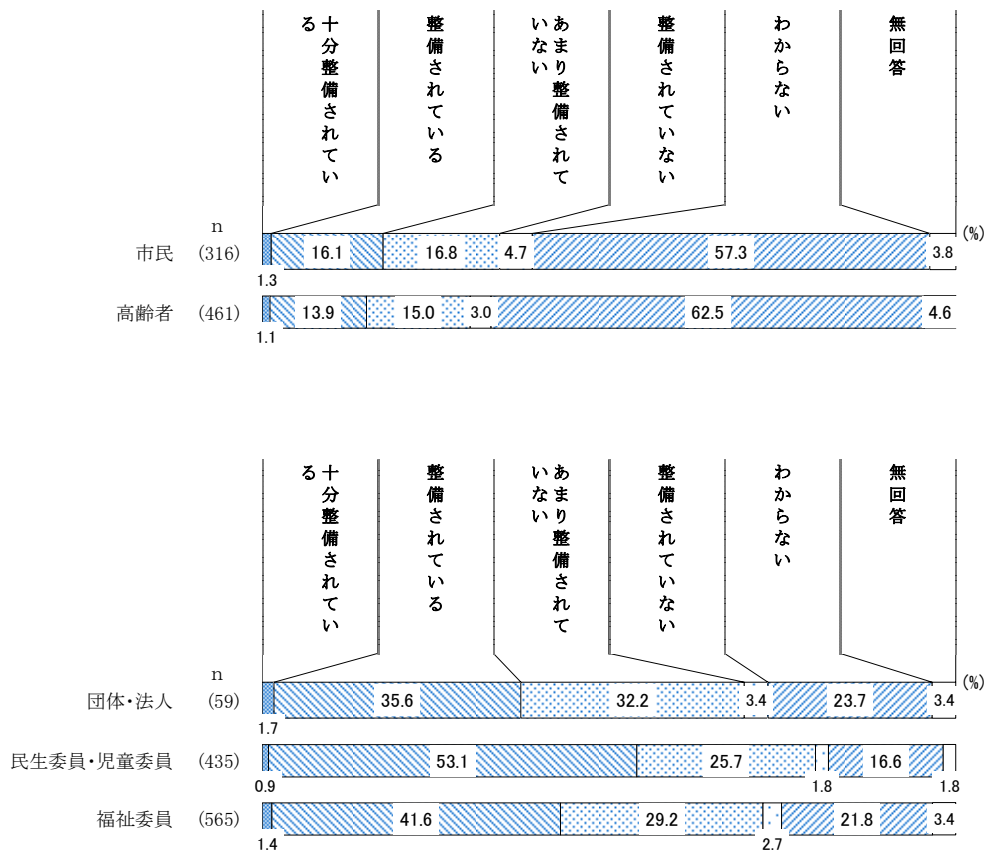
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、『市の福祉施策に関する情報提供』や『地域の相談体制の整備状況』については、比較的《肯定的評価》が多くなっています。

その一方、種別ごとに多少の順位の変動はありますが、《否定的評価》が多いものとして、『地域団体や市民活動団体などの情報』『地域での住民同士の交流や支え合い』『地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境』が上位を占める傾向が共通しています。



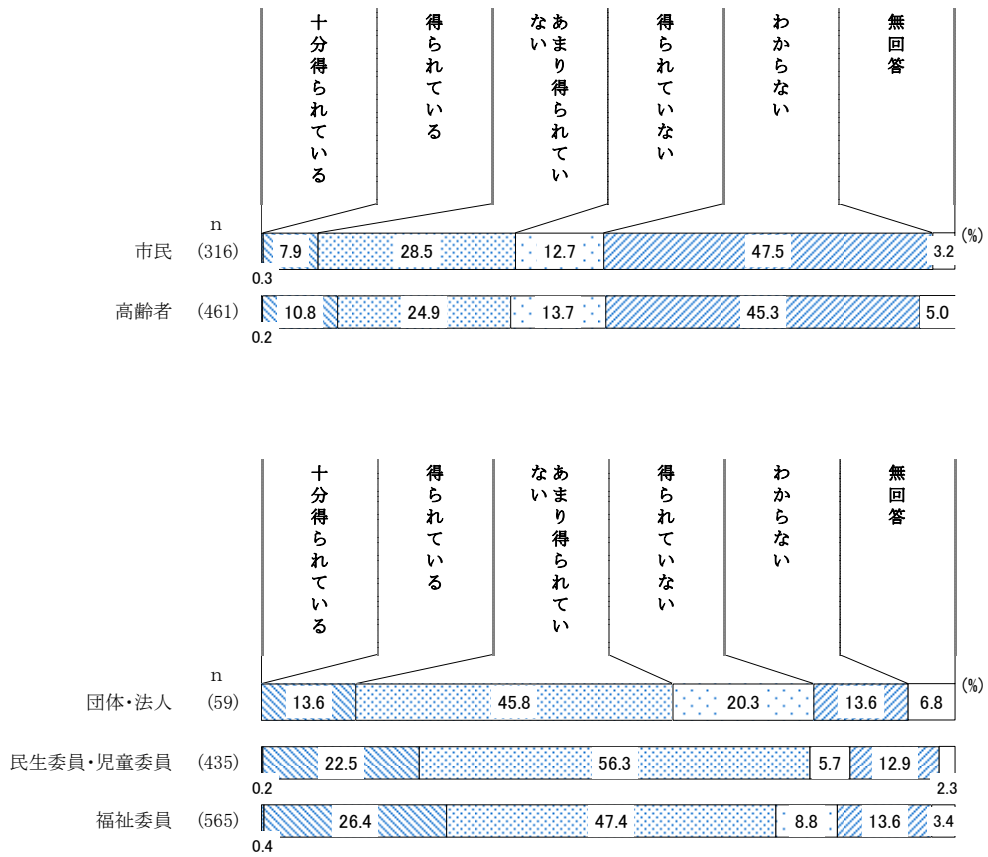
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域の相談体制の整備状況



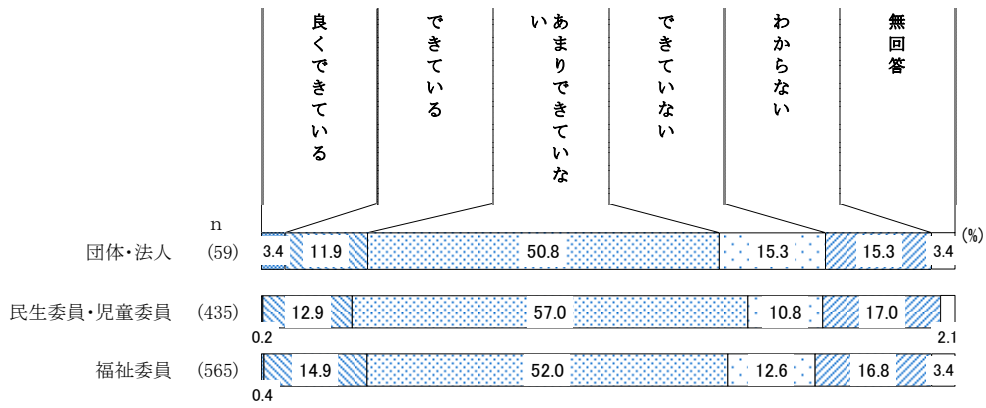
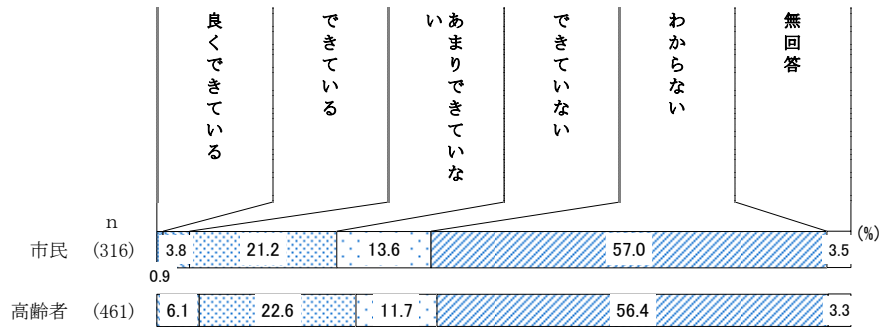
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域団体や市民活動団体などの情報



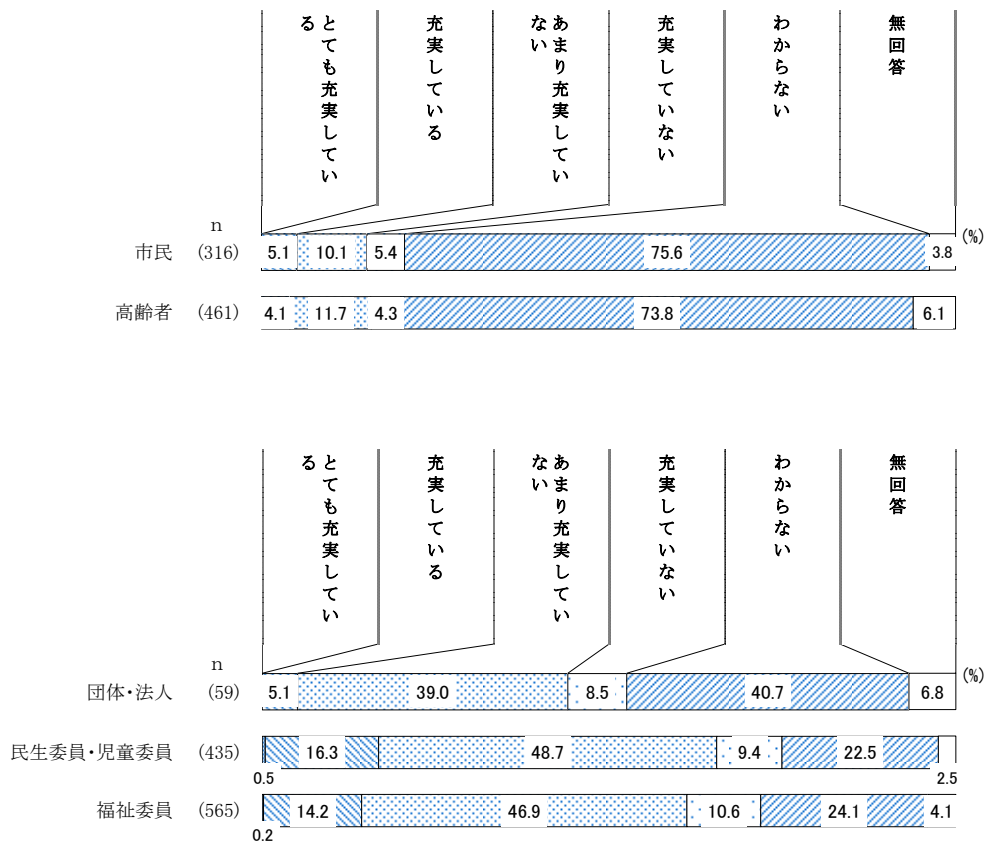
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域での住民同士の交流や支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境

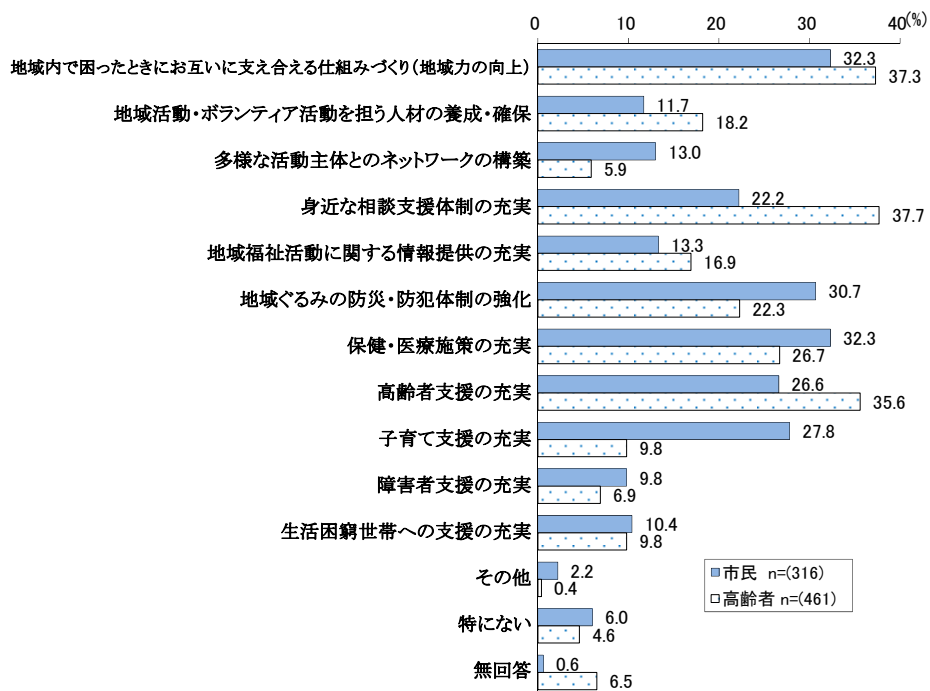


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(9) 今後の地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

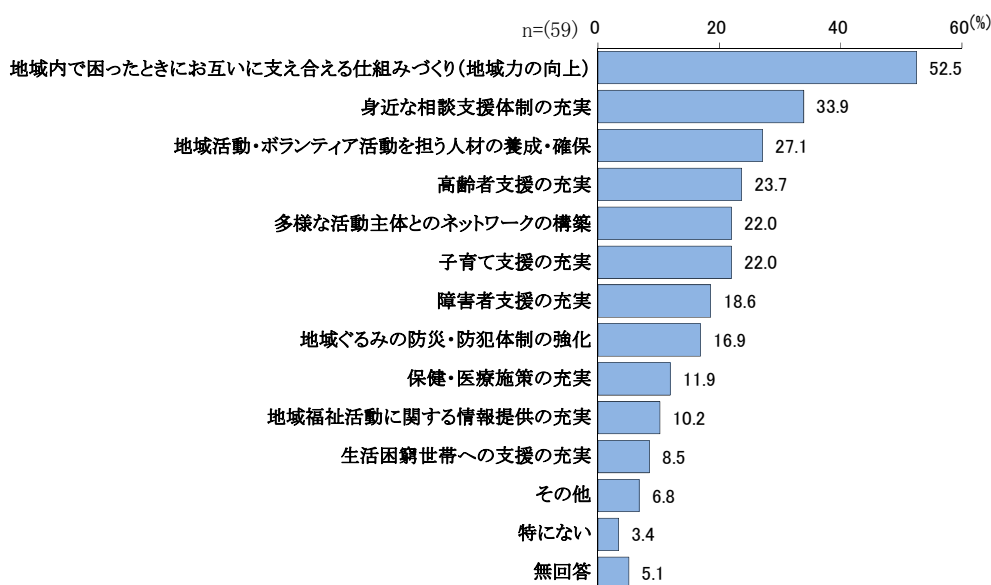
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、「地域内で困ったときにお互いに支え合える仕組みづくり（地域力の向上）」が最も多くなっています。また、種別によって、多少の順位の変動はあるものの、「地域活動・ボランティア活動を担う人材の養成・確保」「身近な相談体制の充実」「地域ぐるみの防災・防犯体制の強化」等が上位を占めています。とくに、高齢者では「高齢者支援の充実」が多くなっているは注目されます。

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと



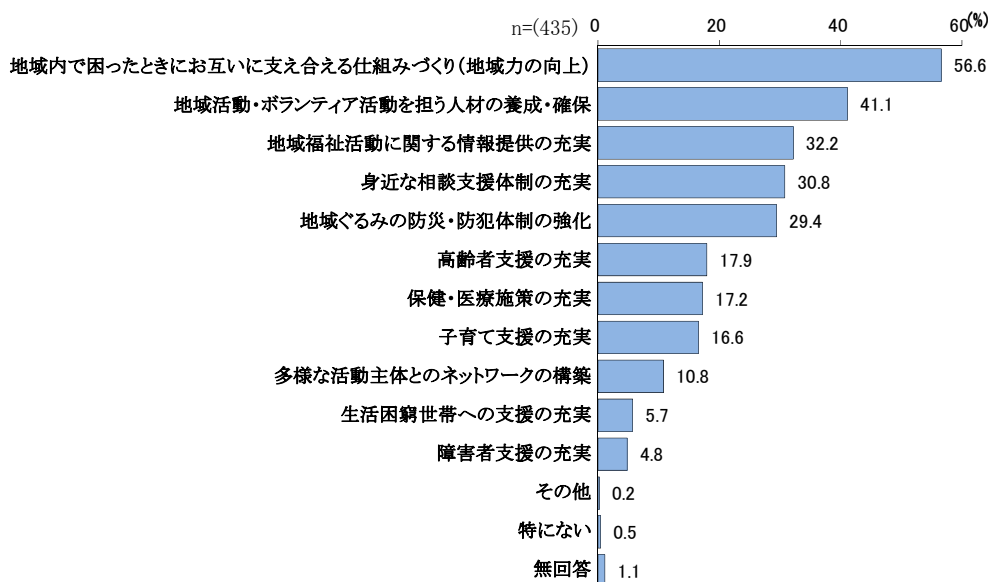
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（ボランティア団体・NPO法人）



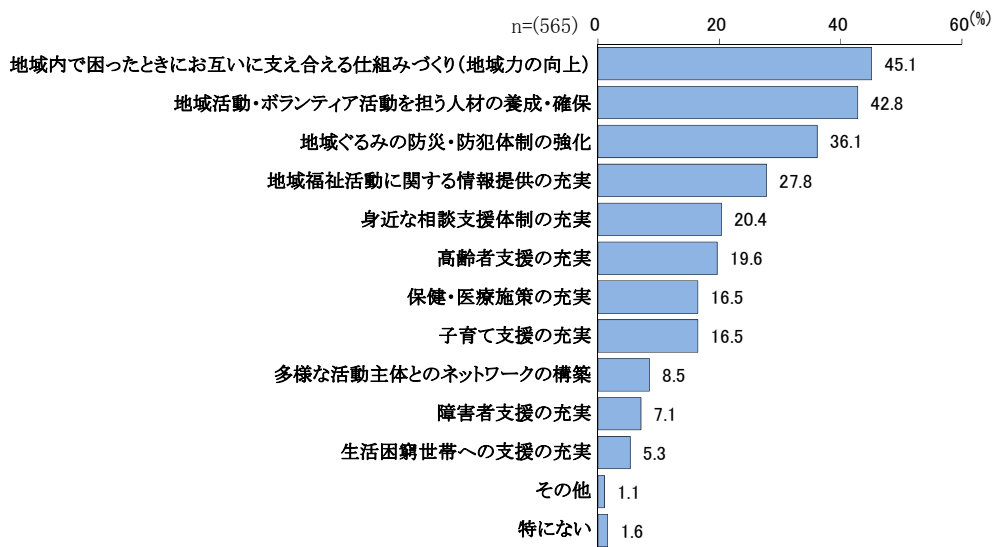
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

7 地域懇談会の概要

計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞かせていただくことを目的として、地域懇談会を開催しました。

また、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

(1) 実施結果

開催日	会場	参加者数
平成29年11月16日(木)	勤労福祉センター	12名
平成29年11月17日(金)	行徳公民館	11名
平成29年11月20日(月)	曾谷公民館	6名

(2) 当日配布資料

- ・第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要
- ・第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）素案
- ・第4期市川市地域福祉計画の概要
- ・第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）素案

8 パブリックコメントの概要

計画の策定にあたり、計画の骨子案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、貴重な意見があり、参考にさせていただきました。

また、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

内 容	第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）（素案）について
意見募集期間	平成29年10月21日（土）～平成29年11月20日（月）
閲覧場所	市政情報センター、市政情報コーナー（中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター）、福祉政策課、市公式Webサイト
対 象	市内に在住・在勤・在学する方、または、市内に事務所や事業所を有する個人・法人、その他、案件に利害関係を有する方、本市に関心をもつ方
実施結果	意見提出者 1名、意見 21件

市川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画「わかちあいプラン」の概要

◎わかちあいプランは、地域福祉を推進するための基本理念を定めています。

○基本理念は、

〈安心して生み育て、安心して老いを迎えることができる「福祉のふるさと」としての福祉コミュニティを創ります〉

としています。

○計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間としています。

（市川市地域福祉計画と同期間）

◎わかちあいプランは、支え合いの仕組みである「互助」を確立することを目指しています。

「孤立死」「ひきこもり」「虐待」が起きないように住民が支え合える仕組みをつくるとともに、住民による活動を支え合う会員加入促進を図ることとしています。

◎わかちあいプランは、下記の施策に取り組むことを定めています。

○地域福祉活動への支援～互助のまちの仕組みをつくる～

- ・「てるぼサロン」および地区社協事業の拡充
- ・地域連携の強化
- ・お互いさま事業の実施

○福祉専門職を充実する

- ・地域支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議
- ・個別支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議
- ・子育て支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議

○個別支援の充実

- ・「後見センター」設置を目指した権利擁護体制の充実
- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・経済的困窮者への相談支援と関連事業
- ・子育て支援事業と新たな取組

○福祉きょういくを拡充する

- ・子どもへの福祉きょういく事業
- ・ボランティア講座等地域人材の養成と確保

○災害支援体制を構築する

○社会福祉法人等による公益的事業協議や連携と事業実施支援

○寄付文化の醸成

◎わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会の経営方針を示しています。
社協会費の状況と今後の方針を示すとともに、目的に合わせた基金の有効活用について定めています。

◎わかちあいプランは、住民による計画の進捗状況評価と見直しについて定めています。

○「わかちあいプランの施策」および「市川市社会福祉協議会の経営方針」について、その進捗状況を毎年度ごとの地区代表者会議で報告し、各項目における満足度や課題などの意見を伺い、必要に応じて計画目標の見直しを行うこととしています。

○14の地区社協ごとで設置している活動計画（地区別計画）は、地域の方々自らが目標を定めています。各地区で開催されている「地域ケアシステム推進連絡会」もしくは「福祉委員会」において、自らが定めた目標がどのように実行されているかを振り返り、その成果や課題をもとに、次年度以降の活動目標を皆で確認していくことが、次へのステップにつながります。

◎わかちあいプランは、地区社会福祉協議会ごとの計画を定めています。
わかちあいプランでは、市内14の地区社会福祉協議会ごとに、地域の方々

- ・てるぼサロンおよび地区社協事業の拡充～“ふれあい”や“つながり”を育むために～
- ・地域連携の強化～地域における福祉課題の把握と対応～
- ・「お互いさま事業」の実施～身近な地域の支え合い～
- ・その他

の4つのテーマについて、今後6年間の事業計画を策定しています。

10 用語解説

ア行

❖ e-モニターアンケート

本市が運営する登録制のアンケート制度。パソコンや携帯電話のメールでアンケートを発信し、市民の声を市政に反映させるもの。

❖ 移送サービス

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。

❖ 市川みんな体操

高齢者の筋力アップを目的とした体操。高齢者の筋力アップで高い効果がある、高知市で考案された「いきいき百歳体操」を参考に、市川市オリジナルの内容を考え、導入した。

❖ NPO（Nonprofit Organization）

民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。

❖ お互いさま事業

わかちあいプラン（9ページ参照）において地域での展開が目指されている、地区社会福祉協議会を中心とした、ゴミ出しなど、隣近所が無料または廉価で支え合う仕組み。

カ行

❖ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度において、市町村が各地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つであり、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする事業。市川市では平成28年3月より開始している。

❖ 基幹福祉圏

第1期から第3期の市川市地域福祉計画において、地区別計画策定の単位として設定していた地域の範囲。市内を北部・中部・南部の3地区に分けていた。

❖ 緊急通報装置（あんしん電話）

ひとり暮らし等の高齢者の方が、病気、ケガをした場合などの時に、非常ボタンを押すだけで「あんしん電話受信センター」に通報できる装置のこと。

❖ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

❖ 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

本市における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

❖ コミュニティワーカー

55ページ参照。

サ行

❖ 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

❖ サロン

自分の家から通える範囲で誰でも気軽に参加できる集まりのことで、地域住民の息抜きやふれあいの場、情報交換や健康づくり、学びの場となっている。市川市社会福祉協議会では、「てるぼサロン」としてサロン活動を展開している。

❖ 市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障害などで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

❖ 社会福祉協議会

8ページ参照。

❖ 小域福祉圏

地域福祉を推進するために必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲で、市内を14地区に区分した圏域のこと。エリアは85ページ参照。

❖ 小学校区防災拠点協議会

震災時に備えて、平常時から地元自治（町）会や関係団体・事業所などにより構成され、地域の防災計画の作成や防災訓練などを実施するとともに、発災時は市職員と協力して小学校区防災拠点を運営する。

❖ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

❖ 生活困窮者自立支援

70ページ参照。

夕行

❖ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

❖ 地域ケア拠点

地域ケアシステムの拠点のこと。小域福祉圏（エリアは85ページ参照）のうち、南行徳地区のみ2ヶ所、その他の地区は1ヶ所ずつ、合計で15ヶ所設置されている。

❖ 地域ケアシステム

55ページ参照。

❖ 地域ケアシステム推進連絡会

本市における地域ケアシステムの確立に向け、地区社会福祉協議会ごとに設置されている。地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場であり、地域の担い手と市や市社会福祉協議会、多様な団体を巻き込みながら活動を展開している。

❖ 地域資源

地域に存在する人材や各種団体、活動の場等のこと。

❖ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025年（平成37年）を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

❖ 地区社会福祉協議会

地域住民で組織する任意団体であり、市内全域で14団体が活動している。活動区域は市川市自治会連合協議会の地区連合会と一致し、単一自治会とも密接に連携して活動している。

❖ 地区推進会議

地域ケアシステム推進連絡会での検討を踏まえ、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行うとともに、各地区で共通する地域課題について、地域・コミュニティワーカー・社会福祉協議会・行政の役割分担のもと解決に向けた検討を行う場。第3期計画においては北部・中部・南部の3圏域ごとに設置されていたが、第4期においては、小域福祉圏（14地区）に直接焦点を当てるものに変更する趣旨で市全域での1会議となる。

ナ行

❖ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

❖ 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

❖ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

八行

❖ パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

❖ バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

❖ 避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。

❖ 福祉委員

地区社会福祉協議会の構成メンバー。自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、地域ケアシステムの相談員等であり、地区ごとでその構成は異なる。

❖ 福祉コミュニティ

市民の生活する身近な地域社会で生じる、援助の必要な福祉課題を、地域住民の支えあいや関係機関、事業者の連携支援などによって解決を図っていく仕組みをもつ地域社会（集団）を指す。

❖ 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。市川市においては、福祉避難室（専門性の高い支援は必要ないが、体育館等での集団生活に何らかの配慮が必要な方を対象とし、市川市小学校区防災拠点内に設置されるスペース）での生活が困難な方を対象とし、開設する。

❖ 福祉有償運送

NPO や社会福祉法人等の非営利法人が、単独で公共交通機関の利用ができない方（要介護高齢者や障害者等）のために会員制で実施する移動サービス。

❖ プラットフォーム

80ページ参照。

マ行

❖ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

ヤ行

❖ 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

❖ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

第4期市川市地域福祉計画

発行日 平成30年3月
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課 地域支えあい課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

